

## 第三章 大学自治の展開と動揺

### 解題

#### 一 戸水事件前後

近代日本の帝国大学におけるいわゆる「大学の自治」をめぐる諸事件は、学問・研究の自由とそれに密接に関係する教員の身分保障、および総長・学長等管理者の互選制を主要な論点としていたといつてよい。一九〇二年七月の法科大学の一部教授による木下広次総長宛意見書〔一〕は、大学運営の様々な側面への厳しい批判を内容としているが、大学自治の観点からすると、分科大学教授会による教授の選任を求めた最後の項目が注目される。また、同年九月に理工科大学の一部教授より木下総長に提出された「京都帝国大学官制改正ノ義ニ付建議」〔二〕では、分科大学長の互選を要求している。これは欧米においては学術の進歩が速く、同一人物が長く学長の任にあると進路を誤る恐れがあることを理由としている。

かねてから対露強硬論を主張していた東京帝国大学の戸水寛人教授が、一九〇五年八月、休職処分を受けると、京都帝国大学の法科大学も東大に呼応し、翌九月久保田讓文部大臣宛に処分の不当性を述べた意見書〔三〕を作成し、織田萬学長は文相への取次ぎを木下総長に要求した〔四〕。意見書を受け取った文相は、教授会の議決事項ではないとして差し戻した〔五〕が、法科大学は意見書の主体は制度化された「教授会」ではなく「教授会議」であるとして再度上申した〔六〕。それでも一覽の上返付すとして再び差し戻されると、法科大学は戸水の復職を要求する勧告書〔七〕を送付している。現実の問題として、戸水の復職に京大の動きがどれだけ効果をもたらしたかは明らかではないが、この時期法科大学教授の千賀鶴太郎の言論に対しても文部省は取締りを求

めてきており(総説編、一七四頁)、また(四)の追て書からも木下から織田へ「御注意書」が送られていたことが分かる。京大法科にとつても、戸水事件は他人事ではなかったと言うことが出来るだろう。

## 二 岡田総長退職事件

一九〇七年一〇月総長に就任した岡田良平は、徳育重視の方針に基づき評議会において一連の提案を行った(一)が、その方針や岡田自身の官僚的な姿勢をめぐり、当初から法科大学を中心とした教授たちとの関係は良くなかったと言われている。翌一九〇八年七月、第二次桂太郎内閣の発足とともに岡田の文部次官兼任が発表されると、各分科大学の教授たちの多くは岡田の総長辞任を求めて、岡田本人と交渉したり、上京して文相や首相、さらには元老の山県有朋などにも働きかけを行ったりした(二)~(四)。岡田の辞任が実現すると、引き続き京大では後任総長候補者の選定が始められ、学内からならば久原躬弦理工科大学教授、学外からならば山川健次郎を推すことに決定した(五)~(六)。ただし、山川は承諾の可能性は薄いと見られており、事実上は学内からの総長就任が目標とされていたことになる。いずれにしろ、後任の決定前に必ず京大に相談することを、教授たちは求めていた(七)が、総長選定にあつてのこのような要求は前例のないものといえた。

しかし、右の要求は通らず、後任は京大には事前の相談はなく菊池大麓に決定される(八)。この決定を受け、京大では教授たちの会合が開かれる(九)が、あくまでも事前の相談なしに決定された手続きを問題にする派と、菊池の就任に満足してもはや事件は解決したと考える派とに意見が割れていることが読み取れる。最終的には、文相宛に意見書を提出したが(意見書自体は不明)、文部省より「大学総長ノ人選ハ当該大学教授ニ諮詢スヘキ筋ニ無之」として「棄却」した旨の回答(一〇)が送られてきている。

実現しなかったとはいえ、学内からの総長選任や事前照会の要求は、のちの澤柳事件にもつながる重要な論点であった。

## 三 岡村教授譴責事件

一九一一年六月、岐阜県教育総会において法科大学教授岡村司が行った講演は、民法の家制度に対する批判

を論旨としており(二)、政府内部では岡村の処分が検討される事態となった。当初政府では強硬論が支配的であり、法科大学においても政府の干渉への反発の動きも伝えられたが、菊池総長の嘆願(二)や、家制度というイデオロギー的側面を持った問題を正面に据えて処分を行うことは得策ではないという判断(三)もあり、結局政府当局者に対して「過激ニ渉ル言辞」を用いたという理由で譴責という軽い処分(四)に止まることになった。この事件は、学問・言論の自由と研究者の身分保障に関する重要な論点を含んでいながら、政治的な決着がなされたことにより大きな問題とならずに収束した。

#### 四 澤柳事件と総長公選への動き

一九一三年七月、医・理工・文の各分科大学合計七人の教授が突如辞表を提出する事態となった(一)が、これは同年五月に総長に就任した澤柳政太郎の要求によるものであった。澤柳は牧野伸顯宛の書翰(二)のなかで「大学内一層生新の元気を振起する」ために決心した旨述べているが、澤柳はかねてより大学教授は一流の学者であることが条件であつて、研究活動を最優先させるべきであると主張しており、辞職の要求もその観点に基づいたものと考えられる。しかし、辞職した谷本富の後任の選定を行う文科大学教授会に総長自ら出席し、後任者を強く推すといった行動(三)も例のないものであり、このような澤柳の大学運営に対して法科大学は強く反発することになる(四)。事件が初めて新聞に掲載され、社会的な問題となるのは同年の末のことであり(五)、その間、法科大学と澤柳総長とは何回かの意見の往復があつたが、両者の主張は平行線をたどり、法科大学は翌一九一四年一月一日付の「大学教授ノ罷免ニ関スル交渉顚末」(六)において、それまでの経過を公表するに至った。

その後、一月二三日の話し合いの席上澤柳は教授の任免に際しては教授会の同意が必要であると発言したと法科大学が公表し、事件は解決に向かうかと思われたが、澤柳はその報道を否定(八)、法科大学教授助教授は総長の態度が不誠実であるとして一四日辞表を総長に提出する事態となった。これを受けて、法科以外の各分科大学も法科支持を表明し(七)(九)(一一)、また法科学学生や卒業生も独自に法科支援の運動を展開する(一二)

〔一〇〕など、事件は京大全体に拡大していった。法科大学教授助教授は、以後直接文部大臣と交渉を行い、富井政章・穂積陳重両東京帝国大学名誉教授の仲介もあり、奥田義人文相より「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職權ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」との覚書を受け、自らの主張が認められたとして留任を決定した。澤柳との交渉決裂以来の経過は、法科大学によって「大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決」〔一二〕にまとめられている。

ところが、その後の議会において文相が法科大学との協定に反する内容の答弁を行ったことから、法科大学の一部教授の反発が報道された〔一三〕。これは、法科大学内部で孤立した強硬派に代わって織田萬教授が弁明することによって事なきを得た〔一四〕〔一五〕が、強硬派の小川郷太郎・佐々木惣一両教授が上京し奥田文相に真意を確認したとの報道もある〔一六〕。

いずれにしろ、奥田文相の覚書を得たことで、教授人事に関する教授会の関与は制度上のものではないにせよ確立したといえる。以後瀧川事件までは、この覚書は教授会の人事権を説明する根拠として機能することになる。

澤柳総長は四月に辞職するが、その前から京大では後任総長選定への動きが始まっていた。新聞報道によれば、京大側の提案は、総長任免前の事前照会と、学内互選の二点であった〔一七〕。六月一日には文科大学教授会において総長候補者選定法案が承認された〔一八〕が、その具体的内容は不明である。一方文部省は、八月に至って後任に山川健次郎東京帝国大学総長の兼任をもって充てる旨を決定し、京大に通告した〔二〇〕。山川の来任は京大でも歓迎されたが、右の決定は、この段階では京大側の提案が顧みられなかったことを意味していた。しかし、翌一九一五年になると、山川総長は、自らの後任選定にあたって各分科大学教授会の意向を確認するようになり〔二一〕、否定的な教授会が多い場合には候補者を取り下げ、最終的には荒木寅三郎医科大学教授が学内での賛成が多数として後任総長に任じられることになった。のち一九三八年に荒木貞夫文相による総長選考制度をはじめとした大学改革案が問題となった際のものと考えられる大井清一名誉教授（一九一八年当

時は工科大学教授)の回想(二三)によると、この荒木寅三郎就任時には学内で直接選挙が行われたわけではない。しかし、すでに学内の意向を無視しては総長の任命は不可能であることは認められつつあったのであり、荒木の任期が満了した一九一九年には総長選挙手続が制定され(資料編一、二五七頁)、総長公選制が実現することになった。

## 五 河上事件

一九二八年、三・一五事件といわれる共産党員の一斉検挙事件が起こると、文部省は「左傾教授」とされた大学教授を処分する意向を大学に伝えた。京大では河上肇経済学部教授がこれに該当しており、四月一日午前開かれた経済学部教授会においては河上への辞職要求に異議がはさまれることなく、その教授会の様子を聞いた河上は辞表を提出、続いて同日夜の評議会で河上の辞職が報告された(一)。河上は『京都帝国大学新聞』に掲載した「大学を辞するに臨みて」(二三)のなかで、自らへの辞職勧告の理由については納得しないが、教授会の議を経ている以上学部の意思を尊重して辞職を決意したと述べている。当時学生に絶大な人気があったとされる河上の辞職に抗議して経済学部学生から声明書が発表され(二)、また翌五月には河上本人を迎えて送別謝恩会も開かれた(四)。教員の任免に関する教授会の同意という一線は辛うじて守られたものの、河上の辞職は学問研究・思想の内容を理由としているものであり、大学自治の歴史上大きな転換点となる事件であった。

## 六 瀧川事件(京大事件)

一九三三年四月二二日、鳩山一郎文相は小西重直総長に対して法学部教授瀧川幸辰の辞職もしくは休職を要求した。これが事件が表面化した最初であるが、前年瀧川が中央大学で行った講演が二月には議会で問題視されたり、四月上旬には瀧川の著書『刑法読本』『刑法講義』が発売禁止となるなど、瀧川への処分要求は唐突なものではなかった。小西総長は文相の要求を拒否し、法学部への諮問を特に行わなかったため、当初は法学部も沈黙を守っていたが、五月中旬頃から相次いで文部省の措置の不当性を訴えた声明を発表し(一)(二)、自らの主張が認められなかった場合の連袂辞職や、慰留運動の拒絶などを内容とする申告も作成した(三)(四)。ま

た、学生も法学部教授会支持を主張し、一九日には緊急学生大会が開催された(五)。一方文部省側はこれに対して、「学問の自由」の内容を「研究の自由」「教授の自由」「発表の自由」とに分け、瀧川の場合は後二者に關するものであると自らの処分要求を正当化する見解を公表している(四)。

小西総長の拒否にもかかわらず、文部省は処分の準備を進め、五月二五日には文官高等分限委員会が開催されて瀧川の休職が議決され、翌二六日に閣議を経て発令されるに至った。分限委員会においては、処分理由として瀧川の根本思想がマルクス主義を取り入れたものであることがあげられている(一一)。なお、すこし後になつて公表された文部省の見解においても、瀧川の思想はマルクス主義であると断定されている(一七)。処分決定を受けて法学部教授一同は声明を発表し(一七)、休職に至る手続きと大学の使命との両面から今回の処分を批判し総辞職を表明した。また、助教授と講師助手副手も同日それぞれ声明を発表し(一八)(一九)、辞表を提出した。以後学内では、大学院学生、経済学部学生、法学部学生が次々と法学部教官支持の声明を発表し(二〇)(二一)(二三)、他学部も含めた全学生の組織化が進み、六月六日には初の全学学生大会が開かれる(二六)までになった。また法学部卒業生の組織である有信会も六月四日に大会を開き、文相の処分を要求する声明と決議を発表する(二四)(二五)など、学生や卒業生の運動は活発化していった。しかし、京大内の他学部や、他大学からの組織としての支援は一切なく、法学部の戦いは孤立していた。

この間小西総長は解決案を模索していたが、文部省との折衝の結果、六月一五日の評議会に「小西解決案」と言われるようになる解決案概要を提示した(一八)。しかし、この案は瀧川の復職については全く触れることなく、また文中の「法令」の指すところも曖昧であつたため、法学部の同意を得られなかった。助教授講師助手副手は声明を発表し(一九)、また全学学生大会においても解決案反対の決議があげられた(二〇)。

法学部の同意が得られなかった小西は総長を辞任し、選挙の結果七月七日に松井元典理学部教授が総長に就任した。就任直後、上京して法学部教授全員の辞表を申達した松井に対して、文相は強硬派と目された五人と休職中の瀧川を合わせた六人の辞表のみを受理した。これを受けた松井はその他の教授の慰留を図る一方、文

部省との間でいわゆる「松井解決案」(二四)を作成して二〇日に発表した。しかし、同案は依然として瀧川復職には言及がないことに加えて、文中の「非常特別ノ場合」の解釈をめぐる辞職組と留任組への法学部教官の分裂をもたらしことになった。解決案を不満とした辞職組と、これにより自らの主張が貫徹したと考える留任組とは、それぞれ声明を発表している(二一)(二五)(二二)。またかねてより事件に多大の関心を寄せていた岩波書店の創業者である岩波茂雄は、佐々木惣一宛の書翰(二三)のなかで、法学部の分裂を「残念至極」と評している。

結局三三人の専任教員のうちこの段階で二一人が辞職した。しかし、その後まず同年八月には元教授宮本英脩が京大に復帰し、さらに翌年には有力な卒業生の説得を受け、若手六名が復帰することになるが、「京大復帰問題経過」(二七)ではその経過が詳細に記録されている。

瀧川事件は、学生有志の声明(二六)に「望ト目標ヲ失ヘル社会ニ投ゲ与ヘター大プロテストデハアルマイカ」とあるように、国家統制に対する自由主義的知識人の大きな闘争であったが、これに敗れたことによつて、以後学問・思想への弾圧はマルクス主義のみならず自由主義にも及ぶようになる。

(西山 伸)

## 一 戸水事件前後

一 大学運営についての法科大学教官意見書\* [五二]

一九〇二(明治三五)年七月一四日

〔封筒表〕

「木下廣次殿

必内展」

曩ニ京都帝国大学ノ創立セラル、ヤ世人皆属望シテ其事業ノ必ス見ル可キモノアランコトヲ期セリ而ルニ今ヤ往々其属望ノ誤マレルコトヲ疑ヒ甚シキハ評シテ羊頭ヲ懸ケテ狗肉ヲ鬻クト云フ者アルヲ聞ク俚俗無識ノ徒ノ是非ハ固ヨリ意ニ介セスト雖モ識者ノ笑ヲ招クニ至テハ安ソ寒心セサルヲ得ンヤ夫レ百般ノ事業ハ主義着実ニシテ浮華ナル可カラス方針確的ニシテ誇大ナル可カラス故ニ理ヲ見ルノ明アリ事ニ当ルノ器アル者ニ非サレハ事業ノ実功ヲ収メテ遺憾ナキニ至ルコト能ハサルナリ生等窃ニ我カ京都帝国大学ノ主義方針ト其収用スル所ノ人物トヲ察スルニ寧ロ此理ト相反スルモノアリ是ヲ以テ其施設外形ニ馳セテ内質ヲ忘レ虚名

ヲ好テ実績ニ疎ナルヲ免レス是其或ハ一時世俗ノ喜ヲ買フニ足ルモ遂ニ識者ノ信頼ニ負カサルヲ得サル所以ニ非スヤ生等故ニ以為ヘラク今ニ於テ断然情弊ヲ打破シ人物ヲ更迭シ以テ宜シク一意到底施設ノ完備ヲ計ルヘシ然ラスンハ又遂ニ拯済ス可カラサルニ至ラント生等教官ニ承乏シ微力自ラ量ラスト雖モ一時ヲ苟偷スルコトヲ屑トセス敢テ鄙衷ヲ致シテ閣下ノ英断ヲ仰カシコトヲ欲シ此ニ現下ノ情弊ヲ指摘シ并セテ改善ノ方案ヲ開陳ス素ヨリ文辞ニ嫻ハス閣下淡懷ヲ以テ無礼ヲ尤ムルコトナクンハ幸甚

一 主義方針ニ関シ徒ニ其言ヲ誇大ニシテ時好ニ投合シ地方流俗ノ喜ヲ買フノ觀アルコト

故ニ総長以下宜シク其實行シ得可キ範圍ヲ測定シ着々トシテ其違算ナキコトヲ努ム可シ支那開拓ノ如キ無責任ノ言動ハ之ヲ慎ム可シ

二 事務ノ任ニ当ル者ニシテ大学ト何等ノ關係ナキ団体集会等二千与シ事務ヲ曠廢スルノ虞アルコト

故ニ職務上支障アルニ拘ラス武徳会美術工芸展覽会等ニ關係スルカ如キハ之ヲ不可トス

三 中央政府トノ聯絡ヲ欠キ意思疏通セス計画疎漫ニ流レテ信用ヲ失ヒ為メニ主張多クハ行ハレス施設常ニ挫折スルノ患アルコト

故ニ総長、書記官、学長等ハ機ヲ誤ラス東京ニ出張シ  
京都帝国大学ノ利益ヲ計ル可ク又施設ヲ為スニ当テハ  
予メ精確ノ方案ヲ立テ其主張ヲ強硬ニシ輕侮ヲ受クル  
コトナキヲ期ス可シ

四内部ノ事務徒ニ形式ヲ尚ヒ繁文縟礼ニ流レ秘密ヲ要セサル  
事件ヲモ秘密ニシ事務渋滞ノ跡アルコト

故ニ百事手續ヲ簡略シ且必要已ム可カラサルモノ、外  
文書ノ往復ヲ廢ス可ク又鎖<sup>（マ）</sup>末ノ事件ニ権限ノ有無ヲ争  
ヒ事務ヲ推譲スルノ弊ヲ矯ム可ク又留學生選定等ノ如  
キ各分科大学ノ施設ト相關スル事件ハ之ヲ評議會ニ付  
シテ後先ヲ定ムルノ方針ヲ取ル可シ

五總長小節ヲ願<sup>（森）</sup>ミス書記官ニ委任スルノ跡アルニ拘ラス書  
記官事務ノ材ナク補助ノ任ニ堪ヘス之カ為メニ統一ヲ欠  
キ事務散乱ノ弊アルコト

故ニ書記官ハ速ニ之ヲ罷免シ更ニ適任者ヲ以テ之ニ充  
ツ可シ

六図書ノ整理ヲ後ニシ徒ニ虚名ヲ博スルカ為メニ心身ヲ勞  
シ時間ト経費トヲ空費スルコト

故ニ図書館展覽会ヲ開キ又無用ノ寄贈ヲ受クルカ如キ  
ハ之ヲ廢止シ且適任ノ館長ヲ求メテ大学図書館タルノ  
実ヲ挙ケシム可シ

七運動会ノ入会ヲ強制シ分外ノ経費ヲ徴収スルニ拘ラス其  
經費ハ之ヲ少数者ノ遊戲ニ費消シテ觀覽者ノ喝采ヲ買ヒ  
且優勝旗授与ノ如キ虚式ヲ以テ虚名ヲ博スルノ嫌アルコ  
ト

故ニ運動会ハ全然之ヲ廢止スルカ若クハ其組織方法ヲ  
改メテ大学全体ノ運動会タルノ実ヲ挙ク可シ

八現理工科大学長專横自ラ用キ同僚不平ノ声アルコト  
<sup>（中沢）</sup>

故ニ總長ハ宜シク之ニ対スル監督ノ実ヲ挙ク可シ

九同大学長他ノ学校ニ長タルノ故ヲ以テ教授ノ実ナクシテ  
其職ヲ帶ヒ且学長タルハ不都合ナルコト

故ニ速ニ其職務ヲシテ名実相伴ハシム可シ

十従来教授職員ノ選任情実ニ流レ老朽無能ノ人物ヲ收容セ  
ルノ評アルコト

故ニ将来ニ於テハ其選任ヲ慎ミ殊ニ教授ノ選任及講師  
ノ囑託ハ必ス各分科大学教授会ノ議決ヲ經可ク總長若  
クハ学長ニ於テ專決スルコトナキヲ期ス可シ

明治三十五年七月十四日

織田 萬  
井上 密  
仁保龜松  
岡松参太郎

木下廣次殿

高根義人

ト信スルヲ以テ茲ニ本大学官制第十条ノ改正ヲ上申アラン  
コトヲ謹テ建議候也

明治三十五年九月

提出者

京都帝国大学理工科大学教授

工学博士中澤岩太<sup>㊦</sup>

賛成者

京都帝国大学理工科大学教授

理学博士山口銳之助<sup>㊦</sup>

京都帝国大学理工科大学教授

理学博士村岡範爲<sup>㊦</sup>

京都帝国大学理工科大学教授

理学博士水野敏之丞<sup>㊦</sup>

京都帝国大学理工科大学教授

工学博士阿部正義<sup>㊦</sup>

京都帝国大学総長法学博士木下廣次殿

京都帝国大学官制改正按

第十条 第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ帝国

大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其分科大学ノ  
事ヲ掌ラシム

シカラズ時々交代シテ学長ノ任務ニ就クノ制ニ改ムルハ時  
機ノ宜シキヲ得テ正ニ大学ノ業務ニ急速ノ進歩ヲ計ル良法

二 京都帝国大学官制改正ノ義ニ付建議  
一九〇二(明治三五)年九月  
京都帝国大学官制改正ノ義ニ付建議

方今世ノ學術界ニ於テ百事長大足ノ進歩ヲ来シ專修事項ノ  
研究ニ就事スルモノ一日モ忽セニスル能ハズ我京都帝国大  
学ハ最新ノ一大学ニシテ未タ學務ノ一般ニ付テハ尽ク整理  
ヲ終ヘタリト謂フ能ハサルヘシ此時ニ當リ非常ノ速度ヲ以  
テ進行セサレハ欧米ノ大学ト並立スルヲ得サルヤ論ヲ俟タ  
スシテ明ナリ而シテ大學事業ノ進歩ハ之カ長タルモノ、適  
否如何ニ由リ遲速アルヘク專攻ノ業務拡クシテ一人ニシテ  
其全部ヲ完修シ偏傾ナク各部ヲ統理スルハ至難ナリ之欧州  
ノ大学ニ於テハ教授ノ互選ヲ以テ有期学長ノ制ヲ操レル所  
以ナランカ本大学官制ニ於テ分科大学長ハ他ノ直轄学校長  
ト異ナリ之ヲ補任トセラレタルモノ當時立案者ノ趣旨前述  
ノ理由ニ外ナラサルベシ今や本邦ノ大学ニ於テモ其人ニ乏  
シカラズ時々交代シテ学長ノ任務ニ就クノ制ニ改ムルハ時  
機ノ宜シキヲ得テ正ニ大学ノ業務ニ急速ノ進歩ヲ計ル良法

分科大学長ハ其分科大学教授ノ互選ヲ以テ三名ノ候補者  
ヲ定メシメ其中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ノ就職期ハ八月一日ヲ以テ始メ満二ケ年ノ七月三十一日ヲ以テ終リトス

但二期以上ニ継続スルヲ得ス

理由

方今欧米ニ於ケル學術上ノ進歩著大ナレハ學事上諸般ノ經營モ年々新想ヲ顯出スルコト少ナカラス故ニ學務ヲ統理スヘキ分科大学長ハ一人ニシテ長時ニ持續スルハ進路ヲ過マルノ慮アリテ最良ノ制度トセス寧ロ近ク欧米ノ事業ヲ廣ク鑑察セル教授ノ時々其職ニ當リ學務ノ斬新ヲ計ルニ若カサルナリ之レ本案ヲ提出セル理由トス

三 戸水休職についての法科大学意見書。

一九〇五(明治三十八)年九月一日

〔六七〕

東京帝国大学法科大学教授法学博士戸水寛人ニ對スル休職処分ハ左ノ理由ニ因リ官吏ノ分限ヲ害シタル不当処分ト認ム

一 処分ノ原因若シ単ニ文官分限令第十一条第一項第四号ニ從ヒ官庁事務ノ都合ニ依ル必要ニ在リトスレハ該規定ハ畢竟当該官庁事務ノ都合ニ付テ云フモノニシテ本問ノ事實ハ全ク之ニ反ス本人ハ俄ニ他人ヲ以テ代ヘ難キ職務ニ

在リテ其休職ハ却テ事務ノ進行ヲ阻害スルノミ毫モ該規定ノ予想スルカ如キ事實ナシ

一 処分ノ原因若シ本人カ時局ニ関シテ為シタル言動ニ在リトスレハ官吏服務規律ニ違反シタルモノトシテ文官懲戒令ニ依ル手續ヲ採ルハ別論ナレトモ文官分限令ヲ適用シテ休職ヲ命スヘキ限ニ在ラス

〔久保田題〕

要スルニ本人ノ言動ノ是非ハ姑ク舍キ文部大臣カ右ノ如ク法令ノ適用ヲ誤リテ官吏ノ分限ヲ害シ又更ニ學務ヲ弛廢セシメントスルハ利害ノ最モ直接ナル京都帝国大学法科大学ノ黜過スルコト能ハサル所ナリ茲ニ理由ヲ開陳シテ速ニ不当処分ノ取消アランコトヲ望ム

前記ノ件本學ニ於テハ輕易ナラサル儀ト認メ教授會議ニ於テ右意見開申ノ事取極候ニ付テハ文部大臣ニ御伝達ノ上何分ノ御指令ニ接スル様致度此段上申候也

明治三十八年九月十一日

京都帝国大学法科大学長法学博士織田萬印

京都帝国大学総長法学博士木下廣次殿

四 織田萬書翰(木下広次宛)

〔五二〕

(一九〇五(明治三八年)九月一日)

〔封筒表〕

「相模国逗子葉山字一色」

木下廣次殿

急必親披」

〔封筒裏〕

「京都帝国大学法科大学」

織田萬」

拝啓近來御健康如何ニ被為在候也奉伺候扱戸水休職処分之件ニ付てハ當時より窃ニ噂致居候処同僚一同之意見は法科大学として何分黙視する能ハざる儀ニ付一応右処分取消を請求すべしといふ事ニ決着別封書記官より入御覽候通意見書提出之事ニ致候事矣ハ東京大学之応援ニ相成候へども右意見書提出ハ全く独立之行動ニ有之且此際適當之措置と被存候間何卒御認可之上当局へ御取次被下度不堪希望候或ハ教授會議之權限ニ屬せずなど申者有之候哉も難計候へども仮令權限外之事項に就ても意見を上申するは毫も差支無之又総長ニ於て伝達を拒否せらるべき理由も有之間敷と愚考仕候尤も当局者が之に対して何等善後之処分を講ずること

有之間敷ニ付然る上は東京と連合して飽まで強硬之態度を採り俗吏輩ニ一ト泡吹かせ可申哉否ハ尚十分之熟議を要し候間何共申上兼候へども兎ニ角右様不當之処分を以て官吏之分限に対する保障を破ることは啻に当該大学之利害ニ関するのみならず一般之公益に關する惡手段に候間一応は穩便之方法を以て救済を求め置方可然候今日之京坂新聞にハ東京大学より之抗議既ニ發表せられ居候際当方之意見書も可成急ニ提出致度ニ付何卒可然御伝達被下度若シ万一御不同意ニ被為在候ハ同僚連名之上大臣に對し直接ニ建白するの外無之ニ付左様御承知可被下又乍御手数其旨電報を以て御通知可被下願上候先は取急意見書提出ニ至り候願末申述度如此御座候勿々頓首

九月十一日

織田萬

木下総長殿侍史

御注意書ハ確ニ拝見致し候言論ハ大ニ慎戒之積ニ候へども尚此上ニも精々注意可致候

五 文部省より法科大学意見書返戻\*

一九〇五明治三八)年九月一日

本月十一日付ヲ以テ東京帝国大学教授水寛人ニ対スル休職処分ニ関シ貴学法科大学教授会ニ於テ議決シタル意見書御進達相成候処右ハ教授会ニ於テ議決シ得ベキ事項ニアラス從テ本省ニ於テ受理セラルヘキモノニ無之候条別紙返戻依命此段申達候也

明治三十八年九月十五日

文部大臣官房秘書課長松浦鎮次郎印

京都帝国大学総長法学博士木下廣次殿

六 法科大学意見書返戻に對し再上申\*

〔六七〕

一九〇五明治三八)年九月一日

〔木下広次〕

本月十一日付ヲ以テ別紙意見書進達之儀総長ニ上申シ総長ニ於テモ其儀被取計候処同十五日付ヲ以テ右ハ教授会ニ於テ議決シ得ヘキ事項ニ非サル旨ヲ以テ御返戻相成候趣ニ付テハ直ニ貴命了承可致恐縮之処尚一応御覽ニ供シ置度其為理由開陳致候右意見書之提出ガ教授会ノ議決権限ニ属セサルコトハ小官等ニ於テモ万々承知罷在候故別紙ニハ故ラニ「教授会議ニ於テ」ト書シ「教授会」ノ文字ヲ用ルコトヲ

避ケ又「開申之事取極候云々」ト書シ敢テ「議決」ト言ハス畢竟大学ノ機関タル教授会ノ議決ニテハ無之唯教授全体会同ノ上取極メタル意見ナルコトヲ表明スルノ微意ニ有之候ヘトモ不文ノ致ス所教授会ノ議決ニ出タルモノトノ御認定ヲ得候事遺憾無此上儀ニ御座候尤モ教授会ノ議決ニ非ラサルモノハ到底一箇ノ私書ニ過ギサルニ何故総長ヲ経テ進達シタルカトノ御意有之ヤモ難計候ヘトモ事公益ニ関シ輕易ナラサル為特ニ慎重ノ手續ヲ尽シ候次第ニ候ヘハ不惡御諒察被下度候就テハ教授会力権限以外ノ議決ヲ為シタルモノトシテ別紙御返戻相成候上ハ右様教授会ノ議決ニテハ無之次第開陳候ハ、御受理可被下儀ト恐察仕候間更ニ小官等連署ノ上願出候ハンカト存候ヘトモ別紙其儘御覽ニ供シ候方事情却テ判然可致トモ存シ茲ニ事情開陳致候文字拙劣ニシテ誤解ヲ生シ御手数ヲ煩ハシ候段ハ只管恐縮ニ堪ヘス尚此度モ自然意ヲ尽サル所可有之御賢察之程奉切望候敬具

明治卅八年九月十九日

京都帝国大学法科大学教授總代

法学博士 織田萬

文部大臣久保田讓殿

〔注〕 原史料では二九頁(五)とともに一括して綴じ込み。

七 戸水教授休職と京都法科大学(抄)

〔二九〕

一九〇五(明治三八)年一〇月五日

## 戸水教授休職と京都法科大学

戸水東京大学教授休職事件に付ては京都帝国大学法科大学教授助教諸氏に於ても夙に其不法処分なることを認め夏期休業中より種々協議中なりしが去る九月九日一同会合の上木下総長を経て左の意見書を文部大臣に差出せり

〔中略〕

然るに文部大臣は右の意見書を以て教授会の決議と認め其権限に属せずとの理由を以て意見書を差戻し来りしを以て織田学長は直ちに右は決して教授会の議決に非ざる旨を弁明して其儘更に差出したるに此度は一覽の上返付すとの事にて復々差戻し来れり依て九月廿九日臨時集会を開き更に左の勧告書を差出すことに定め一同連署の上昨日既に発送したる由

某等謹で久保田文部大臣閣下に白す曩に東京帝国大学法科大学教授法学博士戸水寛人が休職を命ぜらるゝや書を裁して閣下に呈し其処分の速に裁撤せられんことを望めり閣下初めは見て以て越権の所為と為し再びにして幸に一覽を経ることを得たるも遂に答へられず夫れ処分の不当にして且違法なることは某等既に之れを指斥せり殊に

頃日新聞紙報ずる所の東京諸同僚の上書義理明白情至り意尽く閣下の明敏に事理に通ずるを以てして豈此に察せざらんや閣下嘗て長く職に文部に在り桂冠の後も常に意を学制の改善に用ひ其貴族院に在て為せる侃諤の議論の如きは世人の喜で傾聴せる所に非ずや而して今は則ち此の不当不法の処分を敢てす某等竊に閣下の為めに之を惜む然れども想ふに斯の如きは素と閣下の心事に非ず蓋し止むことを得ずして此に至れるならん唯閣下の職は宜しく毅然として学問の独立を保障し以て官権の逼害を防ぐべかりしに事茲に出でず却て漫然として附和し法令を曲解して官吏の分限を侵犯し大学の教務を曠廢せしむ閣下安ぞ其責を辞すべけんや願くは速に戸水寛人の復職を命じ以て閣下の心事を明にし且過を改むるに憚らざるの雅量を示せ敢て三たび進言して閣下の反省を仰ぐ頓首

〔注〕(一)(二七頁(三))を参照。

## 二 岡田総長退職事件

### 一 岡田総長の方針\*

〔一五〕  
一九〇七(明治四〇)年十一月二日

一 明治四十一年一月ヨリ毎週一回人格ノ修養ニ資スベキ課外講演ヲ開始スル事

一 学生ノ制服制帽着用ヲ勵行シ明治四十一年二月一日以後ハ制規ノ服裝ヲ為サ、ル者ハ教室又ハ図書館ニ出入スルヲ禁スル事

一 学内ノ清潔ヲ保ツカ為メ左ノ如ク各部ニ其責任者ヲ置キ是ガ執行ニ当ラシムル事

法科文科各室心理学教室及研究室ヲ除ク 及他部ニ属セサル場所

書記官

理工科各教室及附属ノ場所

理工科大学長

京都医科各教室及附属ノ場所

京都医科大学長

京都医科大学附属医院構内土地建物全部

同医院長

文科心理学教室及研究室

文科大学長

法科研究室

法科大学長

図書館及附属ノ場所

図書館長

寄宿舎及附属ノ場所

学生監

以上ノ各部ニシテ其周圍ニ一定ノ附属地面ヲ含ムモノハ責任者ニ於テ其清潔法ヲ執行スルヲ要ス

一 卒業式ヲ執行スル事

一 特待生ノ制度ヲ設クル事

一 寄宿舎ヲ増築拡張スル事但シ今日ニ於テハ直チニ之ヲ決行スルコト能ハサルカ故ニ時機ヲ見テ成ルベク早く斷行スル事

右ノ通決定

二 七月二五日から八月二日までの記録\*

〔一五六〕

一九〇八(明治四二)年

明治四十一年七月廿五日決定

(岡田総長)

第一 総長兼任ヲ拒ムコト

第二 舞戾ヲ断ルコト

第三 各分科大学ヨリ委員ヲ撰出スルコト総長ニ兼任辞職ヲ忠告スルコト

第四 総長候補者ハ大学教授ノ内ヨリ適任者ヲ推薦スルコト

ト

総長ハ同時ニ教授兼官タルヲ得ルコト

第五 新総長任命迄経理会ヲ開カサルコト

第六 総理大臣及主務大臣へ事情陳述ノ為メニ委員ヲ派遣スルコト

第七 交渉ノ方法ハ委員ニ全權ヲ委スルコト

委員長 (範之助) 村岡

委員 難波 (正) 三輪 (恒一郎) 田辺 (朔郎) 平井 (鏡太郎) 中西 (龜太郎) 森嶋 (庫本) 井上 (密) 織田 (龜太郎) 千賀 (勘三郎) 勝本 (勘三郎)

出席者

勝本 (司) 岡村 (三郎) 井上 (前) 久原 (前) 織田 (前) 田嶋 (前)

難波 (二見) 大塚 (三郎) 田辺 (三郎) 三輪 (三郎) 千賀 (三郎)

村岡 森嶋 中西

明治四十一年七月廿六日決定

午前八時法科会議室ニ委員一同集合村岡難波森嶋織田ノ四名ハ総長婦西ヲ待チ直ニ訪問談判ヲ開クコト

田辺千賀中西村岡ハ東上シテ事情ヲ政府ニ陳述シ相当ノ所理ヲ為スコト

出席者

田辺 勝本 織田 村岡 三輪 千賀

森嶋 中西 平井 難波 井上

千賀中西ハ廿八日夜着京シテ廿九日午前十一時ニ大臣ヲ文部省ニ訪フノ約束ヲナセリ

廿九日朝九時田辺着京ス

廿九日午前十一時文部省へ出頭シテ田辺千賀中西ヨリ大臣ニ説明ヲナス

明治四十一年七月

三十日朝 田辺ハ奥田氏ヲ訪フ (義人)

婦途真の氏ヲ訪ヒ帰宅委員ハ打合ヲナス (真野文子)

三十一日朝 田辺千賀兩人目白山縣公ヲ訪フ (有明)

兩人「大学総長兼任ノ不都合ヲ論シタルニ山縣公ハ全ク同意見ナリ

兩人「更ニ岡田氏ノ大学総長ノ器ニ非ズシテ紛擾ヲ生スル実証ヲ述ヘタルニ (マヤ)

山縣公ハ余力引受ケテ兼任解カスル様ニ文相ニ人ヲ以テ申述ルカ直接ニ申述ルカスル故ニ引受テヤルト云ハル

三十一日 文部省ニテ委員会合セシニ文相ハ出勤セズ固テ (マヤ)

千賀氏文相邸ニテ此日昼懇話ス

明治四十一年

八月一日 委員四名村岡田辺千賀中西文部省ニテ大臣ニ面  
会談話ス

(別紙参照)

是ニテ一段落ニ付中西ハ八月一日夜発歸西

村岡ハ八月二日朝発足

田辺千賀ハ八月三日朝発足歸西ス

八月二日朝 田辺千賀兩人山縣公邸へ出頭シ公より左ノ話

アリシ

(英太郎)

(太郎)

「一昨日小松原文部大臣及桂總理大臣ニ次官ト  
大学総長兼任ノ不宜次第ヲ述へ且ツ岡田次官ノ  
人物評モ加へテ速ニ兼任解除ヲ可トスル旨ヲ述  
タルニ小松原文部大臣ハ兼任総長ノ事ハ既ニ文  
部省ニテ委員ノ者ニモ話タル故ニ休課中ニハ所  
分スルコトニ決セリト云ヘル故ニ最早帰京シテ  
モ差支ナカラン

「兩人礼ヲ述へ是より一般教育界ノ事及歌道ノ  
話ニテ式時間余話シテ退出ス

(注)

別紙は見当らず。

三 京都帝国大学総長兼任問題

一九〇八(明治四一)年七月二七日

(五六)

京都帝国大学総長兼任問題

明治四十一年七月

(範為勉(正) 庫本(寓)

明治四十一年七月廿七日午前九時半村岡難波森嶋織田ノ四  
人総長ヲ訪問談話ノ要領左ノ如シ

四人「総長ノ兼任ハ大学ノ体面ニ関シ、事務ノ渋滞ヲ来ス  
ノ恐アリテ内外共ニ其不都合ナルヲ感シ居レリ殊ニ学内ノ  
総長ニ対スル不平ハ今日ニ起レルニ非ズ唯総長ノ面目ヲ尊  
重シテ今日迄自ラ抑ヘタル事情ナキニ非ズ然ルニ今回ノ兼  
任ハ総長赴任当時ノ抱負及平生ノ言責ニモ反シタルコトナ  
レバ勿論已ムヲ得サル事情ヨリ生ジタル一時ノ事ナリト思  
ハルサレバ此際自ラ兼任ヲ辞セラル、トキハ極メテ円満ニ  
運ビ御互ニ満足ノ結果ト為ルベシ過日兼任ノ辞令発表セラ  
ル、ヤ同僚期セズシテ相会シ四拾余名ノ意向皆一ナルヲ以  
テ我等ハ事一日ヲ緩ウスルノ不可ナルヲ憂ヒ総長ノ帰任遅  
シト待受ケタル次第ナレバ好意上此事情ヲ陳ヘ総長ノ処決  
ヲ促カサン為メ今日参上シタリ

総「兼任ノ事ハ元来已ムヲ得サル事情ニ出テ固ヨリ一時ノ  
事タリ初メ当大学ニ赴任スル際モ先輩ノ勸告已ムヲ得ズ承  
諾シ敢テ微力ヲ以テ任ニ当リタル事トテ自ラ其器ニ非サル

ヲ恐レタルニ今回ノ内閣ノ更迭ニ際シ又次官就職ノ事ヲ勸告セラレ再三辞シタルモ遂ニ強要セラレタリ然ルニ総長ノ後任ニ関シテハ昨年甚困難ヲ感シタルコトモアリ今回モ急ニ適任者ヲ見出し難クサリトテ一日モ管理者ナキヲ得ズ且自ラ多少ノ計画ヲ為シタルコトモアレバ適任者ヲ得ルマデ一時兼任スルコト、為レリ故ニ兼任ヲ辞スルコトハ諸君ノ忠告ヲモ待タズ自ラ期スル所ニシテ余ニ取リテハ忠告ハ蛇足ヲ加ヘタルモ同シ

四人「御事情ハ我等ノ諒トスル所、然レドモ後任者ノ定マルヲ待タバ昨年ノ歴史ヲ繰返スコト、為リ荏苒日ヲ経ルニ至リ大学ノ体面上利益上益々悪カルベシ我等ハ外部ヨリ後任者ヲ得ルコト到底困難ナリト信スル故、此際ハ寧ろ学内ヨリ推薦シ一致協力シテ之ヲ補助シ以テ我々大学ノ発展ヲ期スベシ此事ニ関シテハ衆心期セズシテ一致セル様思ハル

総一学内ヨリ推薦スル事ハ主義トシテ賛成スルトモ果シテ現在適任者アルカハ疑ハシ仮令多数ノ推薦ニ出ツルモ大臣ハ直ニ之ヲ採用スルコト能ハズ

四人「総長任命ノ事ニ関シテハ大臣ノ職權ニ帰スルコトハ勿論ナリ然レトモ若シ同僚殆んど全体ニ推服スル者アラバ大臣モ其意向ヲ重シテ後任者ヲ定ムルコト大学ノ為メ幸ナリ但問題力自然遷延スルコト、為ラバ益物議ヲ盛ニスベシ

今日大学ニ対シ彼此風評アルニ当リ更ニ物議ヲ生スルコトアラバ誠ニ大学ノ為メ悲マサルヲ得ズ故ニ急ニ後任者ヲ得サル以上ハ不体裁ハ同シク不体裁ナルモ直ニ総長ノ兼任ヲ解キ去年ノ如ク総長事務取扱ヲ置カレタシ物議ヲ生シテ紛擾ヲ暴露スルカ如キコトアリテハ総長ノ名譽ハ勿論、大学ノ面目ニ関スルコト大ナリ我等ハ此結果ヲ恐ル、カ故ニ仮令一時総長事務取扱ヲ置クモ一日モ早く兼任ヲ辞サレタシ

総長「今更事務取扱ヲ置クハ不賛成ナリ兼任ノ令発セラレテ未タ日ナラズ又之ヲ止メテ事務取扱ヲ置クトアリテハ随分不体裁ナリ当局者ニ於テモ之ヲ是認スルコト能ハズ兼任ト云ヒ事務取扱ト云ヒ何レモ一時ノモノナレバ彼ヲ廢シテ此ヲ置クハ無意味ノ事ナリ

四人「理窟<sup>(リツ)</sup>ハソレニ相違ナキモ人ハ感情ニ支配セラル、コト随分アルモノニテ内外共ニ総長ノ兼任ニアキラザル結果、期セズシテ今日ノ事ト為リタリトセバ尚此上ニ兼任ノ日ヲ長クセバ如何ノ問題ヲ出来スルカモ知レズ我等ハ之ヲ憂フルカ為メニ事務取扱ヲ置クヲ勝レリト信ズ

総「余ノ一身ノ名譽如何ハ関スル所ニ非ズ唯願クハ諸君ノ行動ヲ謹マレタシ此一事ハ他ノ同僚ニモ伝ヘラレタシ

四人「貴意ノ在ル所ハ之ヲ諒セリ我等ハ行動ヲ謹マンカ為メニ今日參上シタル次第ナリ兎ニ角兼任ノ不可ナルコトハ

総長モ自ラ認メラル、所ナレバ一日モ問題ノ解決ヲ早クシ  
 タシ仮令物議紛生セストモ人心懈怠ノ機ヲ作ルハ不可ナリ  
 総長「御忠告ハ謹テ感謝ス諸君ノ所思モ我所思モ大体ニ於  
 テ同シ唯右ヨリ左ト云フ程ニ出来サルコトハ之ヲ諒セラル  
 ベシ

四人「此上ハ引取りテ一同ニ貴意ヲ伝フルノ外ナシ

同志者姓名

(マヤ) 速水 (速) 織田 (織) 河合 (河) 理工 (理)  
 足立 (文太郎) 千賀 (助三郎) 大藤 (高彦) 金子 (金)  
 岡本 (龜松) 勝本 (龜) 日比 (比) 松村 (龜松)  
 藤浪 (道造) 井上 (龜松) 齋藤 (天吉) 久原 (久)  
 松岡 (春次) 仁保 (龜松) 村岡 (村) 田辺 (田)  
 猪子 (止之助) 岡村 (勝元) 毛戸 (毛) 田辺 (田)  
 笠原 (光原) 春木 (春) 二見 (二) 難波 (難)  
 平井 (龜太郎) 跡部 (跡) 中嶋 (中) 三輪 (三)  
 中西 (中) 森嶋 (森)

(新吉) 今村 (新) 大塚 (大) 天谷 (天) 荒木 (荒) 高山 (高) 吉川 (吉)  
 (文三郎) 松本文 (松)

此外ハ夏期休課中ニテ出張中ノモノナリ  
 此外不同意者ト認ムルモノ二三名アリ

四 田辺朝郎・中西龜太郎・千賀鶴太郎、小松原英太郎文  
 相に面会\* (五)

明治四十一年七月廿九日田辺中西千賀二名文部省ニ於テ  
 (小松原英太郎) (朝郎) (龜太郎) (鶴太郎)  
 大臣ト談ス

三人先ツ京都ニ於テ総長兼任辭職忠告ニ至ルノ手続ヲ述メ  
 且ツ織田氏認ノ報告ノ内容ヲ話ス仍テ大臣トノ応対ノ大要  
 左ノ如シ (マ)

(一) 次官ニ兼ルニ総長ヲ以テスルハ特ニ遠隔ノ地ナレバ到底  
 出来難キ事ナラン○大臣曰ク實際出来難キ事明白ニナ  
 ラバ勿論兼官ヲ罷ムベシ然シ尚事案ヲ発見セズ岡田氏モ  
 (良平)

一旦ハ次官ヲ為ルヲ辞退シタルモ終ニ之ヲ承諾シ又兼官モ出来サルコトハナシトノ意見ナリシカバ其儘ニ為シ置キタリ兼官ハ固ヨリ永久ニ続ケル目的ニアラズコトハ目下休課中デモアリ別ニ事務ニ差支ナカラシ

(二) 兼官ヲ罷メテ事務取扱ヲ置キタル方宜シカラズヤ○大臣曰ク事務取扱ハ総長ノ病氣等ノ為メニ置クハ当然ナルモ総長ヲ罷メテ置クハ宜シカラズ且今直ニ兼官ヲ罷メテ事務取扱ヲ置クハ朝令暮改ノ議アリ

(三) 岡田総長ノ態度ハ平素教授ノ多数ニ不服ノ所多シ故ニ竊ニ転任ヲ希望シ居タルニ却テ兼官ト為リタルニ就キ爰ニ反対ノ声益々激シク為リタル次第ナリ若シ此儘ニ捨置ク時ハ新ニ衝突ヲ生シ紛擾ニ紛擾ヲ重ル様ニ為リテハ大学ノ為メ宜シカラズ○大臣云ク紛擾ニ紛擾ヲ重ル様ニ為リテハ文部ニ於テ無論打捨置ク訳ニ行カズ然シ大学教授ハ小供ニアラザレバ感情ニ流レテ輕拳ノ事ナキ様希望ス

(四) 岡田総長ハ勉強家ニハ相違ナキモ大学ノ総長ニハ適セズ中学校長位ニハ適シタル人物ト思フ総長ハ中学ニ臨ム態度ヲ以テ大学ニ臨マル、故ニ衝突ヲ生ス故ニ今マデノ悪感情ハ姑ク抑ヘルトスルモ新ニ続々衝突ヲ生スルヲ如何セン早く兼任ヲ罷メテ事務取扱ヲ置カル、ニ若クハナシ且総長ハ毎日八時ヨリ出テ晩方マテ大学ニテ事務ヲ取ラ

ル、ヲ得意トセラレ居ラレタルニ今ハ一週一日ノミ大学ニ出勤セラル、トハ前後言行ノ矛盾スルトコロアリ此ニ就テモ反対ノ声アリ○大臣笑フテ云ク一日丈ケテモ八時ヨリ出勤スルナラン

五 八月三日から八月一二日までの記録\*

〔五六〕

(一九〇八(明治四二)年八月)

八月三日

(龜太郎)  
中西ヨリ委員ヘ報告

八月五日 委員会ニテ東上中ノ報告及総長後任者ニ付相談此時迄ハ文科大学ヘハ相談セザリシガ此日初メテ文科ヨリモ委員ヲ出スコトニ交渉セリ(松本文三郎氏ヘハ村岡氏ヨリ前ニ話アリタレトモ

又文科ノ人ニモ後任総長問題ニ付異議アラバ出席セラレ度ト申送ル

八月六日 文科会ニテハ総長ハ宜シク広ク之ヲ天下ニ求ムベシ内部ヨリモ外部ノ方よろし尤モ何モ外部ノ人ニ付考ナク或ハ人々意見相異ナルヤモ知レズ

〔赤太郎〕  
松本亦

〔榎代〕  
藤代

〔塚田〕  
小川

〔銀澤〕  
内田

〔重野〕  
狩野

八月六日

法科教授一同昨朝会同総長新定委員ニ相談致候処外部ヨリ迎ヘントスルモ目下適當ノ人ヲ難得ノミナラス或ハ意外ノ人而モ我々不本意ヲ押付ケラレ候恐モ有之候得ハ此際寧ロ内部ヨリ推ス事可然然シ

一新総長トシテ久原氏ヲ推ス事若シ委員会ニ於テ他ノ人ヲ推ス傾アレバ再ヒ教授一同ニ計ルコト

二総長任期ヲ先ツ三年トシテ重任ハ妨ナキ事(但シ委員会ニ於テ一年位の伸縮ハ便宜ニテ差支無之事

三総長ハ自治ノ精神ヲ重スル結果事件ハ評議會ニ諮詢シ其決議ヲ重スルコト

ノ三条件ノ下ニ新総長候補者ヲ予定スルコト委員二一任スルコト

医科ニ於テモ本日本日會議有之旨森嶋氏<sup>(原本)</sup>ヘモ此事情相通候云々

八月七日

井上密

村岡尊台侍史

八月八日 相談会

村岡博士ヨリ総長候補者選定ノ件ニ付相談スル旨ヲ陳ヘ諸

氏ノ意見ヲ叩カレタルモ

從來ノ委員ニ委任スルコトニ決ス

〔榎一郎〕<sup>(十太郎)</sup> 河合 村岡 〔永野敏之丞〕  
〔三輪〕<sup>(三輪)</sup> 水の 新城 〔松本〕  
〔吉川〕<sup>(吉川)</sup> 大幸 田辺 〔二見〕<sup>(二見)</sup> 大藤 〔梅三郎〕  
〔日比〕<sup>(日比)</sup> 大塚 難波 青柳 小川

八月十日

法科ハ

(一)久原氏ヲ推スコト

(二)任期 三年(一年位ハ伸縮ヲ委員ニ任スコト

(三)新総長ハ評議會ニ重キ事件ハ諮詢シテ其意見ヲ重スルコト

ト

(四)久原氏以外ヲ推スコトナレバ再ヒ評議ヲ附スルコト

医科

(一)久原氏ヲ推スコト(外部ニ適任者ナキ様ナレバ

(二)任期三年

(三)評議會ノ意見ヲ新総長ハ重スルコト

附言三四ノ反对者モアリ

理工科

委員ニ事件ノ一切ヲ委任スルコト

文科

外部ヨリ適任者ヲ求ムルコト其人ニ就キ各自意見ヲ異ニ  
スル事アルベシ

八月十日議決

決議

外部ナレバ山川氏内部ナレバ久原氏ヲ総長ニ推スコト

久原氏ニ総長ノ任期ハ三年

自治ノ主義ヲ重スルコト

評議會ニ諮詢シ其意見ヲ重スルコト教授兼任スルコト

右ノ意見ヲ久原氏ニ相談スルコト

化学第何講座ヲ兼任若ハ分担トナシ久原氏総長ノ職ヲ退キ  
タル時ニ於テ其講座ヲ担任シ得ベキ様化学講座担任ノ教授  
ニ相談スルコト

此趣ヲ久原氏ニ通知セリ

八月十一日

出席

村岡 (村岡) 難波 (難波) 田辺 (田辺) 森嶋 (森嶋)  
千賀 (千賀) 勝本 (勝本) 三輪 (三輪) 井上 (井上)  
(秘) (秘) (秘) (秘)  
平井 (平井) 松本文 (松本文)  
(秘) (秘) (秘) (秘)

千賀田辺ノ二名昨夜久原氏訪問ノ結果ヲ報告ス

久原ノ意見ニ曰ク自分総長ノ職ニ就クモ實際化学ノ講座ヲ  
担任シ教授ヲ兼ヌルコトヲ希望ス任期三年ト云フ条件ヲ廢  
止スルニアラザレバ絶対ニ総長職ニ就クコト能ハズ

決議

久原氏ノ教授トシテ講座担任及任期希望承諾ス

但シ我々ニ於テハ任期ハ三年ナランコトヲ希望ス

八月十二日 理工科会

村岡 難波 田辺 小川 細木 河合

大幸 水の (水) 日比 新城 三輪 大塚

村岡君左ノ報告ヲナス

一十日ニ委員会ヲ開キ十一日ニ左ノ通り決定

外部ヨリナレバ山川健次郎氏内部ヨリナレバ久原躬弦  
氏ヲ教授兼総長

一今日ノ大阪朝日新聞東京電話ニ真野文二氏ヲ京都大学総  
長ニ任命文部省之内定の由記載アリ若シ万一事実ニテ京  
都大学教授ノ意見ヲ問フ時ハ理工科大学ニテハ別ニ會議  
ヲ開カズ断ルコトニ決ス

六 村岡範為馳・千賀鶴太郎・中西龜太郎・田辺朔郎書翰

(小松原英太郎宛)

一九〇八(明治四一)年八月一二日  
〔五六〕

文部大臣小松原英太郎殿

〔範為馳〕〔鶴太郎〕〔龜太郎〕〔朔郎〕  
村岡。千賀。中西。田辺。

拝啓先般京都帝国大学総長之義ニ付学内ノ事情具申致し其  
後帰学之上後任総長之人選ニ付各分科大学諸教授相会シ  
種々協議致候処京都帝国大学以外ヨリ総長ヲ迎フル事ニ致  
セバ山川健次郎氏以外ニハ適任者ナク山川氏ハ多分辞退セ  
ラル、事ト存候若大学内部ヨリ出スヨリ外ニ致方無之内部  
の人ニ就キ協議ノ結果トシテ久原躬弦氏ヲ推薦スルコトニ  
議決致候ニ付文部省ニ於テハ山川久原両氏ノ中ニ就キ御詮  
議被下就レカニ速カニ御決定被下候様ニ切望致候但シ久原  
氏総長ト成ラレ候事ニ御決定相成候ヘバ明治三十八年十二  
月松井直吉氏之例ニ倣ヒ教授兼任総長ト相成候様奉願候久  
原氏兼任ニ無之候テハ承諾無之都合ニ御坐候此段併テ御含  
被下度云々

四十一年八月十二日

七 一致行動の宣言。

一九〇八(明治四一)年八月二八日  
〔五六〕

八月廿八日

我等ハ曩ニ本大学総長ノ後任トシテ学外ヨリハ山川健次郎  
氏学内ヨリハ久原躬弦氏ヲ推薦セリ故ニ当局者ニ於テ我等  
ノ意思ヲ重ニセズ両氏以外ニ突然後任者ヲ定ムルカ故ニ事  
ナカラシコトヲ望ム我等ハ此希望ヲ貫徹センカ為メ一致ノ  
行動ニ出デンコトヲ期ス

明治四十一年八月

村岡範為馳 織田萬 田辺朔郎 井上密  
千賀鶴太郎

外四十九名<sup>(1)</sup>

〔注〕(1)この行異筆。

八 田辺朔郎書翰(村岡範為馳宛)

〔二九〇八(明治四一)年九月二日〕  
〔五六〕

九月二日

拝啓陳ハ昨日ハ塔之沢ニ一泊致シ今朝小田原ニテ山縣元帥  
邸ニ参候山縣公ハ八月上旬ニ小田原ニ被参候故ニ其後之事  
ハ承知致シ居ラレズタ刻帰京致候処文部大臣ヨリ話度故ニ<sup>(小松原英太郎)</sup>

来ル様ニト被申越候ニ付夜ニ入り不二見町ノ私邸ニ参候処

話ノ要点ハ先刻同邸より帰途電報ニテ御報申上候通り

(菊池大麓)  
菊池ニ 御裁可アツタ

トノ報告ニ有之候此事ニ与リ居ラレタル(桂太郎(東助)(新))ハ総理平田浜尾氏

ニ候由ナルホド過日浜尾氏ノ語ヲ申上候通り「或ハ岡田氏(良平)

ハ交渉シタルヤモ知レズサレドモ同氏ノ云フ事行ハル、ニ

限ラズ余ノ見込ニテハ實際ニナラヌ」ト明白ニ言ハレタル

ハ此時既ニ菊池氏(池)ニ決定シテ居リシモノナラン文部大臣ノ

先刻ノ話ニテハ「総長ノ事ハ京都千賀君ノ処へ通知スル訳

ニモ行カズ 御裁可ノ済ム迄ハ関係者ハ全ク他言セザル様

ニセシ故ニ今朝 御裁可ノ運ニ相成候故ニ直ニ千賀氏へ今

夜発足上京致呉候様ニ電報ヲ出シタ未ダ返事ハ来ラヌガ多

分出発セラル、ナラン」ト述ヘラレ菊池氏(池)ハ第一流ノ人デ

アルカラ此上京都ニテ不穩ナル事ノナキ様ニ希望スル旨千

賀君モ追テ出京セラル、可ク尚同氏へモ依頼スルト被申聞

候右等ノ事ハ前以テ話置度事ナレドモ(樺太郎)モ其運ニ至リ難

シトテ其断リヲ申居ラレ候尚又山川氏ハ如何程依頼シテモ

断ジテ就任セズトノ事ニ被申候又岡田氏ハ菊池氏(池)ノ推薦セ

シニ非ズト被語候是ハ事実ナルベシ

不取敢一筆申上度草々頓首

九月二日

村岡範爲馳殿

田辺朔郎

電報にて千賀君出京之由承知御待居候

九 連署者会合\*

一九〇八(明治四一)年九月五日 (五六)

田嶋(菊池大麓)「菊池氏ニ多数ガ満足ナレバ之ニ腹従スル連署問題ハ

モハヤ末ナリ

松浦「田嶋氏ニ賛成之ニ菊池氏(池)ニテ宜シト加フ

井上「全体ニ付相談スルコトニ致度

田嶋「委員尽力ハ大ニ謝スルトコロ只菊池氏(池)ニテ宜シトス

レバ夫ニテよろし

井上「文部省カ突然キメタガ不宜

何トカ文部省ニ申出ヲ要ス又菊池氏(池)ニモ何トカ申出ヲ

要ス

村岡「井上氏案ハ総長問題ト大臣問題トアリ総長問題ノ適

否ヲ先ニセバ如何ナルヤ

田嶋「総長問題ヲ先キセン(マ)

鈴木「総長ハ惡シト云フ人アラバ先以テ申出ラレテハ如何

此先ハモハヤ焼ステ、ハ如何

戸田「総長へ此回ノ問題ヲ申出置度シ

勝本「運署問題ハ何ノ為ナルヤ

此時鈴木対勝本ノ話アリ

勝本「運署問題ヲ何トカ致度シ

戸田「問題ハ二問題ヲ分ツハ不宜

井上「総長ニ委員ヨリ申出ル話アリ即ハチ衆議ヲ重ンズル

コト之ヲ委員ニ任セラルレバ大臣ニモ申出ントス

千賀「井上氏賛成総長及文部大臣ニ申出ルコトヲ要ス

「森嶋<sup>(マツ)</sup>山川<sup>(地)</sup>菊地<sup>(地)</sup>兩人比例シテ今後総長問題ニ口ヲ出ササル

様ニ致度トノ鈴木氏ノ話ハ不同意ナリ

村岡「総長ヲ受ケル様ナル事ニナレバモハヤ不同意ナケレ

バ

鈴木「各分科大学ニテ充分ニ申談度シ

井上「全体ノ事ヲ申出タシ今回ノ委員ヲ通ジテ

春木「新総長ニ申出テ聞入レザレバ如何ナル方法ヲ取ルヤ

千賀「菊地<sup>(地)</sup>氏諸君ノ希望ニ添サレバ其時排シテ不遅ト大臣

ト約束アリ

田辺「総長ヘハ申入置クモノトスル千賀賛成所謂「差上置

キ」ト云フ事ナリ

織田「差上置ヲ充分ニ説明ス

毛戸「千賀賛成

田辺「尚又岡田氏ノ解任事情ヲ説明スルコト必要ナリ

松浦「注意モイラヌ程ト思フ

横<sup>(電)</sup>横<sup>(地)</sup>「菊地<sup>(地)</sup>氏ニ対シテハ文部大臣ヨリ通シタルナラン故

ニ菊地<sup>(地)</sup>氏ニ申ス説明ナシ

春木「条件トシテ注意ハ不宜尤モ条件トテモ強キ事ニ非ズ

二見「方針ハ如何質問セン

末廣「何モ為サヌハ間違ナリ憶病スキタコトナリスル可キ

事ハ為ササル可ラズ腰ヌケニ非ズ

何モセヌ「天<sup>(谷)</sup>屋。松浦。横<sup>(谷)</sup>横<sup>(谷)</sup>横<sup>(谷)</sup>

何カスルコトハ新シキ委員ニ任セズ旧委員ニ任スコトニ決

定ス

大多数ニテ委員ニ委任スルコト

大臣ニ対シテ書面ヲ以テ申出ル

井上「書面ヲ以テ申出ル

毛戸「委員ヲ上京セシム

千賀「他人ノ手ニテ致度

二見「<sup>(マツ)</sup>

大多数ニテ書面ヲ提出スルコトニ決ス

田辺「書面ハ文部大臣宛此方ノ名前ハ

皆々署名ノモノ

(一)

二見委員へ謝礼ヲ述ブ費用ハ我々負担セン

出席員ヨリ委員ニ謝辞ヲ述ベ慰勞会ヲ開クベキヲ述フ

一致会ト称シ宣誓式後ニ開カン毎年記念ノ為メニ

田辺朔郎 二見鏡三郎

天谷千松 大藤高彦

大幸勇吉 加門桂太郎

鈴木文太郎 森嶋庫太

新城新藏 平井毓太郎

毛戸勝元 岡村司

雄本朗造 千賀鶴太郎

春木一郎 石坂寄四郎

水野敏之丞 中嶋玉吉

勝本勘三郎 井上密

跡部定次郎 織田万

今村新吉 末廣重雄

浅山郁次郎 青柳栄司

細木松之助<sup>(八)</sup> 神戸正雄

村岡範爲馳 河合十太郎

金子登 三輪桓一郎

高山尚平 中西龜太郎

松本亦太郎 松本文太郎<sup>(三)</sup>

小川琢治 藤代禎輔

戸田海市 狩納直喜<sup>(五)</sup>

田嶋錦治 松浦有志太郎

横堀治三郎 足太文太郎<sup>(五)</sup>

四十一年九月五日出席ノ四十四人

一〇 総長選任の意見書に対する回答\*

一九〇八(明治四二)年九月三〇日

(小松原英太郎)

過般貴学法科大学教授井上密外五十四名ヨリ大臣宛大学総長ノ選任ニ関スル意見書提出候処本来大学総長ノ人選ハ当該大学教授ニ諮詢スヘキ筋ニ無之ニ付右ハ本省ニ於テ棄却候条其旨提出者へ御示達相成度命ニ依リ此段申進候也

明治四十一年九月三十日

文部大臣官房秘書課長赤司鷹一郎<sup>(印)</sup>

京都帝国大学総長理学博士男爵菊池大麓殿

### 二三 岡村教授譴責事件

#### 一 大 氣 焰

一九二一（明治四四）年六月六日 （三〇）

#### 大 氣 焰（岐阜）

四日岐阜中学校に於て岐阜県教育總會を開き京都大学教授法学博士岡村司氏は「民法上より見たる家庭」なる題下に演説を始め大氣焰を吐いて曰く

警察は自分を社会主義者と認め幸徳一派の名簿の末尾に

（秋水）

岡村司の名を載せ居れるとかにて簡單なる自分の言行に就きても注意を払ふと聞くかく自分が其の筋の注意人物となりし所以は余が常に社会主義の研究を成す為ならんが元来社会主義には幸徳一派の如き社会主義も有り又秩序的社會の改良を目的とするも有り社会主義とさへいへば絶対に否認するは間違なり寧ろ後者の如きは奨励すべきものなり然るに政府は一も二も無く自分等に迄社会主義者と間違へるは以ての外なり要するに此等は平田東助とかいふ馬鹿者が内務大臣をして居たり又文部省には

（英太郎）

小松原とかいへる狂者がある斯の如き奴等が日本の國政を料理せうといふのは抑もの誤なり過日司法官會議の際内務大臣が爲したる訓令の一を視るに「其の家を重んぜよ門閥を重んぜよ」とある其の意味は即ち我が門閥を重んぜよ祖先を崇めよといふ事になる八公熊公が矢鱈に門閥を担いで居り俺の爺は車夫であつたから俺も車夫をやるといつた調子で日本が進むと思つて居るのが間違なり之を又知事が恭しく郡市長を召し寄せて其の通りを訓示したり間違も亦甚だしからずや日本の民法には家が認めてあるが西洋では無い家は人間の兩宿でこんなものを法律で認むる必要はない家族制度も不必要で西洋の如く個人主義で結構なり日本の法律には私生児といふものを認めて居るが生れた子供に何の罪があつて私生児の名を着せるか制裁は生んだ親に加ふべきものである生んだ親に制裁を加へずして生れた子供に罪を着せるとは間違も亦甚だし要するに日本の民法は根柢から間違つて居る云々と滔々二時間に互る大演説を試みたり教育會幹部の連中は勿論知事などは頭より湯氣を立て、居たるが演説を終るや各新聞社に車を飛ばし何卒書いて下さらぬやうと依頼して廻り尚五日各小学校長を師範学校に集め薄知事、間野事務官、（英徳）片岡師範学校長等は四日の演説は何卒聞かぬ事にして

呉れ忘れて呉れと懇願したり又一方警察側にては同博士の言を以て社会主義を呼号し家族制度を破壊せんとするものなりとて騒ぎ廻り居れり博士は五日午前京都に帰りたり

二 小松原英太郎書翰(桂太郎宛)

〔五七〕  
(一九一一(明治四四)年)六月二十九日

〔封筒裏〕

上ヶ置

〔太郎〕

桂総理大臣殿

親展  
「

〔封筒裏〕

「小松原英太郎」

謹啓仕候拙生義本日帰京仕候間御届申上候扱学制一件ハ過日安廣河村両氏ニ於テ取纏候趣ニ御座候間明日之閣議ニ於テハ御決定之御都合ニ御取運被為成候事ト奉存候拙官も明日ハ内閣へ出頭仕候心得ニ御座候扱又京都大学岡村教授懲戒之件ニ付菊池総長え教授一同より寛典ニ処セラレ度旨歎願申出候趣ニ付本人ハ勿論教授一同恐縮致居候様子ニ有之菊池総長モ寛典ヲ希望シ閣下えも書面差出候趣も御座候右

ニ付ハ御高慮モ被為在候事ト奉存候ニ付明日相伺候上何分之処取極菊池え返答申遣度ト存居申候先ハ右得貴意度如此御座候敬具

六月廿九日

英太郎

桂総理大臣殿閣下

三 小松原英太郎書翰(桂太郎宛)

〔五七〕  
(一九一一(明治四四)年)七月四日

〔封筒裏〕

上ヶ置

〔太郎〕

桂総理大臣殿閣下

親展

〔封筒裏〕

「小松原英太郎」

謹啓陳は昨日菊池総長ニ面会仕彼ノ岡村教授懲戒一件御示之通相話置申候菊池氏モ京都出發前当方ヨリノ電報受取学长等ニハ其趣相話尚教授等ハ慎重之態度ヲ取り候様申含置候由ニ御座候教授連中モ本月一日教授会ヲ開キタル節愈懲戒決定發表迄ハ一同沈黙慎重ノ態度ヲ取ルコトニ申合候趣

ニ御座候左候テ菊池氏ハ尚矢張極端之懲罰御処分ニ不相成  
 様希望致候理由ハ若シ懲戒免官ト申事ニ相成候ハ、彼レカ  
 政府当局者ヲ罵倒シタル不謹慎ノ言語ニ依リ懲罰セラレタ  
 リトハ思ハスシテ彼レカ家族主義祖先崇拜ノ事ヲ批評シタ  
 ル思想即チ學問上ノ批評ニ対シテ斯ク嚴重処分セラレタル  
 モノト一般ニ思料スヘク其レカ為メ遂ニ家族主義祖先崇拜  
 ニ向テ論鋒ヲ向ケ之ヲ論難攻撃スルニ至ルベク之ト同時ニ  
 諸新聞紙ハ政府攻撃ノ好材料ヲ得テ騒立候様之事有之候テ  
 ハ政府ノ得策ニ有之間敷又家族主義ノ為ニモ誠ニ遺憾ナレ  
 ハ懲戒免官ノ如キ過酷ノ処分無之様希望スルトノコトニ有  
 之候此ノ事ハ首相ニ御面会ノ機會有之候ハ、直接申上候へ  
 共拙生より申上置吳候様依頼有之候因テ此事ハ可成菊池氏  
 首相へ御面会之節直接申上ラレ候方可然旨申置候間御含置  
 被下度候  
 右ハ今朝内閣ニテ申上置度奉存候処其機會無之ニ付乍憚以  
 書面申上候  
 右ニ付尚熟考仕候処岡村教授ノ懲戒ハ可相成罰俸位ニ止マ  
 リ候ハ、官吏服務規律ヲ正ス上ニ於テ政府之威信モ相立且  
 大学之方モ無事ニ相治リ可申歟ト奉存候  
 其内菊池氏参上可仕ト奉存候間御含迄ニ右ノ情況申上置度  
 如此ニ御座候草々敬具

七月四日夜認

英太郎

桂總理大臣殿閣下

猶々

教授連中ガ去一日集会之節鐵然<sup>(マツ)</sup>謹慎ヲ守ルヘキ旨申合  
 候事ハ至極穩當之態度ナリト賞讃仕置候事ニ御座候

#### 四 岡村謹責処分\*

〔二〕

一九一(明治四四)年七月一七日

明治四十四年七月十七日

京都帝国大学法科大学教授法学博士 岡村 司

本年六月四日岐阜県教育会ノ依頼ニ応シ其ノ主催セル講演  
 会ニ臨ミ「親族ト家族」ト題スル講演ヲ為シ其ノ講演中ニ  
 於テ政府当局者ニ対シ過激ニ涉ル言辞ヲ用キタルハ官吏ノ  
 職務上ノ義務ニ違背セル不都合ノ行為ニ付文官懲戒令ニ依  
 リ譴責ニ処ス

#### 四 澤柳事件と総長公選への動き

一 坂口日記 一九一三年七月一二日条

〔五五〕

午前登学、教官室にて谷本教授は居合はせたる余等三四者<sup>(マ)</sup>は本日辞表を提出すべしと告ぐ、一同驚く、午後四時かねて昨日学長の回示せしが如く、<sup>(松本文三郎)</sup>総長は教授一同を集め、今<sup>(澤柳政太郎)</sup>回谷本教授の勇退を告げらる。同教授の外に理工科に村岡<sup>(範為雄)</sup>三輪<sup>(桓一郎)</sup>、吉田<sup>(彦六郎)</sup>、横堀<sup>(哲郎)</sup>、吉川<sup>(龜次郎)</sup>、医科に天谷<sup>(千忠)</sup>の各教授あり、法科にはなし、総長の告辞後谷本教授は勇退の事情を述べらる。而して前記陳述の際、総長は(一)留学生必ずしも帰朝後直に教授に任せず、(二)教授任命後一年にして必ずしも博士に推薦せず、いづれも実力によりて決すべしとの意見をも発表せり。

夕食後余は谷本氏を見舞ひおく。

二 澤柳政太郎書翰(牧野伸顯宛)

〔五一〕

(一九一三(大正)二年)七月一四日

〔封簡表〕

「東京市外千駄ヶ谷町

男爵牧野伸顯殿

親展」

〔封簡裏〕

「京都帝国大学

澤柳政太郎」

拝啓愈御清祥奉賀候時下国事多事御苦心之段拝察仕候さて大学内一層生新の元気を振起することは独り学界の為のみならず国家の為に一大急務と存今回多少の決心と且幾多の苦心とを以大学七教授に対し高踏勇退を懇談候処何れも小子の苦衷を諒とし呉潔く退職することに相成候小子ハ此一事独り京都大学に止らず他に対しても一服の刺戟劑一服の清涼劑たらんことを窃に祈居候昨年来大学内積弊ニ関し御心配之次第も有之右申上尚此間ニ於ける小子苦心御憐察をも得度と存候右迄敬具

七月十四日

澤柳政太郎

牧野男閣下

教授会の少くとも任命権に関する独立のために総長の退席を要求したのみ、吁。」との書き込みあり。

三 坂口日記 一九一三年七月一六日条(抄)

[五五]

午前教育學講坐人選につき教授会あり

<sup>(澤柳政太郎)</sup> 総長臨席極力小西重直氏を推薦し、四時間半許論談の上之内定す

〔以下略〕

〔注〕 (一) 欄外に「〔註〕 此日新総長の推薦の態度極めて強硬、

「苟も full conviction を以て推薦する者あらば、之を信ぜよ」、前任者の学力に対して「劣等中の劣等」「雲泥の差」等の激語あり、流石の教授会もその勢に避易し、十分意見を發する能はず、殊に哲学科諸教授の態度尤も曖昧なり、九時より十二時に至りて未だ決せず、余は教授会の独立と、総長の位置のために、事を円満に決せしめんが為に、議決に先ちて総長の教授会退席を求む某教授は言下に「それは不必要なり、意見ある人は忌憚なく發表すれば可なり」と如何にも強硬なる態度を示して実は阿附するあり、総長之につきて「そんな水くさきこといはぬものよ」とまぜかへし、衆之に圧せらる、余も遂に「一言をつぐ能はず、事遂に決せり。余は小西氏を知らず、氏に反対する者にあらず、唯だ

四 坂口日記 一九一三年七月二六日条(抄)

[五五]

昨日俄かに学長より来状あり此朝教授会開催。議題は法科

より「凡そ教授任免は先づ教授会の同意を経ざるべからず」との稍強硬なる意見書を廻附し文科諸教授の同意調印を望むによれり。<sup>(銀座)</sup> 内田氏と余の二名は明かに賛成を表したり。

然るに多数は文意強硬に失す等の反対ありて生温く、学長は因てその旨を法科に返事するに決せり。但し<sup>此日出席者十二名の</sup>み

〔以下略〕

五 法科教授の意見書發表 对総長の任免問題 [二九]

一九一三(大正)二年二月二十五日

法科教授の意見書發表 对総長の任免問題

大学の自治及び教授の罷免に関する問題に就き廿四日午後六時記者が京都法科大学側の委員諸氏と会見した所が

同委員は教官一同を代表して左の如く言明した

京都法科大学教官一同と澤柳総長との間に意見の衝突を来  
 し終に仁保、中島、小川三教授が代表者として東上し文部  
 大臣に陳情した事に就ては世上頻りに揣摩臆測を逞くする  
 ものが出来、或はパンの問題で騒いで居るとか或は罷免教  
 授の尻押によつて動いて居るとか或は三年制度実行の暁に  
 数名の教授が罷免せらるゝを見越し戦々競々の余り逆に背  
 水の陣を張つて居るとか種々京都法科大学を中傷する説が  
 盛に行はるゝに至つた、京都法科大学にては総長との交渉  
 顛末は来月一日発行の京都法学会雑誌に於て公表すること、  
 し冷静に世評を迎へて居たが余り世の誤解を招くを心外とす  
 るのみならず最後の説の如きは文部当局の意見として世に  
 伝つて居るから其真相を明にする必要上本年七月総長に提  
 出した意見書を公にするそれは左の如きものである

教授ノ任免ハ大学ノ消長ニ関スル所ニシテ之ヲ決スルコ  
 ト慎重ナラザルベカラズ世局ノ進運ニ随ヒ新陳代謝スル  
 ハ固ヨリ事理ノ当然ニ属スト雖モ予メ適宜ノ方法ヲ設ケ  
 ズ当局者擅ニ之ヲ断行スルトキハ其關係ノ及ブ所小ナリ  
 トセズ尚七教授罷免ノ件アルニ遭ヒ其等ガ大学ノ将来ニ  
 就テ考量スル所頗ル切ナリ窃ニ思フニ教授ノ任免ハ宜シ  
 ク当該分科大学教授会ノ同意ヲ得ザルベカラズ今左ニ其

理由ヲ開列セン

一、学問ノ進歩ハ学者ガ各専心一意其学問ノ研究ニ従事  
 スルニ在リ然ルニ若シ総長隨意ニ教授ヲ任免セバ教授ノ  
 地位安固ナルコトヲ得ズ之ガ為メニカラ学問ニ致スノ愚  
 ナルヲ思ヒ学者タラントスル者漸ク少ク啻ニ将来俊才ヲ  
 聘スルコト能ハザルノミナラズ現ニ教授ノ職ニ在ル者モ  
 有為ノ人ハ其地位ニ嫌ラズ去テ職ヲ他ニ求ムルニ至ラン  
 二、学問ノ進歩ハ学問ノ独立ト相待タザルベカラズ故ニ  
 大学ヲシテ真ニ学問ノ淵藪タラシメント欲セバ教授ヲシ  
 テ官權ノ干渉ト俗論ノ圧迫トノ外ニ立タシムルコトヲ必  
 要トス若シ教授会ガ教授ノ任免ト没交渉ナランカ学問ノ  
 独立ハ遂ニ之ヲ保ツベカラズ或ハ官權ノ干渉アリ或ハ俗  
 論ノ圧迫アルモ亦如何トモスベカラザルニ至ラン  
 三、学者ノ能力ト人物トハ一ニ其学識ノ優劣ト其研究心  
 ノ厚薄トニ見テ之ヲ判定セザルベカラズ是レ同僚タル学  
 者ヲ待テ始メテ為スコトヲ得ルモノトス若シ総長ガ僅ニ  
 表見ノ事實若クハ世上ノ風評等ニ依リ教授ノ価値ヲ判定  
 シ其地位ヲ左右スルガ如キコトアラバ独リ其判定ノ不当  
 ナルノミナラズ教授ノ価値下リテ尋常行政官ト扱フ所ナ  
 カラン

四、総長ト教授トハ均シク大学ヲ構成スル一機關トシテ

互ニ協力シ以テ大学ノ共同利益ヲ図ラザルベカラズ名目ヲ職權ニ藉リ随意ニ教授ヲ任免スルハ専ラ政府ノ代表者トシテ教授ニ臨ムモノニシテ徒ニ其間ノ懸隔ヲ設クルノミ総長ノ職分ヲ完ウスル所以ニ非ズ

五、従来教授ヲ任命スルニハ教授会ニ於テ査覈詮考シテ之ヲ推薦スルヲ例トシ既ニ一箇ノ不文法タルノ觀アリ蓋シ是レ学科ノ配当ト適任者ノ選択トヲ行フニ最良ノ方法タレバナリ然ラバ総長ガ教授ノ黜免ニ関シテ教授会ノ意見ヲ重シズルハ其任命ト相応ジテ公平事ヲ処スル旨ヲ貫クモノト謂フベシ

六、総長ノ専断ヲ以テ教授ヲ進退スルトキハ教授ノ地位自ラ輕視セラレ之ヲ内ニシテハ学生ノ精神上ノ感化ニ影響シ之ヲ外ニシテハ社会ノ學問ニ對スル敬意ヲ薄カラシム此ノ如キハ學問ノ權威ヲ立ツルノ道ニ非ズ以上ノ理由ニ依リ教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ得ベキモノトス或ハ教授会ガ情實ニ拘ルノ恐アルコトヲ言フ者アランモ公平無私ヲ標榜スル教授会ハ断ジテ然ラザルコトヲ信ズ若シ教授会ガ情實ニ拘ルノ嫌アリトセバ総長モ亦情實ニ拘ルコトナキヲ保セズ而シテ総長ガ情實ヲ用ルルノ弊ハ之ヲ教授会ニ比スレバ更ニ大ナルモノアリ要スルニ某等ノ意見ヲ否認スベキ理由一モ之アルコトナシ

吾々は七月以來幾回となく総長と折衝して居つたが其争点は右の意見書の外に出でないので、詰まり、學問の獨立學問の自由研究、大学の本質といふ根本問題から出て来て居る、パンの問題でもない、罷免教授の復職運動でもない、法科大学修業年限短縮問題に關連するものでもない、此意見書は簡單であるから尚少しく趣旨を布衍せなければならぬ

全体大学の教授は専門家である、其の専門家の能力や、研究心やは、同僚たる學者が一番よく知つて居る其専門家の進退に就て其同僚の意見を尊重せぬのは如何に考へても不穩当である、総長の主張通りにすれば総長は總ての専門に亘り専門家以上にエライ學識を持て居るものでなくてはならぬ、ソナナ総長は恐らく世界何れの処にもあるまい、故に事の性質から考へても教授の進退は一応教授会の同意を経て決すべきものである又教授の任免に關する外国の事例を考へ見るも総長や政府の処断で教授の任免を行ふ事例は一もない独逸国では教授は當該分科大学の推薦せる三名の候補者に就て任命し終身其分限を保有せしめて居るから罷免の手続はない、奥國にても法律の明文で教授の任命が當該分科大学の推薦に本づくべきことを定め罷免に關しては何等の規定なきも独逸諸国と同一の保障あるためであつて

教授を罷免せないのであるを主義として居る仏国も其主義は異らないが、罷免に関する条件を明にし大学評議会の裁決によらなければ教授の地位を動かさないこと、してある之が故に教授は官権の干渉以外に立て自由の研究も出来学問の独立も出来るが歐洲の文運の隆なる所以は茲にある是は大学の本質より然らざるべからざるのであつて、京都法科大学教授連の理想として居る所である所が我国にては教授の任免に關し歐洲諸国に於けるが如き制度がない併し大学の本質に異る所がないのであるから少くとも大学教授の任免には当該分科大学教授会の同意を経べしと主張するのである  
(マ)

総長は頗る此主張を以つて現行の制度にあらずと云つて居るが併し現行制度の下にても出来ないことではない教授の任免は予め当該分科大学の教授会の同意を経しと云ふも総長が之を具申する前の手續であるから総長の一人考で出来ない訳である現に従来教授を任命するには教授会で詮考して之を推薦するを例とし夫れが一つの慣習法の様になつて居る然らば教授の罷免に關しても教授会の意見を問ふは少しも不思議とすべきでない所が総長は罷免に關して教授会の意思を重んずることを欲しない計りでなく任命の場合にも従来の慣例を打破らんとして居る之れは専断主義で大学

に臨むもので大学教授を属吏視して学問の独立を全然否認せんとするものと謂はねばならぬ乃ち我々は黙して居られぬ大学の爲め学問の為に抗議しなければならぬ様に成つて来たのである

又「法科大学教授連は修業年限短縮に代り当然行はるべき淘汰を予想し戦々競々たる余り之が善後策を講ぜん為運動を起した」と云ふ説に対しては一言弁じて置かねばならぬ若し夫れが当局の意見であるとすれば法科大学を誣ゆるの甚しきものと思はる法科大学の修業年限短縮に就ては我大学内にも既に久しき以前より議論があつて其研究調査を為すが為に委員会まで設け一年短縮説に歩を進めて居る此事は澤柳総長就任以前からやつて居るので文部大臣も総長も能く知つて居る筈である今回の争に此年限短縮問題とは全く別で只主義の為に、大学の為に、学問の為に争ふのであるから何処迄出ても少しも辞しない我々は一同固く決心して居るから脅迫や、中傷やで中々動くものでない否々ソナ事には僻易せず飽迄進んで主張を通さうと思ふて居る夫れが偶々又大学教授の使命であると確信して居る云々

六 大学教授ノ罷免ニ関スル交渉顚末

一九一四(大正三)年一月一日

大学教授ノ罷免ニ関スル交渉顚末

昨年五月澤柳政太郎氏来リテ我カ京都帝国大学総長ノ職ニ就クヤ余等法科大学教授及助教授ハ爾後数次ノ会見ニ於テ総長ニ対シ学内ノ事ハ教授ノ衆議ニ問フテ之ヲ決スヘキ旨ヲ反覆弁明セリ未タ幾ナラスシテ七月十三日大学卒業式ノ事アリ式後法科大学長仁保龜松氏協議会ニ於テ報告シテ曰ク総長澤柳氏ハ前日卒然トシテ旨ヲ教授某々等七人ニ諭シテ辞表ヲ提出セシメタリト事、教授ノ出処進退ニ関シ延イテ学問ノ独立自由、大学ノ消長ニ及ヒ其ノ繫ル所極メテ重大ナルヲ以テ之ヲ不問ニ付スルコトヲ得ス殊ニ総長カ教授ノ品位ヲ尊敬セスシテ之ヲ遇スルニ其ノ道ヲ以テセス一般吏僚ニ対スルト同一ノ待遇ヲ加フルハ基タシキ失当ノ举措ナルヲ以テ即時ニ教授ノ任免ハ予メ教授会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ストノ議ヲ決シ学長仁保氏ヲシテ旨ヲ齎ラシテ総長ニ抵リ口頭ヲ以テ抗議ヲ申述セシメタリ

同月二十三日協議会ヲ開キ仁保氏ノ報告ニ接ス曰ク総長澤柳氏ハ余等ノ意見ヲ容ルルニ就キテ頗ル難色アリ明答ヲ与ヘサリキト仍リテ更ニ文書ヲ以テ余等ノ主張ヲ明ニシ総長ノ答弁ヲ促スニ決シ遂ニ左ノ意見書ヲ作り教授及助教授

全員ノ連署ヲ以テ之ヲ総長ニ提出スルコトト為セリ

意見書

教授ノ任免ハ大学ノ消長ノ関スル所ニシテ之ヲ決スルコト慎重ナラサルヘカラス世局ノ進運ニ随ヒ新陳代謝スルハ固ヨリ事理ノ当然ニ属スト雖モ予メ適宜ノ方法ヲ設ケス当局者擅ニ之ヲ斷行スルトキハ其關係ノ及フ所小ナリトセス偶七教授罷免ノ件アルニ遭ヒ某等カ大学ノ将来ニ就テ考量スル所頗ル切ナリ竊ニ思フニ教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学教授会ノ同意ヲ得サルヘカラス今左ニ其理由ヲ開列セン

一、学問ノ進歩ハ学者カ各専心一意其学問ノ研究ニ従事スルニ在リ然ルニ若シ総長隨意ニ教授ヲ任免セハ教授ノ地位安固ナルコトヲ得ス之カ為メニ力ヲ学問ニ致スノ愚ナルヲ思ヒ学者タラントスル者漸ク少ク啻ニ将来俊才ヲ聘スルコト能ハサルノミナラス現ニ教授ノ職ニ在ル者モ有為ノ人ハ其地位ニ慊ラス去テ職ヲ他ニ求ムルニ至ラン

二、学問ノ進歩ハ学問ノ独立ト相待タサルヘカラス故ニ大学ヲシテ真ニ学問ノ淵藪タラシメント欲セハ教授ヲシテ官權ノ干渉ト俗論ノ圧迫トノ外ニ立タシムルコトヲ必要トス若シ教授会カ教授ノ任免ト没交渉

ナランカ學問ノ獨立ハ遂ニ之ヲ保ツヘカラス或ハ官權ノ干涉アリ或ハ俗論ノ壓迫アルモ亦如何トモスヘカラサルニ至ラン

三、學者ノ能力ト人物トハ一ニ其學識ノ優劣ト其研究心ノ厚薄トニ見テ之ヲ判定セサルヘカラス是レ同僚タル學者ヲ待テ始メテ為スコトヲ得ルモノトス若シ総長力僅ニ表見ノ事實若クハ世上ノ風評等ニ依リ教授ノ価値ヲ判定シ其地位ヲ左右スルカ如キコトアラハ独リ其判定ノ不当ナルノミナラス教授ノ価値下リテ尋常行政官ト扱フ所ナカラン

四、総長ト教授トハ均シク大学ヲ構成スル一機關トシテ互ニ協力シ以テ大学ノ共同利益ヲ図ラサルヘカラス名目ヲ職權ニ藉リ随意ニ教授ヲ任免スルハ専ラ政府ノ代表者トシテ教授ニ臨ムモノニシテ徒ニ其間ノ懸隔ヲ設クルノミ総長ノ職分ヲ完ウスル所以ニ非ス五、従來教授ヲ任命スルニハ教授會ニ於テ査覈詮考シテ之ヲ推薦スルヲ例トシ既ニ一箇ノ不文法タルノ觀アリ蓋シ是レ學科ノ配當ト適任者ノ選扱トヲ行フニ最良ノ方法タレハナリ然ラハ総長カ教授ノ黜免ニ關シテ教授會ノ意見ヲ重ンスルハ其任命ト相應シテ公平事ヲ処スル旨ヲ貫クモノト謂フヘシ

六、総長ノ專斷ヲ以テ教授ヲ進退スルトキハ教授ノ地位自ラ輕視セラレ之ヲ内ニシテハ學生ノ精神上ノ感化ニ影響シ之ヲ外ニシテハ社會ノ學問ニ對スル敬意ヲ薄カラシム此ノ如キハ學問ノ權威ヲ立ツルノ道ニ非ス

以上ノ理由ニ依リ教授ノ任免ハ教授會ノ同意ヲ得ヘキモノトス或ハ教授會力情實ニ拘ルノ恐アルコトヲ言フ者アランモ公平無私ヲ標榜スル教授會ハ斷シテ然ラサルコトヲ信ス若シ教授會力情實ニ拘ルノ嫌アリトセハ総長モ亦情實ニ拘ルコトナキヲ保セス而シテ総長力情實ヲ用ヰルノ弊ハ之ヲ教授會ニ比スレハ更ニ大ナルモノアリ要スルニ某等ノ意見ヲ否認スヘキ理由ハ一モ之アルコトナシ

八月二日學長仁保龜松教授織田萬、勝本勲三郎ノ三氏ハ右ノ意見書ヲ携ヘ総長ヲ訪問シテ之ヲ提出シ且説明スル所アリ然レトモ即答ヲ求ムヘキ案件ニ非サルト偶學長仁保氏樺太旅行ノ事アルニ會セルトヲ以テ夏期休暇後ニ至リ其ノ決答ヲ求ムヘキ旨ヲ言明シテ引退セリ九月十七日協議會ニ於テ仁保氏報告シテ曰ク余等三人ハ十五日午前再ヒ總長ヲ訪問シ先ニ提出セシ意見書ニ對スル決答ヲ求メタルニ總長ハ二時間ニ涉リ娓娓數千言巧妙ノ辭令ヲ以テ弁明スル所ア

リタレトモ其ノ婦ヲ要スルニ教授ノ地位ヲ尊重シ其罷免ニ就テハ十分ノ注意ヲ払ヒ衆意ノ存スル所ヲ察シテ之ヲ決ス意見書ノ旨趣ニハ賛同スルコトニ躊躇スト云フニ在リト然レトモ教授ノ任命ニ関シテ教授会ノ同意ヲ求ムルヤ否ヤ明ナラス且総長ノ答弁ニ関スル勝本氏及仁保氏ノ解釈互ニ相符合セサルモノアリ結局文書ノ回答ヲ求メ以テ総長ノ意思ノ在ル所ヲ明ニスルノ要アリト為シ仁保氏ヲシテ更ニ之ヲ総長ニ求メシメタリ既ニシテ仁保氏報シテ曰ク総長ハ文書ヲ以テ回答スルニ先タチ一応諸君ニ面シテ陳フル所アランコトヲ望ムト乃チ十月六日夜協議会ヲ開キ総長ヲ招キテ其ノ説ヲ聴ク同夜ノ会談ハ長時間ニ涉リ総長ハ先ツ其ノ意見ヲ陳述シ次テ余等ノ意見書ニ対シテ一一反駁ヲ加ヘタルモ要スルニ自己ノ過錯偏私ナキコトヲ前提シ教授ノ任免ニ関シテハ総長ノ専断ヲ是トシ教授ノ衆議ヲ非トスルニ帰宿ス諸教授モ亦各質問スル所アリタレトモ勉メテ弁難攻撃ヲ避ケ専ラ総長ノ意見ヲ明ニシ其ノ反省ヲ促スニ止メタリ越テ十月廿九日ニ至リテ総長ハ左ノ答弁書ヲ送付セリ

### 答 弁 書

大学教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ハ学制上ノ問題ニシテ若シ之ヲ可トスレハ各分科大学ニ適用スヘキハ勿論各帝國大学ニ通シテ

之ヲ適用スヘキモノナリト認ム而シテ是レ素ヨリ現行ノ制ニアラサルナリ余ハ大学教授ノ地位ヲ終身保障スルノ制ニ極力反対セントスルモノニアラサレトモ左レハトテ今日斯ク改正スルコトノ必要ト利益トヲ認ムルニ躊躇スルモノナリ

意見書ニ列挙セラレタル六箇条ノ理由ハ曩キニ縷述シタルカ如ク教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ヲ支持スルノ理由タラサルヲ信ス

既ニ学制上ノ一般論タリトナス以上現制ノ下ニ於テ暫ク機宜ノ措置トシテ同意スヘシト云フハ解スヘカラス仮令機宜ノ措置トシテモ現制ノ下ニ於テハ教授ノ任免ニ関シ予メ教授会ノ同意ヲ經ル手續ヲ執ルハ不穩當ノコトト信ス但シ教授ノ任免ハ最モ慎重ニシテ苟モ其當ヲ得サルカ如キコトナキヲ期スルハ論ヲ待タス

大学教授ハ素ヨリ第一流ノ学者タルヘク而モ常ニ孜々トシテ學術ノ研究ト学生ノ教授トニ向ツテ全力ヲ尽クシ随ツテ常ニ進境ニアルモノタルヲ要ス苟モ此クナラシカ其學問上ノ言議ハ時ノ為政者ノ主義ニ反スルモ亦時流ノ喜ハサル所トナルモ為メニ其地位ヲ動スカ如キコト断シテアルヘカラス余不肖ナリト雖乏ヲ現職ニ承クル以上官權ノ干渉俗論ノ圧迫ニヨリ教授ノ異動ヲ見

ルカ如キコト断シテコレナキヲ誓フ唯精神上身体上等ノ故障ニ由リ研究心漸ク衰ヘ努力モ亦學術ノ進歩ト副ハス學問上進境ヲ見ルナキニ至ランカ潔ク職ヲ退イテ後進ニ譲ランコト學問ノ為ニ大学ノ為ニ敢テ希望スル所ナリ

大学教授ニ重シトスル所ハ主トシテ學問ニ在リト云フト雖其品性行動ニ於テ大ニ議スヘキモノアランカ蓋シ大学教授タルノ資格ニ於テ欠クモノナリト信ス

大学教授ノ信望權威ハ制度上其地位ノ保障アルニヨリテ保持セラルルモノニアラスシテ能ク第一流ノ學者タル實ニ存スト思惟ス若シ研究ヲ粗漫ニスルモノアルモ地位ノ保障アリテ之ヲ如何トモスル能ハサルカ如キコトアランカ却ツテ大学教授ノ權威信望ハ地ニ墜チン大学教授ノ退職ヲ決スルニ其同僚ノ集團タル教授会ノ議ニ依ルハ何レノ国ニモ見サル所ニシテ不穩当ノ感ヲ禁スル能ハス

## 澤柳政太郎

十一月七日協議会ヲ開キ右ノ答弁書ニ就キテ審議スル所アリ思フニ総長ハ教授ノ任免ニ関シテ衆議ヲ斥ケ專断ニ依ルヲ以テ寧ろ穩当ナリト信スルモノノ如シト雖モ特ニ知ラス是レ適ニ大学ヲ傷ツクル所以ナルコトヲ乃チ十二月十日

更ニ弁駁書ヲ総長ニ提出シテ其ノ謬妄ヲ正シ之ト同時ニ（農品義人）文部大臣ニ上申シテ其ノ裁決ヲ求ムルカ為メニ翌日學長仁保龜松教授中島玉吉、小川郷太郎ノ三氏ヲ委員トシテ上京セシメ陳情ノ任ニ膺ラシメタリ弁駁書及上申書左ノ如シ

## 総長ニ対スル弁駁書

某等曩ニ教授ノ罷免手續ニ関スル意見書ヲ提出シ且反覆趣旨ノ存スル所ヲ弁明シタルニ拘ラス閣下力之二對シテ發セル答弁書ハ多クハ形式ニ涉リ巧ニ趣旨ノ在ル所ヲ避ケタルモノニシテ誠意ヲ欠クコト甚シ

某等ノ言フ所ハ固ヨリ一般抽象ノ論ナリト雖モ敢テ現制ノ改正ヲ企ツルニ非ス唯現制ノ運用ニ関シテ最モ穩當ノ方法ヲ得ント欲スルニ過キス教授会ノ推薦ニ依リテ教授ヲ任命スルノ一事既ニ現制運用上ノ慣例タルハ其大学カ最高學府トシテノ使命ヲ完ウスルカ為メ自ラ此ノ如クナラサルヲ得サルニ由ル然ラハ教授ノ罷免モ亦教授会ノ同意ヲ經テ行フヘキコトハ寧ろ当然ノ事ニ屬シ毫モ其不穩當ナル所以ヲ見ス閣下認メテ不穩當トスルモ其理由ノ存スル所ヲ知ルコトヲ得ス且閣下ハ畜ニ罷免ニ際シテ教授会ノ意思ヲ重ンスルコトヲ欲セサルノミナラス任命ノ場合ニ於ケル慣例ヲモ破壞セスンハ已マサルノ意ナルカ如シ是ノ如キハ專横自ラ用ヰル

者ノ爲ス所ニシテ不穩當此ニ過クルハナシ某等閣下ノ  
為メニ之ヲ取ラス

某等ハ今直ニ教授ノ地位ヲ終身保障スルノ制ヲ設ケン  
トスルニハ非ス新陳代謝ノ必要ハ意見書已ニ之ヲ言明  
セリ又新陳代謝ノ円満ニ行ハレンコトモ亦某等ノ希望  
シテ已マサル所ナリ唯其円満ニ行ハレンコトヲ欲スル  
カ故ニ教授罷免ノ必要アル場合ニハ総長単独ノ意思ニ  
依ラスシテ教授会ノ同意ヲ經ンコトヲ欲スルノミ

教授ノ任免ニ関スル外国ノ事例ヲ考フルニ総長若クハ  
政府ノ專斷ニ依リテ行フノ例ハ一モ之アルコトナシ独  
逸諸國ニ於テハ教授ハ當該分科大学ノ推薦セル三名ノ  
候補者中ニ就キテ任命シ終身其分限ヲ保有セシムルカ  
故ニ罷免ニ関スル手續アルヲ見ス偶転任ノ必要アルニ  
際シテモ亦専ラ教授会ノ意見ニ依リテ決スルノ実例ト  
為レリ墺國ニ於テモ亦法律ノ明文ヲ以テ教授ノ任命カ  
當該分科大学ノ推薦ニ本ツクヘキコトヲ定メ罷免ニ関  
シテハ何等ノ規定ナキモ是レ其独逸諸國ト同一ノ保障  
存スルニ由ルモノニシテ要スルニ独墺二國ニ在リテハ  
教授ヲ罷免セサルヲ以テ主義トス仏國ニ於テモ亦其主  
義ヲ異ニスルコトナシト雖モ罷免ニ関スル条件ヲ明ニ  
シ大学評議會ノ裁決ニ依ルニ非サレハ教授ハ其地位ヲ

動カサルコトナキモノトセリ此等ノ事例ハ皆教授会  
ノ同意以上ノ保障ヲ与フルニ非サルハナシ若シ我國ニ  
於テモ此ノ如キ制度アラハ某等復何ヲカ言ハン唯現制  
ノ下ニ於テ其運用ノ最モ穩當ナルモノヲ求メハ教授会  
ノ意思ヲ重ンスルノ外豈他ノ方法アランヤ

#### 文部大臣ニ対スル上申書

曩ニ澤柳政太郎氏ノ来リテ我京都帝國大学総長ノ任ニ  
就クヤ未タ幾ナラス卒然トシテ七教授罷免ノ事アリ某  
等深ク教授任免ノ方法カ大学ノ消長ニ関スルコト大ナ  
ルヲ思ヒ意見ヲ具シテ其反省ヲ求メタルニ総長ハ親シ  
ク某等ト会谈シタル後更ニ文書ヲ以テ其所見ヲ表示セ  
リ某等之ヲ觀ルニ多クハ形式ニ涉リ巧ニ趣旨ノ在ル所  
ヲ避ケ誠意ヲ欠ケルコト甚シキモノアリ仍テ某等ハ直  
ニ其妄ヲ弁スルト同時ニ再ヒ交渉ヲ重マルノ無用ナル  
ヲ認メ敢テ交渉文書ノ謄本ヲ添ヘ閣下ノ公明ナル裁決  
ニ訴フルコトトセリ相互ノ間意思ノ間隔ヲ生シ上局ヲ  
煩ハスニ至レルハ某等大ニ以テ憾ト為スト雖モ亦実ニ  
已ムコトヲ得サルニ出ツ希クハ閣下某等ノ微衷ノ存ス  
ル所ヲ容レ將來ニ向テ適當ノ措置ヲ講セラレンコトヲ  
以上叙述スル所ハ昨年七月以降余等法科大学教授及助教  
授力総長澤柳政太郎氏ニ対シ大学教授ノ進退問題ニ関シテ

折衝往復セル顛末ノ概要ナリ敢テ會員諸彦及天下有識ノ士  
ニ告クト云フ

大正三年 一月一日

京都帝国大学法科大学

教授及助教授一同

八 澤柳総長の顛末書公表

一九一四(大正三)年一月一六日 [三〇]

七 坂口日記 一九一四年一月一五日条

[五五]

新聞に未決の報あり因て余は隣家に寓する佐々木法科教授<sup>(惣一)</sup>を訪ひ真偽を問ふに教授は昨日急転直下遂に破裂し昨夜総辞職せりと、余内田君<sup>(兼徳)</sup>を吉田山に訪ふ、午後四時法科教官の告別式辞あり、各科各自に引続き善後策を議す、九時頃文科は交渉委員三名を選みて解散す、…(文科の決議は「文科大学教授協議会」は大学の大局に鑑み今回法科大学教授及助教授諸氏の執りたる主義及び行動を是認す」といふに在りこれに拠りて他に交渉すること、なれり)

因に医科の協議議決は

- 一、法科の意見を是認す
- 一、法科の行動を是認す

工科は

一、法科の意見は之を認容せられんことを文相に要望すること

澤柳総長の顛末書公表

久しく京大澤柳総長と法科大学との間に懸案と為り居れる大学自治問題は遂に不調に帰し法科大学教授総辞職を為したるが右の経過に関し総長の公にせる顛末書左の如し

一、大正三年一月十二日午前十時<sup>(龜松)</sup>仁保、<sup>(玉吉)</sup>中島、<sup>(郷太郎)</sup>小川三氏総長室に來談三氏は法科大学の教授の意見に対する最後の決答を簡單明瞭に承知したしとの希望を申述べたり依つて先づ教授諸氏の意見は結局左の二点に帰するを確め熟考の上明答すべき旨を述べたり

教授の任免は必ず当該分科大学教授会に諮ふべき事  
教授の任免に関する教授会の決議は総長の高等官進退  
具状に対し拘束力を有する事

一、同日午後四時教授助教授会合の席に出席し右の覚書を朗読したる上左の趣旨を陳述せり

趣旨

現行制度の下にありては法科大学教授の意見に同意するは不穩当な然と思考す然れ共文部大臣(廣田義人)に於て其同意は現行制度の下に於て不穩当にあらずと裁決せらるれば敢て同意を表せんとす先づ文部大臣の裁決を請ふ

教授諸氏は覚書中の法科大学教授の意見と題するものは之を文書に現はす場合に於て総長の記述せる通りと承認するや否や一応相談の上後刻返答すべき旨答へたり

一、同日午後八時頃田島(鶴田)、戸田(光恵)、市村三氏委員として官舎に來訪覚書中法科大学教授の意見は左の如く記載あり

とき旨を申述べたり  
教授の任免に就ては総長は必ず当該分科大学教授会の同意を経べき事従つて教授会の意見は総長を拘束する事右は現行制度運用上毫も差閤なく最も適當なりと認む  
尚附言して文部大臣の決裁を請はず直に以上の意見に同意せん事を縷々陳述ありたり

一、数刻懇談の末大学の経営發展の爲には総長と教授会とは同心一体と爲り誠意を披瀝して互に相竭すべきは根本義にあらずやとの談に及び局面一転左の覚書の如く三氏と総長との意見は一致し三氏は此の議を齎して教授助教授全体の意向を踏ふべしとて午後十一時官舎を辞せられたり

覚書  
総長と教授とは互に相信賴し共同一致京都帝国大学の發展に尽力せん事を期す従つて教授の任免に就きても以上の方針に遵由する事

一、十三日午前九時頃前記三氏官舎へ來訪教授助教授全体の意向として昨夜の覚書に左の如く小修正を施さん事を要求せり

#### 覚書

総長と教授会とは互に相信賴し共同一致京都帝国大学の發展に尽力せん事を期す従つて教授の任免は教授会の同意を経べしとの意見に同意す

右の覚書には遺憾ながら同意することを躊躇する旨を答へ懇談数刻の後更に覚書を左の如く修正することに総長と三氏とは一致せり仍て三氏の希望に依り直に自ら筆を執りて之を作製し且署名せり

#### 覚書

総長と教授会とは相信賴し協同一致京都帝国大学の發展に尽力せんことを期す従て教授の任免に関する教授会の意見を尊重するは論を俟たず

三氏は正午此覚書を携へて官舎を辞せり

一、十四日午前十時頃総長室に仁保氏の來訪を求め今朝

の新聞中の伝ふる所は昨夜提出したる覚書の趣旨に違ふ

点あるを見て聊か疑ひを生じたるに依り教授諸氏の了解  
せる処を問へり仁保氏は教授会の意見を尊重すとは教授  
会の同意を経べしと同意義と了解せりと答ふ仍つて協同

一致するの精神を以て教授会の意見に対する尊重の意義  
を解釈すれば自ら教授諸氏の主張が事実上実現せらるゝ  
を当然なりとすべきも尊重す可しとの意義は同意を経可  
しと直に同意義なりと解するは覚書の本旨に非ずと答へ  
たり同氏は事実上同一の結果を實現するとせば前述教授  
の解釈を此の際は認ありたしと懇々述べられたり然れど  
も甚だ遺憾ながら之を是認することを躊躇する旨を答へ  
たり仁保氏は茲に於て或は時刻を期し教授助教授会合の  
席上に於て其趣旨のある所を陳述せられんことを求むる  
ことある可しとて引取られたり

一、同日午後六時頃要求に依り出席したるに田島氏より  
教授会の意志を尊重するとは教授会の同意を経可しと同  
意義なりと解して可なる旨昨夜聴取れり果して然るや否  
や簡単に承知致し度しと申述べられ尚戸田氏、市村氏も  
同様に聴取りたる旨陳述せり仍つて斯くの如く明言した  
る覺なし而して前後の關係より其趣旨のある所は了解せ  
らるべしと信する旨を述べて退席せり

大正三年一月十四日

京都帝国大学総長 澤柳政太郎

九 坂口日記 一九一四年一月一六日条

〔五五〕

午後文科相談会の催あり、委員は朝来他科委員と交渉せし  
結果報告ありて承認を求むそは次の要点を在京総長昨夜法  
科教官の総辞職表提出するや直ちに上京せりとを経て大臣  
宛書面にて発すること

一 教授の任免に關しては其都度総長と教授会と合議の上  
その意見の一致によりて具狀すること

一 法科教官を留任せしむること

余は合議の上の文字を以て昨年七月中旬谷本氏後任選定会  
議における先例に鑑み実用せられんことをおそれ断然削除  
を主張して容れらる。これより文科委員は再び交渉会に臨  
み、同夜之を三科教協議の上全会一致を以て希望する旨  
の書面を發送せりと、此夜深更まで佐々木氏と語る

一〇 其後の京大問題〔抄〕

一九一四（大正三）年一月二三日

其後の京大問題

〔中略〕

三市卒業生陳情

京阪神在住卒業生団にては本問題に關する全權を委任すべく大阪、神戸より十五名、京都より七名都合二十二名の協議委員を選出したるを以て右委員諸氏は二十一日午後五時より河原町東洋亭に委員總會を開き陳情書を文部大臣に提出することを可決し四方田保（大阪）、瀧弘毅（神戸）、原田重光（京都）の三氏代表委員として二十二日午後八時二十分發にて文部大臣に提出すべき陳情書を携帶東上したり陳情書左の如し

文部大臣法学博士奥田義人閣下

〔政太郎〕

今回京都帝國大学自治問題に關し澤柳總長と法科大学教授助教諸氏との意見一致せず遂に諸氏の聯袂辭職を見るに至り候は國家の爲學界の爲に寔に空前の不幸事にて遺憾の至りと存候殊に不肖等同大学出身者に取りては母校這般の事變は衷心憂へざらんと欲するも止む能はざる次第に有之乃ち十八日を期し京阪神在住同同学卒業生一同會合して種々協議致候処結局当面の問題として本件に關

し極力適當の解決を期するに衆議一決し又道途種々の流説あるも上京委員の報告により閣下は未だ此問題に對し何等意見を發表せられたることなきを確かめ候に付此際不肖等一同の希望を閣下に致し賢慮の資に供するは當然の責務なるを思ひ衆議は爰に閣下が京都帝國大学法科大学教授助教諸氏の總辭職を聽許せらるゝことなくして適當なる解決の方法を採られんことを切望し之を閣下に陳情するに一決致候惟ふに同大学教授助教諸氏の總辭職を聽許すると否とは今や一に閣下の掌中に存す若し閣下にて教授助教諸氏の總辭職を聽許せらるるに於ては是即ち十有余年の歴史を有し今や方きに發達の道程にある我が京都法科大学の消長に關すること甚しく現在七百有余の學生をして去就に惑はしむるに至り學界の不幸之に若くものなく不肖等の母校を思ふの情に於て到底忍ぶ能はざる所に御座候或は道途伝ふるが如く閣下別に見る所あり今回諸氏の總辭職を聽許し新に教授を任命するの手段によりて京都法科大学を存続せしめらるゝが如きことありとするも這は實質上全く別個の法科大学の新設にして不肖等の母校たる十有余年の歴史を有する京都法科大学の存続にあらず斯の如きは不肖等の最も遺憾とする所なるは勿論又之によりて蒙る現在學生の不幸多大なる

べしと信じ候乃て茲に不肖等忉々の憂心已む能はざるものを披瀝し以て賢慮を仰ぐ次第に御座候冀くば閣下明察微意の存する所を酌し以て速かに適當なる解決の方法を講ぜられんことを尚不日委員東上文意の到らざる所を補足致すべく候右謹て陳情仕候

〔以下略〕

一一 坂口日記 一九一四年一月二十六日条

〔五五〕

午後四時<sup>(松本文三郎)</sup>学長は先般來の三科交渉委員として協同運動の経過を報ず、其要点左の如し

二一日、去十六日上申意見書に対し大臣に問合の電報を<sup>(奥田義人)</sup>發す(註此夜法科教官上京)

二二日、<sup>(福原勝二郎)</sup>次官より大臣面談希望の電報來る此夜上京(註此午後法科教官大臣と会見)

二三日、午後七時大臣官邸にて大臣と会見

(此日午前より法科教官等大臣邸にて密議あり、<sup>(藤田)</sup>穗積博士此夕大臣邸に來り大臣に何事か話す所ありしもの、如し)大臣の談に曰く、自分は十五日朝新聞電報にて始めて総辭職を知りて驚く。

仁保<sup>(龜谷)</sup>学長等を招き、質したる上、教授等の要求する教授会との協定は德義上之をなすべきもの也故に法科の要求は可なり、但し覚書の交附は宜しからずといひおけり。更に一同の上京を求む。穗積<sup>(政憲)</sup>富井<sup>(憲政)</sup>兩博士の調停により、只今全く事實上意志疎通、但し、<sup>(藤田)</sup>総長を呼びその同意を確むる必要あり、最後の円満解決は明晩なるべし、明後朝まで滞京して結果を待たれたし、三科より意見書を提出されしを謝す云々と

二五朝、文相を訪ひいよ、昨夜解決終了せしを聞く、

文相は「任免ニ就テハ総長ハ職權ノ運用上、教授会トノ協定ヲ行フハ差支ナク且ツ妥当ナリ」トノ項ヲ知ルノミニシテ第二項「吾等ハ穗積富井兩博士ヲ信頼し、兩博士ガ吾等ノ面目ヲ全ウセシムルヲ確信ス」ノコトニハ関知セズ之ニ言及セズ、之ニツキテハ窮追セザランコトヲ希望セリ、

学長は円満解決を同慶とし因て委員解除を申述べられ、<sup>(銀蔵)</sup>内田教授の注意にて一同は委員の勞を謝せり。

一二 大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決 〔三六〕

一九一四(大正三)年二月八日

大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決

大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決ハ一月中旬以後ノ新聞紙上ニ細大トナク掲載セラレタルヲ以テ今此ニ之ヲ詳叙スルハ無用ノ業タルヲ免レス然レトモ余等ハ前号ニ既ニ交渉顛末ヲ載セテ世ノ公論ニ訴ヘタルヲ以テ義トシテ黙黙ニ付スヘカラサルモノアリ仍テ其要領ヲ告白シ以テ余等進退ノ名分ヲ明ニス

(政太郎)

余等ハ既ニ澤柳総長ト交渉ヲ重ヌルヲ無用トシ客臘

(奥田義人)

文部大臣ニ上申シテ裁決ヲ求メタレトモ更ニ局面ノ一変ナ

キニ非サルコトヲ察シ且総長ノ確答ヲ聞クノ礼ナルコトヲ

慮リ一月十二日以後新ニ交渉ヲ開キタリシニ総長ハ十三日

ニ至リ最後ノ交渉委員教授田島錦治、戸田海市、市村光惠

三氏ニ対シ左ノ覚書ヲ交付セリ

総長ト教授会トハ互ニ相信頼シ共同一致京都大学ノ発展

ニ尽力センコトヲ期ス從テ教授ノ任免ニ関スル教授会ノ

意見ヲ尊重スルハ論ヲ俟タス

総長ハ此覚書ヲ交付スルニ当リ其末文「教授ノ任免ニ関ス

ル教授会ノ意見ヲ尊重ス」トハ余等ノ最初ヨリ主張セシ意

見「教授ノ任免ニ就テハ教授会ノ同意ヲ経サルヘカラス」

ト全然同意義ナルコトヲ言明シタルニ因リ委員三氏ハ其旨ヲ余等ニ報告シテ覚書ヲ提示シ余等ハ又此意義ニ於テ覚書ヲ受理スルニ決シ事円満ニ解決シタルヲ喜フト共ニ直ニ其旨ヲ公表セリ然ルニ翌十四日総長ハ学長仁保龜松氏ヲ呼ビ

テ余等ノ公表シタル所カ総長ノ意見ト相異ナルコトヲ告ケ委員三氏ニ対スル言明ヲ打消シタリ此ニ於テ余等ハ更ニ協議会ヲ開キ総長ト委員三氏トノ対談ヲ要求スルノ已ムナキ

ニ至リタルノ後ハ急転直下ノ勢ヲ激成シ遂ニ一同袂ヲ連ネテ辞表ヲ呈出スルノ外採ルヘキ方法ナカリシナリ余等不敏ナリト雖モ豈職守ノ重スヘク進退ノ妄ニスヘカラサルコト

ヲ知ラサランヤ而モ尚ホ辞意ヲ決スルニ至レルハ実ニ万已ムコトヲ得サルニ出ツ世上多クハ余等ノ心事ヲ知ラス甚シキハ視テ以テ放恣悻悻ノ言行ヲ敢テシ官紀ヲ紊乱スルモノ

ト為シ之カ為メニ物議ヲ紛生シタルハ余等ノ深く遺憾トスル所ナリ学長仁保龜松氏ハ文部大臣ノ電命ヲ承ケ教授戸田

海市、中島玉吉二氏ト俱ニ急遽東上シ細ニ事情ヲ具スル所アリシカ次テ大臣ハ教授助教授全部ト会见センコトヲ欲シ

東上ヲ促スコト再三ナリシカハ一同命ヲ奉シテ前往セリ然ルニ之ト同時ニ穂積富井兩博士ハ大ニ事態ノ容易ナラサルコトヲ憂慮シ身ヲ挺デテ居中調停ノ勞ヲ取ランコトヲ図リ

(陳重(政意) 穂積富井)

余等ノ東上ヲ待テリ余等ハ学界ノ耆宿ニ対スルノ礼トシテ

モ又師弟ノ情誼ニ於テモ兩博士ノ懇厚ナル調停ヲ辞スルニ忍ヒス且大臣トノ約期ニ猶ホ時アリシヲ以テ一月二十三日午後三時ヲ期シ先ツ兩博士ト文部省内ノ一堂ニ会談セリ而シテ夜ニ及ヒ直ニ官邸ニ赴キ大臣ト会見懇談シタルニ双方ノ意思頗ル疏通シ大臣ノ意見力實際ニ於テ余等ノ意見ト逕庭ナキコトヲ知り稍解決ノ曙光ヲ見ルノ感ヲ為セリ翌日更ニ官邸ニ会合シテ余等ノ当ニ取ルヘキ態度ヲ決シタル後兩博士ノ臨席ヲ乞ヒ解決ノ条件ヲ議シ次テ大臣モ亦來臨シテ協議數刻ニ及ヒ遂ニ余等ノ主張ニ對シテ左ノ意思ヲ表明セリ

教授ノ任免ニ付テハ總長カ職權ノ運用上教授會ト協定スルハ差支ナク且ツ妥當ナリ

是レ余等ノ主張スル所ト全ク同義ニシテ從來迂余曲折シテ為メニ紛糾シタル問題ハ此ノ如クニシテ平易ニ解決セラルルヲ見ルニ至レリ其他ノ問題ニ至リテハ既ニ穗積富井兩博士ノ調停アリ余等ハ兩博士カ万万余等ノ面目ヲ失ハシムルカ如キノ事ナカラシコトヲ確信シ又大臣ノ衷情ノ存スル所ヲ察シ一切ノ措置ヲ掣ケテ兩博士及大臣ニ信頼スルコトトシ是ニ於テ一同留任スルコトニ決セリ大臣ハ即夜澤柳總長ノ上京ヲ電命シ總長亦解決ノ趣旨ニ異議ナカリシヲ以テ翌々大臣ハ更ニ官邸ニ於テ總長及余等ヲ召集シ兩博士亦合同

シテ最後ノ會見ヲ為シ茲ニ全ク事件ノ終局ヲ告グルニ至レリ

大正三年二月八日

京都帝國大学法科大学  
教授 助教 教授一同

一三 京大文科又爆發か？ 小川、佐々木、雄本三教授文

相に詰問狀を發せんとす〔抄〕 一九一四大正三年二月一〇日 〔三九〕

京大文科又爆發か？ 小川〔（郷太郎）〕〔（愼）〕 佐々木、雄本三教授文

相に詰問狀を發せんとす

一時社會をして喧騒たらしめし京大紛擾問題も穗積〔（政意）〕富井兩博士の調停する處あり兎に角解決を見るに至りしが、本月三日の衆議院本會議に於て森田小六郎氏の質問に對し〔（義人）〕奥田文相は「先般京都大学教授助教間に紛擾を生じ世の視聽を聳てたるが爾來總長並に教授側に就きて事情の真相を問ひ質したるに全く双方の誤解と感情上の衝突に出でたることを明かにしたり此を以て予は十分將來を警め今回のことに關しては決して其の責任を問はず（中略）穗積、富井兩博士の斡旋に就ては本官の与り知る所にあらずこは言ふ

迄もなく子弟の關係より出でたる好意に外ならず更に大学官制に就ては目下当局に於て審議しつゝある所なれど學問の獨立に關しては現行法は必ずしも支障ありと認むる能はず要は其の運用にして宜しきを得ば十分學問の獨立を期し得べしと信ずるものなり云々」と答弁せる旨諸新聞紙に見えたるが曩に文相邸に於て文相、総長、両博士、法科諸教授列席、懇談の末愈々和解決定したる際文相の言明せるところと甚だ相違せるより、法科教授中少壮猪突の小川、佐々木、雫本三教授等大に憤慨し、文相の議會に於ける答弁にして真なりせば曩の法科教授を東京に召集し和解せしめたるは其の誠意より出でたるものに非ず、法科教授は文相のために愚弄せられ居るものと云ふべしと主張し然らば法科教授は其態度を改むるを要すとして九日午後三時より法科教官室に教授協議會を開きたり

大多數は穩健派 集まるもの、織田、<sup>(尾)</sup>跡部、<sup>(重雄)</sup>末廣、<sup>(龜松)</sup>仁保、<sup>(勝元)</sup>毛戸、<sup>(光惠)</sup>市村、<sup>(石坂)</sup>石坂、<sup>(海田)</sup>中島、<sup>(玉吉)</sup>佐藤、<sup>(正三)</sup>木、<sup>(美盛乃)</sup>山田、<sup>(勲三郎)</sup>山本の十五名、<sup>(勝本)</sup>勝本、<sup>(龜太郎)</sup>田島、<sup>(龜太郎)</sup>千賀、<sup>(司)</sup>岡村の四教授は出席せず、小川教授等直ちに議會に於ける文相の答弁を難じ、赦すべからざることを述べ、文相に詰問状を發し其の返答如何によりては、教授亦其の態度を定めざるべからずと論じたるも多數教授は、文相の議會に於ける弁明は

監督官庁としては余儀なきことにして文相の真意は必ずしも其処にあらざるべし微々たる言失を捕え、今又、詰問其他不穩當の事を勃發するに至りては更に社會の誤解を多大ならしむるものなり、折角穗積、富井両先生の調停の勞を煩し、吾々の面目を損せざる限りに於て円満に解決すとの証言を信頼すべきが妥當なりとし、教授會としては何等の運動を講ぜざること、なり個人としての行動は自由たるべしとして同五時半散會したるが小川、佐々木、雫本、戸田、市村、<sup>(坂)</sup>石坂の六教授は居残り市村教授の如きは文相邸に於ける覚書を持參して、寧ろ奥田文相の真意は議會の答弁より此覚書にありとして百法説明する処ありしも小川、雫本、佐々木三教授は文相の言失を如何にも遺憾とするもの、如く頑として承知の色見えず、同六時過ぎ市村、戸田、<sup>(坂)</sup>石坂三教授去り、小川、佐々木、雫本三教授のみ更に居残り鳩首凝議する処ありたるが文相に詰問状を發すべきか或は辭職するに至るかなるべしと

強硬派分裂 昨年大学問題の勃發當時より強硬なる態度を持せるものは、市村、小川、佐々木、戸田、<sup>(坂)</sup>石坂、雫本の六博士を推し元老には岡村、勝本二博士を以てせられ居りしが、岡村博士既に辭表を提出し大阪に於て弁護士を開業し民事専門を以て大に活躍せんと期するもの、如く、勝本

博士にありては自治問題の容れらるる以上別に辞任するに及ばずとせるも昨今咽喉の病症益々重きを以て大学外科に入院治療を受けつゝあり、然るに九日の協議会に於ては戸田、市村、石阪<sup>(坂)</sup>三博士は穩健なる主張を執り、小川、佐々木、雄本三博士と袖を別つに至れるも、決して軟化したるに非ず、各々自己の信するところあるものと云ふべし

〔以下略〕

一四 坂口日記 一九一四年二月二一日条 〔五五〕

紀元節、<sup>(寅三郎)</sup>荒本学長總長の代理を行ふ、式後学内にて内田<sup>(應)</sup>狩野二氏と懇談、其結果内田氏は小川<sup>(憲二)</sup>、狩野氏は佐々木の各氏訪問に決し、両氏各赴かる、午過ぎ、両氏立寄られ、内田氏は小川氏を訪ねたるに自分自ら朝日新聞記者に事件を証明せんと計画中とあるを諫め止めおき、転じて佐々木氏方に赴く、此時狩野氏既に在り、而して狩野氏の前刻より織田<sup>(憲)</sup>、<sup>(前迄)</sup>雄本の両氏来訪中にて、それに狩野内田両氏の来会せしため、佐々木氏の心事織田氏には明かとなり、ここに織田氏自ら事實証明の任に当らむといふに決し、これにて佐々木氏も満足の体にて織田氏雄本氏と共に小川氏方に赴き、其

方法を執ることに相談することになり云々と報道せられたり、

一五 法科大学問題解決 三教授も辞職せず 〔三〇〕

一九一四(大正)二年二月二一日

法科大学問題解決 三教授も辞職せず

法科大学にては去る九日午後三時より会議室に於て相談会を開きしが其以後雄本<sup>(朗道)</sup>、小川<sup>(憲二)</sup>、佐々木三教授の進退に就き各教授は一方ならず心痛せしが十一日織田<sup>(憲)</sup>教授は佐々木教授の寓を訪ひしに折柄雄本教授が居合せしにより茲に大学問題に就き談合せし結果相携へて神楽岡なる小川教授の邸に至り茲に四教授は火桶を擁して真情を吐露したるが織田教授は往訪の記者に語りて曰く

法科大学にては表面に現はれたる所より見れば大学自治問題の解決以来教授の一部には未だ教授会の素志を達せざるより何か此際一騒動を起きんとて遂に九日の相談会が開かれたるが如き感じを起せし者尠からず此は独り社会にのみならず大学教授の内にも学生の内にも而かく感ぜしめたり余は親しく本日(十一日)三教授に面会して談合の結果余自身に於ても疑惑は取除けられたり元来自治

問題は既に業に各教授東上して文相と会見し法科大学教授の団体は彼の当時発表せし決裁文によりて解決を告げたり、謂はゞ文相官邸に於て自治問題は手打をなしたる訳にして最早や不満を懷くべき事もなく其当時四圍の状況よりするも斯くの如き解決をなすが已むを得ざる事なり然るに之に對し今更不満を懷くべき筈のものにてもなければ只奥田文相が曩に衆議院に於て質問に對せし答弁は決裁文の趣旨と稍相違せる点あり即ち代議士に吾法科大学教授が総辭職をなしたるは全く吾等教授が誤解と感情の衝突に起因する如く述べしと第二は決裁文に「教官の任免に就き総長が其職權の運用上教授會に協定するは差支なく且妥當なり」とあるを文相は同じく議會に於て教官の任免に就き総長が教授會に協定するとせざるとは総長の職權上自由なりとの意味にて答弁したるは吾等教授に約せしと稍趣を異にせり左れば斯くの如き文相の弁明は吾等教授會に於て不問として差支へなきや或は文相に決裁文の意味を今少し明白に答弁を求むべきや其兩点を議案として九日の相談會は開かれたる次第にて同會にては教授會は団体としては何等の事もなさず各教授の考に一任するより外に途なく遂に何等の決議(マツ)もなさずして

散會したる次第なり余は本日(十一日)三教授と親しく面會するまでは是以上の考へありしかの如く解せしが其は全く一片の誤解に過ぎざりき

と語れり其前後の關係及び四辺の状況より推断すれば法科大学問題も全く十一日を以て解決を告げ小川教授は風邪・雄本、佐々木兩教授は神經衰弱の由なれば全快後は直に教鞭・を執るべし

## 一六 兩教授文相に迫る

一九一四(大正三)年二月二日 [三〇]

### 兩教授文相に迫る

法科大学にては去る九日戸田(海老)石阪(石坂音四郎)雄本(光恵)市村(郷太郎)

佐々木六教授の主張により相談會を開き其席上奥田文相が(總)

前に衆議院に於て森田代議士に答弁せし言は法科大学教授に与へし決裁文の趣旨と稍相違せる点あるを以て法科大学

教授會はこれを不問として差支なきや或は文相に決裁文の意味を今少し明白に答弁を求むべきやを議案とし討議せしが結局各教授の考へに一任することとなりしが小川、佐々木の兩教授は右の答弁を不問となす時は法科大学教授會が

半歳の久しき間自治問題に就き澤柳<sup>(政太郎)</sup>総長と論争せし件は全く無意義となり又多年絶叫せし学問の独立も一片の反古となるべきを以て若し一文相にして議院にてなせし答弁と同じく教官の任免に就き総長が教授会に協定するもせざるも差支なしとの事なれば両教授は此際断然辞職すべしと決心し去る十三日相携へて東上し奥田文相に面会し衆議院の答弁に就き質問を試みたるに文相は「教官の任免に就き総長が其の職権の運用上教授会に協定するは差支なく且妥当なり」とは教官の任免に際し現行制度の上に於て総長が教授会に協定するは差支なきのみならずこの方法が適當なるものにして教授会に協定せざれば不當なりとの意を明かにし且つ衆議院に於ける答弁中妥當なりとの解釈をなさりし事及び教授会に協定するは大臣が職権の運用上次官以下に諮るとは較々相違せりとて責任ある答弁をなし教授側の解釈と全く同一なりしにより両教授は一兩日前帰洛したるも小川教授は風邪の為咽喉を害し佐々木教授も一時静養中なれば孰れも近日中より開講すべし

## 一七 京大総長問題

一九一四(大正三)年四月一五日

### 京大総長問題

京都帝国大学にては曩に文科大学の提案にかゝる将来総長を任免する場合を予想して左の二の条件を提出し各分科大学の賛同を求め其結果松本文科<sup>(文二部)</sup>、荒木医科大学<sup>(医二部)</sup>両学長は東上し両学長は過般帰洛せしを以て両学長の名を以て十四日午後三時より各分科大学の委員を校内尊攘堂に集合せしめたり

### 提案

一 文部大臣が総長を新たに任免する場合には其任免に先立ち必らず京都大学に一応照会すべし

二 従来京都大学は総長と教授との間に意思の疏通を欠き紛擾的行動を惹起せるは総長が大学なるもの、真相を知悉せざるにあり故に寧ろ大学の秩序整頓より云ふも総長を大学内にて互選するを以て大学の為に適當なる処置と云はざるべからず若し互選の暁には種々の情弊を除くべく総長の在職年限を二年乃至三年とすべし

十四日の来会者は医科大学の委員として荒木<sup>(亀太郎)</sup>学長、中西<sup>(重忠)</sup>、森島<sup>(重忠)</sup>両教授、文科大学よりは松本<sup>(重忠)</sup>学長、狩野<sup>(重忠)</sup>、藤代<sup>(重忠)</sup>両教授、理工科大学よりは難波<sup>(重忠)</sup>学長、大藤<sup>(重忠)</sup>、新城<sup>(重忠)</sup>両教授、法科大学より

仁保學長、田島、勝本兩教授出席し荒木、松本兩學長は  
 右兩案を携へて東上後主務省に出頭し大岡文相、福原次官  
 等に面会し二案を提示して京都大学の希望を述べたる由を  
 詳細に報告し各分科委員との間に二三質問応答ありて午後  
 四時半散会したり元來本問題は甚だ秘密の裏に協議せられ  
 しものなるに端なくも吾社紙上に掲載せられしかば委員の  
 間に右経過を絶対秘密に附する事を口約せしにより主要の  
 人々口を緘して語らざるも聞く所によれば既に文部省に於  
 て該案に同意せし由なれば新たに総長を選定する場合に該  
 案を活用せらるべし然るに京大の一大問題たる澤柳總長の  
 去就に關しては去る一月十四日以来社会の注目しつつある  
 所なるが澤柳總長は一月二十九日四大学總長會議に出席し  
 たる儘三月二十一日に至り漸く帰洛したるも四月十日に至  
 り皇太后陛下崩御の公電に接したるを以て廣庭書記を從へ  
 沼津御用邸に伺候したる儘東上せしが廣庭書記のみは十四  
 日帰洛したり確聞する所に拠れば澤柳總長は去月末帰任す  
 るや京大の情況は自己の地位を永く保守するに於ては京大  
 の為のみならず自己一身上の為にもならざるを知り此際円  
 満に辭職するに如かずとなし最近辭表を提出したりと伝へ  
 られ既に京大教授間には早くも後任總長問題に就き噂取り  
 〳〵なるが元來京大は議論家多く円満に治むるには余程の

困難あるのみならず新たに総長の位置を得るものは全分科  
 大学に興望あるを要するに依り好んで斯くの如き所に身を  
 投ずるものもなく縦しありとするも例の岡田良平の二の舞  
 をなすべければ候補者を得る困難にして文部大臣が総長を  
 任命する事は全然不可能なるべく勢ひ大学内より総長を互  
 選するに至るべく其の候補者として消息通の語る所によれ  
 ば難波、荒木、松本の三學長既に後任総長に擬せられ居れ  
 りと

一八 坂口日記 一九一四年六月一五日程 (五五)

臨時教授會(總長候補者選定法案及び商議員案各委員會に  
 於て成案を得たればその承認を求むるものなり、一同承認  
 す、但し商議員案は成文となさず習慣不文法とす)

一九 所謂京大文科事件に於て採れる吾人法科學生の行動  
 に就きて (三三)

所謂京大文科事件に於て採れる吾人法科學生の行動  
 一九一四(大正三)年六月

(宛也(簡))  
に就きて(吉峯上畑記)

所謂京都帝国大学法科事件が、如何なる経過をとり、那辺の結果に達着せしかは、教授の発表せられたる、法学会誌上の記事、其他当時の新聞紙が細大漏さる報道により、昭々として天下に明かなる所、吾人敢て贅せず。たゞ吾人法科大学々生が、この事件に対して採りたる態度と行動とに至つては、未だ一の説叙せられたる秩序的の何物をも見ず、これ吾人が、禿筆を呵して、以下之を摘記する所以なりとす。敢て自から揣らざるの批難に至つては、甘じてその責に任ぜんのみ。

由來総長对教授の交渉は、吾人之人に対して全く風馬牛たりしにあらずと雖も、直接吾人と交渉を生じ、到底袖手傍觀を許さざるに至れるは、事件の経過が意外にも急転直下して、一月十五日に至り、突如教官の総辞職を見るに至れる時なりとす。この日味爽、教官総辞職の報伝はるや、不安の念に充てる多数の学生は、続々として第一教室に集ひぬ。噫々教官の総辞職！真に之れ晴天の霹靂、学生の動盪固より其所なり。吾人は学ばんとして来れる大学に、学識徳望を景仰して来集せる、その教官を喪へる也。事は吾人の死活に關す、徒らに哭泣し、妄りに熱狂するを許さず、吾人男子、須らく結束して奮起せざる可からず。

午前十時、学長は学生総代を召集して、事、止むなきの理由を縷述せられ、且つ学生の自重を希望せられ、その袂別の節に到るや、辞色頓に動きて声涙共に下る。一方、第一教室に集へる多数の学生は、直接学長より事件の内容を聴取せんものと、群をなして室外に殺到せるも、学長は直接学生の多衆と合談する事の、煽動と疑はるゝを恐れ、絶対之を拒絶せられたり。

午後三時第一教室に学生大会を開く。先づ委員三十二名を選び議事に入る。而も事疾風迅雷も只ならざるの間に生じ、思慮未だ熟するに遑あらず、慷慨の説、激越の論囂々として場為めに動かんとす。薄暮漸く、「吾人京都法科大学々生は誓て教官の留任を期す」てふ決議を為し、委員中更に十一名を選びて、今夜直ちに東上、この決議の貫徹に努力せしむること、し、その実行の方法の如き、挙げて之を委員に一任して散会せり。

東上の委員十一名は、旅装を整ふる暇だになく、夜半十二時半見送りに立てる学生の万歳声裏に意氣軒昂、東上の途につけり。車中先輩学士平佐、小島両氏の同じ目的を以て東上せらるゝに会し、一同食堂列車に合して前後の処望其他の談合に夜を徹せり。

十六日、午後二時新橋着、出迎へられたる奥平伯等先輩

の斡旋により、交通に至便なる、神田淡路町筑波館を本陣とし、京都大学寄宿舎なる事務所と連絡を通ず。この処京都残留の委員は寄宿舎会議室を本部として、毎日午後一時より集会上京委員と連絡を待ち機宜の処置に備へたり。

十七日、筑波館に本部を置ける上京委員は、先づ第一着として午前七時半、澤柳総長を目白の邸に訪ひて意見を交換し、午後二時より文部省に奥田文相を訪ひ吾人の衷情を披瀝せり。京都に於ては、第一回学生大会の決議を、更ら

に、「吾人法科大学々生は大学の自治・学問の独立の爲に」なる文字を加へて修正せんことを決議し、之を第二回学生大会に附する事とし、取敢へず東京の本部に長電を通じ、且つ委員二名を急速東上せしむ。京都よりの電話に接せる上京委員は、第二回学生大会に列席せしむる爲め帰京委員を選定し、提出の議案を討議して遂に曉に及べり。

十八日、昨日京都を發せる東上委員二名正午到着、夜八時、先に選定せし六名の委員西下帰京す残留委員七名となる。上京委員は、本問題の解決は必らずや名士の仲介によるべきを予想せるを以て、先づ可及的に多く学界の名士を訪ひ、吾人の懷抱せる本問題に対する満腔の希望と、衷情とを吐露し置くの必要を確信し、着々之が実現に向へり。而かも委員が的とする名士の、皆折柄多忙、面会の機頗る

難きは委員の大に苦める処なりき。

十九日、京都に於ては第二回学生大会を開く。この大会開催の目的たる決議の修正は、自明の理にしてその要なしとして否決せられぬ。東京にありては、委員二隊に分かれ、濱尾男爵と、菊池男爵を訪ふ。菊池男は面会を拒否せられたるも、濱尾男は快よく委員を延見せしかば充分所懐を述ぶることを得たり。

当時京都に於ける新聞の論調は悉く教授に不利にして、世の有識者も教授の態度を否なりとなし、或は京大法科の廃止を叫び、或はその東大との合併を論じ、世論日に吾人の志と違ひ、心頗る痛む。而して在東委員は、諸名士の意見と世論とを綜合し、自から解決の一途を認むる所ありしかば、明日委員中三名帰京して、この案を提げて大会に謀る可き事を議決せり。

二十日、京都に於ては第三回学生大会開催、世上道路教授の行動主張を曲解譏誣し、吾人の希望する如き議決の進行を阻礙する事至大にして、前途の転た暗澹たるを思ひ、この際一層儼然たる態度をとりて、世人の蒙を啓き、解決の転機を開拓せざる可からずとし、乃ち先づ決議文を左の如く修正す、「吾人京都法科大学々生は、教官の主張にして容れられざらんか、誓て教官各位と進退を共にせんことを

期す」と。而して別に意見書未尾参照を發表し、併せて宣言書を成す。東京にありては、昨日の決議により、委員三名急行、西下せるも、大会已に修了せる後なりしかば、その齎らしたる意見は竟に之を發表せずして止めり。

時に学長以下教授一同、文相の懇望により相携へて、上京せらるる由、新聞紙の報により、京都委員は之に関する確報を得て、旨を東京委員に打電せり。

廿一日、東京に於ては、午前、長谷場氏の訪問喰違ひし爲め、午後、岡松博士を訪ふ。予ねて打合せ置きし富井博士は、多用寸暇なき旨を以て遂に訪問を果たす事能はざりき。京都より、教授上京の報と共に宣言書を携へたる委員三名の東上につき、文相との会合の便を図られたき旨の電文飛來す。乃ち、交渉の極、明朝九時、文相との再度の会见を致す。

京都に於ては、宣言書を發し、旗幟一段の鮮明を加へ、堅とし破らざるなきの概あり。公選により委員三名宣言書を携へ奥田文相に会见して、その断乎たる処置を促さんとし、此旨、在東京委員に送電す。

二十二日、在東京委員は四名は早朝割引電車に乗じて、新橋に学長の一行と、宣言書を携へたる学生委員三名を迎ふ。一名は、この一行に加はりて文相邸に自動車を走らし、

他の三名は、学長一行を麴町の旅館に訪ふ。大臣邸に向へる一行は、約三十分の間に使命を果たし、大臣をして学生の決心の牢平たるを察知せしめ、事件の有利なる解決に、貢獻渺少なざりしを窺知する事を得たり。而して東大合併の風聞に至つては、吾人の以て最も不快とする所なりしが、大臣は、嘗て、さる画策をだもなせし事なしと極力之を否定せられしは、さもあるべし。

本日報あり富井穂積博士は、事件の重大なるを憂ひ、進んで本事件調停の勞をとらんと。之あるかな、幸にして上京委員はその予想の的中せるを喜ぶ。

二十三日、吾人は、両博士の調停、及び教授と文相との会見の消息等を知らんことを欲し、委員四名旅館に教授を訪ふ、而して、事態の進行頗る有利なるを推知することを得衷心怡悦禁じ難きものありき。而も京都よりは、一挙に事を解決せんとして、磯留委員の東上するもの瀕々として踵を接す、委員以外に学生中或は委員の行動を緩漫なりとし。或は主務省の処置の矛盾を鳴らし、將た新聞紙が虚妄の説を流布するを慨し、燕趙悲歌、激越の調をなし、殺氣洛中に漲る。折節帰任中の澤柳総長に對し処決を迫るものありしと聞く。

されど、東京に於ては、已に解決の曙光を望見し、形勢

頗る好望なるものがあるが為め、新たに上京せる委員と共に、最早や運動がましき行動をとらず、徐ろに形勢を觀望すること、せり。此に最初より滯京せし委員は一先づ帰京すること、せり。

二十四日、かゝるうちに暮れて、二十五日に至り、満都の号外は一齋に事件の解決を報ぜり。その解決の内容に至つては、世の已に周知する所、吾人の再説するを須ひず。兎も角吾人学生の希望決議は、此に遺憾なく貫徹せられたる心地よき、会心の微笑の自づから唇頭に上るを禁ぜざりき。

二十八日、午後一時より、第一教室に委員の行動並に會計の報告書を兼ね、最終の学生大会を開く。事件は已に円満なる解決を告げ、洶涌たる狂瀾収まりて、明月いよ／＼冴ゆるの思あり。来集する学生の面貌皆嬉々として樂めり。開会に先だち、相見へざる年月余に亘れる教授の臨場あり、親しく吾人と相對せるとき、今更らに高鳴りする脈管の血の、師弟の切なる情誼をそゝれるぞことわりなる。諸般の報告法の如く、終りに仁保学長の挨拶ありて、霧々たる和氣のうちに、法科大学の万歳を三唱する声のみぞ吉田町の寂寞を破りて長く高く飴を返えしぬ。

因に前後通じて大会に選出せられし委員並に、二十日、

宣付せる、学生大会意見書左の如し。

#### 第四回生

武宮(雄彦)、堤(水也)、廣瀬(辰之助)、桐田(登)、大園(竹四郎)、大森(研造)、宇野(耕純)

#### 第三回生

益谷(秀次)、中屋(重治)、吉崎(与吉)、小越(知松)、大木(勝)、百束(春香)、河野(孝二)、中山(孝)、吉峯(繁也)、上畑(秀一)、松本(勇)

#### 第二回生

佐久間(米太郎)、鷺野(弥幸)、渡邊(彌)、森口(繁也)、道家(秀一)、鈴木(重雄)

#### 第一回生

渡邊(七)、古谷(熊合五郎)、熊谷(幸雄)、岸田(二三)、坪野、

吉原(政義) (順序意味なし)

#### 学生大会意見書

曩に吾が京都大学法科大学教官連袂して辞表を提出するや吾人法科大学学生は事の頗る重大なるを認め直に学生大会を開き然して教官の留任を期する旨を決議し委員を挙げて是が遂行を計れり吾人か京都帝国大学法科大学にあるは偏へに教官の崇高なる人格と深遠なる学識とを敬慕するが為に外ならず然るに教官は学問の自由独立を主張し之が實現に關して総長と相容れず遂に相率ひて吾大学を去らんとす是れ吾人の私情に於て堪へ得べき事ならざるのみならず吾学界の進歩に對する一大損失なりとす是吾人が蹴然起つて教官の留任を期する所以なり然るに世或は五人の第一回学生大会の決議を以て單に吾人の利

害に基くものとなし教官の主張の成否に拘はらず只留任をのみ希望するものと誤解す是明かに吾人を誣めるものなり依つて茲に教官の留任を期すと云へるは学問の独立の主張を正当なりとすると異語同義なる事を声明す世人或は教官の主張を以て現行制度と相容れざるものとなす然れども教官の主張は現行制度の改廃にあらずして是が運用に關す而して吾人は教官の深遠なる学識を信頼するものにして現行制度の運用に關する教官の主張を正当なるものなりと信ず吾人は学問の独立を尊重す而して学問の独立は教官の地位の保障を俟つて貫徹せらるゝものなりと信ずるが故に学界進歩の爲学問の独立を欲すると共に吾人は教官の留任を期するものなり

世人或は今回の教官の行動を以て不穩当なりとして非難す然れども教官中総長の言行を不信なりとし他の教官の爲に職を去らんとするに當りて從來の關係上是を傍觀する事を得る嶮然<sup>(アツ)</sup>して官紀の存する以上他に取るべき方法なきが故に遂に此拳に出でたり而るに世人は尚是を以て教官を非議せんと欲す吾人は今回の教官の行動を以て實に已むを得ざるに出でたるものと信ずるなり

茲に吾人は世論に促がされて意見書を發表し以て吾人の真意を声明す大正三年一月二十一日京都帝国大学法科大

## 学生一同

附記 本件の経過を詳叙せんか、以て優に大冊を成すべし、此には、その要を摘ままんことを心せしと雖も、而も小編その真相の万一をも彷彿せしむる能はず、之れ蓋し筆者の菲才と紙数の然らしむる所也、詳細に至つては、當時の記録の有するにあり、有志就て見られよと爾云。

## 二〇 坂口日記 一九一四年八月一九日条

〔五五〕

臨時教授会あり。

出席十二名許。<sup>(一)本署總庶</sup>文相の招命により各学長

上京去十七日文相と会見、文相は東京帝大総長山川健次郎氏をして京大総長に兼任せしむるに決し其承諾を得既に裁

可を経たり方に發表せんとするところなるにより予め通告すとあり、各学長は帰学の上諸教授に申聞かしたければ

その済むまで發表を猶予ありたしと申置き帰学せり云々<sup>(文相)</sup>

と。松本学長の意向は他の分科にてもこれに承認を与ふる

様子なれば文科も此の辺にて黙認すべしといふにありしもの、如し。併し衆議の結果、(一)、山川氏の兼任は之を歓迎

すること(二)、総長は専任総長とせられたしとの意向を本省に通じおくに決せり。猶この総長任命と先般来協定しおきたる総長選定約法との関係につきて、之を約法の規定に該当適用せしむべきか、將た約法の予想せざりし特発の場合として之を無関係と解釈すべきかの問題は衆議後者に傾きたり。前記の決定は猶ほ例の相談会にかけらる、筈。夕佐々木氏を訪ふ。学事を談ず。

二一 坂口日記 一九一五年六月条(抄)

〔五五〕

〔前略〕

〔龍太郎〕

一、五月以来山川総長は吾が京大総長候補として第一回に櫻井博士、第二回に秋月左都夫氏を推薦し、各科の教授会に咨らしめしが、第一回櫻井博士は、法否、医否、工否、文否、理意見なしとあり第二回には法否、医否、工可、文否、理意見なし、とあり、第三回として本月初旬荒木寅三郎博士を推薦したるが、法、医、工、文各之を可とし理は人物としては賛成するも主義としては(学外より専任総長を置くべしとの)不賛成と回答し、茲に本月十五日荒木博士総長に任ぜらる(専任)。之より先本月十日

〔政太郎〕  
頃澤柳前総長貴族院に於て上記の手続を素抜き、文相にその不法なることを詰問す、世人之に注意す。併しこの詰問は澤柳氏一個のためより之を惜むとするもの多きが如し。

一、荒木博士の後任として、医化学講座は森島庫太教授(藥物之を兼担し、前田鼎を助教授とし、学長は初め森島氏の声頗る高かりしが、意外にも伊藤隼三氏の任命あり、伊藤氏の院長職は中西氏之に補せらる、この学長及病院長後任決定には内部に頗る議論ありて容易に決定せざりしもの、如し、そは荒木氏総長に任じたる後一週間に始めて学長、その後一週間に始めて院長の各補任ありしに見ても、内部の紛紜を察するに難からず。

一、荒木氏の総長任命は、一昨年来の京大の学問の独立問題の解決として学内一般に歓迎する所なるもの、如し、余も衷心より大学のために之を賀す。月の十八日夕都ホテルに於て新旧総長送迎会あり、出席者無慮百余名、無比の盛会なりき。

〔以下略〕

## 二二 大井名譽教授談筆記概要

〔六八〕

〔清〕  
大井名譽教授談筆記概要

一、大正四年荒木総長第一回就任ノ際、非公式ニモ選挙ヲナセシヤ

〔記録並記憶ニヨルモ選挙ヲ行ヒシコトナシ〕

〔鎌太郎〕  
山川総長ヨリ後任総長候補者ニ関シ教授中ノ重ナルモ

ノ約七名宛官舎ニ招致ノ上意向ヲ徴セラレシ事アリ〔大井教授ハ現ニ大正四年二月八日織田萬、狩野直喜、河合十太郎、大幸勇吉、近重眞澄、大藤高彦ノ六名ト同道長時間ニ亘リ面談セル記録アリ〕コノ企テハ数回ニ亘リタルモノナリ、察スルニ学外ヨリ、且官選ニヨル総長反対ノ全学的意向漸次判明セシヲ以テ、先ヅ学内適當者ヨリ物色スルコトトシ、荒木寅三郎氏ト大体定マ

リ  
其ノ後幾クナラズシテ各学部教授会ニ於テ〔候補者ニ荒木寅三郎ヲ定ムルノ件〕〔件名ハ不詳〕ヲ諮ラレシコトアリ、席上兎モ角学内ヨリ選バレシコト並大体先任学部長デアリ且総長事務取扱ノ経歴アル人物故、兎角ノ議論ナク、〔先ヅ結構、承リオク〕ノ程度ニテ済ミタリ、勿論工学部教授会ニ於テハ右様ノ通りニテ、コノ

賛否ヲ投票ニ問ヒシコトナシ

〔法科大学ニ於テハ或ハ賛否ヲ投票セシヤモ測ラレズ〕  
右教授会附議ハ総長ヨリ学部長ヲ通ジテ与論ヲ聞シモノニテ、コノ間兩者〔総長―大学長〕ノ間ニ如何様ノ話アリシヤハ知ラズ、又大学長ヨリ教授会ヘ諮ルニハ、最初ヨリ候補者荒木ト指名シ之ニ対スル意見ヲ聞キシモノナリ

斯クテ荒木総長就任后、――更メテ総長選挙ノ問題ヲ議スルコト起リタリ

〔大学長選挙ノコトハ大正三年七月大藤工科大学長ノ投票ニヨル選挙ノ例ヲ創始トス〕

一、総長選挙制審議――任期四年ノ件

各機関ヲ設ケ審議セシニ大正七年五月第二回ノ會議ニ於テ諸般ノ事情ヲ考慮シテ之ヲ四年ト定メ、荒木総長就任後四年、大正八年ニ至リ正式ニ荒木総長選挙ニ移行タリ、即チ任期四年ハ廻リテ実施シタル訳ナリ

一、東大ニ於ケル選挙制制定ト京大トノ連関

両大学時ヲ同クシテ制度布カレタルモノコノ制定ニ當リテハ公式ニ何ラ兩者ノ間ニ連絡提携ノコトナシ（一、二）当路ノ間ニ連絡アリシヤハ測ラレズ）

而モ選挙制ノ創始ニ就テハ勿論本省ニ於テ其ノ実情ヲ

知ルモ敢テ積極的ニ干渉セシコトナク黙認ノ形ヲトリ  
タリ(荒木総長第二回目任命)

## 五 河上事件

### 一 河上教授辞職ニ関スル件

(一五)  
一九二八(昭和三)年四月一六日

#### 一、河上教授辞職ニ関スル件

(黄三郎)

荒木総長ヨリ河上教授ガ只今電話ニテ辞職スル旨ノ申出  
アリ(書類ハ後トカラ提出)私トシテハ心苦シキコトニテ  
自分トシテモ事件ヲ大体片付ツケタラバ適當ノ時機ニ責  
任ヲ負ヒテ辞職セントスル考ヘデアル私ハ皆様ノ御推薦  
ニ依リテ総長ニナリシ者ナレバ私一存ニテ勝手ニ進退ス  
ルコトモ如何ト思ヒ茲ニ何レ適當ノ時機ニ辞職セントス  
ル考デアルカラ御含ミ願ヒ置キタシ

(静也)  
財部経済学部長ヨリ予テ総長ニ一方ナラヌ御心配ヲカケ

又今日臨時ニ御集リ願ハネバナラヌ様ノコトニナリシハ  
遺憾ナリ問題ガ斯クナリシ上ハ私モ現職ヲ去ルツモリナ  
レド学生ノ問題等尚残リ居レハソレ等解決次第辞職セン  
トスル考ヘデアル

評議会ハ之レニテ終ル

アトハ総長ヨリ雑談トシテ今回ノ事件ニツキ若干ノ報  
告アリ

### 二 恩師を慕ひ自由の荒廃を慨く 純情から京大経済学部

#### 学生声明書を発表

(一九)  
一九二八(昭和三)年四月一九日

恩師を慕ひ自由の荒廃を慨く 純情から京大経済学

#### 部学生声明書を発表

京都帝大教授河上肇博士が辞職を余儀なくされるや学生間  
に動揺を来し其の発表を見た十七日午後三時から法経学第  
二教室に米田博士の社会学講義の後を受けて経済学部学生  
大会を開催した各高等学校出身者の中から一名づゝの委員  
を選出して総長及び経済学部長に抗議書を提出すべく決議  
したことは既報の通りであるが十八日午後五時半法経学生  
控室階上で右委員によつて左の声明書が発表された

#### 声明書

今回我が敬愛する河上教授は政府の露骨なる政策的高圧  
処断と京大当局の鵜呑みの屈服に依り不本意なる辞任を決  
意せられたる事は何人たりとも認むる処なり抑も総長の

提示せる所謂辞職理由は全然根拠無く唯為めにするする

もの、窮余の一策たるのみなり、即ち同教授の「マルクス主義講座」広告用小冊子に於ける文字は真摯なる学究的態度を表せるのみ、香川県に於ける選挙応援演説は眞に合法的行為にして問題とするに足らず又社会科学研究会員選挙事件の如きは未だ其の真相判明せず単に選挙云々のみを以て河上教授にのみ責任を負はすべきものに非ず、若し責任を問はんとすれば予め河上教授を以て社会科学研究会指導教授を委嘱せる総長自身の責任を問ふべきに非ずや、況んや共産党事件に対する関係絶無なる事は独り同教授の言明する処のみならず世上一般均しく認むる処なり、以上の如く斯る漠然たる三理由を以て苟も大学教授に辞職を迫るが如きは大学の自治、学問の自由を根本的に蹂躪せるものなり我々は斯る学園に対する高圧的手段と無能なる京大当局の弱腰との間に処し二者に対する敢然たる抗議を放ち踏み躪られんとする学園と廢れ行く経済学部擁護のため立つものなり、最後に世の誤解を避くるため敢て附言す我等の此度の運動は所謂左傾的運動とは本質的に其目的及性質を異にせるものなり、我等は唯恩師を慕ふの情禁じ難く又学問の自由の荒廃を慨くが故にのみ斯る挙に出づ、敢て満天下の諸士に訴ふ

昭和三年四月十八日

京大経済学部学生

因に十八日は午後三時から学生集会所に於て無産文芸研究会主催藤森成吉氏の講演会に引続いて学生大会を開催する旨の宣伝ビラを撒いた者があつたが京大当局では学生監をして同講演会の開会前に中止を命令したので学生大会も従つてお流れとなつたが近く更に学生大会を開催する模様である

### 三 大学を辞するに臨みて

〔三三〕

一九二八(昭和三年)四月二一日

大学を辞するに臨みて

河上 肇

京都大学を去つた今日私の最初に発する言葉は、その京都大学に対する感謝の辞である。明治四十一年、当時一経済雑誌の主筆たりし東大出身の私を招いて、法科大学の講師たらしめたものは、京都大学である。赴任の際岡田(眞平)総長Ⅱ後の文部大臣Ⅱは、私に向つて何時教授にするかは約束できないと諭されたが、私は一生講師でも差支ありませんと答へ、喜んで此の京都にやつて来た。専心学問の研究に

従事したいといふのが、当時私の熱望であつたのである。

ところが計らずも一年を経過せぬうちに助教に任命され、やがて教授に任命され、爾來殆ど二十年の長きにわたり、私の如きものが安んじて斯学の研究に耽ることが出来たのは、私にとつて実に望外の仕合であつた。この長き期間にわたる研究は、私の生涯にとつて決定的な影響を与へた。

それは一生を賭するに足る目標を私に授けてくれた。それのみでなく、私は大学における生活のお蔭で、心から尊敬しうる若干の友人をも知り得た。此の如きは、世路の益々險難なる今日、実に容易に得難き人世の宝である。私はこれらの賜物を大学に向つて深く感謝せねばならぬ。たゞ今日までの私の存在が、多かれ少かれ、大学に累を及ぼしてゐた点があるならば、それは私の深く遺憾とするところであり、茲に之を陳謝せねばならぬ。しかしそれと同時にもし許されるならばかゝる結果を生ずるに至つたことにつき、少しく私自身の氣持をも語るの機会を得たい。――

私は無用の謙遜を避けて卒直に語るであらう。階級闘争が社会の表面に脅迫的な形態をもつて現れる時代になると――かゝる時代になればなるほど――、経済学の自由なる科学的研究は、様々な敵に出逢はずには居られない。「経済学の領域においては、自由なる科学的研究は、他の総ての

領域におけると同一の敵に出逢ふのみではない。経済学の

取扱ふ材料の特殊なる性質のために、人間の心の最も激しい、最も狭量な、最も意地悪き情念が、私的利益のフーリ―神(復讐の女神)が、経済学の敵として、戦場に呼びたてられる」と、マルクスも言つてゐる。この間にあつて眞実に学者の任務を果さんことは容易でない。階級闘争が激烈

(Marx, Karl Heinrich)

になればなるほど、如何に多くの有力な学者が、知らず識らずのうちに、権力階級に向つて媚を呈するに至つたかは、外国の学史が明白に吾々に教えてゐるところである。私は、幸か不幸か、此の最も困難なる学問の領域に身を置いたために、最初から特別な覚悟を必要とされた。私は何よりも先づ眞理を念とせねばならぬことを固く心に誓うた。天分の乏しきは何ともし難いが、たゞ俗念のために自分の学説を少しでも左右することがあつてはならぬと、このことをのみ常に心に掛けた。かくて私の学問は――正直にいへば恐る――次第に一定の方向に進んだが、私が斯かる進路を採ることを余儀なくされたのは第一歩、主観的には私自身の研究の不可避免的な結果である。だから、もし私の現在の学問的立場が常識的に大学教授たる地位に適せぬといふならば、それは私からいふと、私が何とかして大学教授たる責務を忠実に果さんと努力した結果に外ならぬので

ある。かゝる意味において私は私自身に弁証法的転化をなしたへたとも言へるであらう。

私が大学教授の地位を占めてゐることが社会の一部において、常識的な判断から非難されてゐること、かゝる非難が次第に高まりつゝあることは、最近二三年の間、私自身の明かに意識してゐたところである。かゝる非難を受けながら、平然として止まつてゐることは、實のところ、私の甚だ苦痛としたところであつたが、私はやはり大学教授たる自分の職責を顧みて、かゝる非難を無視する勇氣を持たねばならぬといふ風に、自分を鞭つたのである。それのみではない。かゝる非難を成るべく避けようといふ動機から、自身の言論行動を束縛することは、自ら進んで大学教授の自由を縮少する結果を来す虞れがあると考へたので、——常識的には兎も角——大学教授として差支ないと思ひ、たことは、最初から何程かの非難を招くことを覚悟の上で、敢てこれを断行せんことを寧ろ積極的に努めた。物情騒然たる間に香川県下に旅行することを避けなかつたのも、その一例である。他から見られたならば、随分苦々しく感ぜられた点も数々あらうと思ふが、私の主観は以上の如くであつたのである。

大学教授としての私の生涯が今や終りを告ぐるに際し、

微力何の成すところなかりしは深く恥づるが、顧みて甚だしく良心に恥づるところなきは、自ら満足するところである。今や責任ある地位を去つて、実に力にあまる重荷をおろした心地がする。

学生諸君に対し、私は遂に講壇において告別の辞を述ぶるの機会を得なかつた。茲に本紙を通じて、諸君が将来真正の意味における幸福を享受されんことを希望しつゝ、ある旨を述べて、諸君への挨拶に代へる。

なほ私の辞職理由は既に学外の新聞に現れたが、次に掲ぐるものは、(田中義一)総理大臣に宛てた辞職願に添付して総長および(財部修治)学部長に対し別々に提出した辞職理由書である。序ながら之を大学の新聞に載せて頂くことが出来れば本懐である。

#### 辞職理由書

(實三郎)本日荒木総長は余に対し、(一)マルクス主義講座の広告文にある余の文章の不穩当なること、(二)香川県に於て選挙の際余のなしたる演説に不穩当なる箇所ありしこと、(三)社会科学研究会々員中より治安を紊乱する者を出だせしことの三点を理由とし辞職を勧告せられたり。なほ総長は、経済学部教授会の議を経て右の勧告をなすものなることを、特に附言せられたり。余は前記三個の理由を以てして、毫も辞職の必要を認めざるものなれども、

既に教授会の議を経て総長より辞職の勧告を受けたる以上、総長及び余の属する学部意思を尊重すべきものと認め、茲に辞意を決定するに至れるものとす。

昭和三年四月十六日

河上 肇

#### 四 河上博士謝恩会

〔三三〕

一九二八(昭和三年)五月二日

(要)  
河上博士謝恩会 重荷を下して峠の茶屋で一休

これからどうするか判らぬと感激に満ちて博士は語ると同時に、一時半より楽友会館階上にて開かれた、劈頭司会者代表として和田耕作君の開会の辞があり、これに対し河上博士は大学卒業後より今日に至る博士の生活を展開し、その間嘗ては一切の羈絆を断ち「捨てし身の日々拾ふ命かな」の句の示す如く伊藤澄信の無我死に走り人道主義の時代を経て今やマルキシズムに精進するに至りし経過を述べ、しかも常に常識的俗人の非難を戒心しこれにより真理探究を曲げざるに努力したる跡を巨細に辿り、今教授の重職を去つて重荷を下し峠の茶屋に渋茶を吸りつゝあるが、

今からこゝで一寝入するか、山を下るかそれとも更に頂上を極むるかは分らない

と比喻を以て現在の心境を語られ

最後に今日私に接近することは一種危険を伴ふとさへ考へられてゐるにかく多数の諸君が私のために集会下さつたのは深謝に堪へぬ

との挨拶があり、二三有志の博士に関する感想談あり、途中博士の辞職反対学生大会実行委員より席上をかりて声明書を發表したいとて左記声明書を出された、其後十数氏は立ちて、或は博士の辞職問題を論じ、或は博士の学者的態度を語り、中数氏は資本論研究会を作り博士の指導を煩はしたいと述べしが、博士は幾度か感激の面持を以て立ち

二十代の諸君は生ける現代の心臓である、だが私は齢五十の死せる心臓をしか持たぬ、大学を去りて最も惜しむは潑刺たる真理への本能に生きる諸君と――講壇より講義するにあらずして共に脈をつき合はして真理を論ず能はざることである、どうか私を中心とするにあらず、むしろ諸君のかゝるやみ難き学問研究が認められ私を加はらしめることが許されるなら喜んで投ずるであらうといふ意味その他のことを述べられたが、この謝恩会に於て来会者が決議することは遠慮するとて後日に譲ること、

なり謝恩会は活潑にしかも隔意なき談笑裏に終りを迫り、博士は最後に「大学を去つても私の書齋の窓を開けば大学の時計台が見ゆる、その時計台の下では多くのプロフェッサーが研究に従はれてゐる、私もその方々に劣らぬ努力をして諸君のこの好誼に背かぬことを誓ひたい」と訣別の辞を述べられ最後に和田君の発声で河上博士の万歳を三唱して散会したが、来会者中より博士を自宅まで擁護して暴力団に備へよと叫ぶものがあつて、来会者約百名は博士を擁してその私宅に到り門前にて再び博士万歳を三唱して五時半無事散会した

#### 声明書

我々は河上博士のあの真摯なる学者的態度、凡ゆる権力の脅迫を恐れず凡俗なる常識の非難に屈せず真理をあくまでも真理として我等に教へられた学者的態度を我等の教壇より失ふことを恐れて今まで戦つて来た、だが我等の戦の前には最初から甚だしい圧迫と困難とが横はつてゐた正当なる手続を踏んで開かれた学生大会は理由にならぬ理由で幾度か解散された当然なる会場貸与は岸学生監の独断によつて拒絶された学生大会を同僚に知らせる一片の布告すら不当に妨害された或時には一学生は大会々場より警察に拉致され会場に潜入せるスパイを詰つた故

を以て十日間検束に処せられた我等の戦が進めば進むほどこれ等の圧迫と困難とは層一層加はるばかりであつた、我等は結局田中反動内閣に率ゐられる暴虐にして巨大な権力と正面衝突せざるを得ないことを知つた我等は今怨をのんで戦の戈を収めるされど河上博士に対する追慕の情は決して消ゆるものでない否河上博士が異常な熱を以て我々に説かれた真理が今真理なるが故を以て権力に蹂躪されてゐることを牢固として確信するに到つた、真理を守ることは研究の自由を守ることである研究の自由は我等学生の力によつて守られるより外に道はない、我等は今戦の戈を収める、されど銘記せよ、我等がこの戦と弾圧を通じて得たる確信は恐らく死に到るまで消えないであらうことを

昭和三年五月十二日

河上博士辞職反対学生大会実行委員会

## 六 瀧川事件(京大事件)

### 一 瀧川教授問題で京大法学部教授会声明 (三九)

一九三三(昭和八)年五月一四日

(幸恵)

瀧川教授問題で京大法学部教授会声明 大学教授の

進退は政府の専断を許さぬ 理由に於て、又手段に於て文部省の措置は不当

瀧川教授問題に対する文部省の強硬な主張に対し京大法学部教授会議は既報の如く十三日午前十時から開かれ全教授出席、瀧川教授及び井上教授病氣のため欠席正午休憩の後午後三時再び続開されたが教授一同は文部当局の不当を叫んで容易に終了せず午後九時半に至り漸く散会、(英雄)宮本法学部長より談話の形式を以て左の如き教授会の声明を発表し今まで通りに断乎として文部当局に当ることに決した

教授会は左の理由により文部省の処置を不当とす

一、瀧川教授の一年も前に公にした学問上の著作が今年に入つて内務当局によつて発売禁止せられた機会に文政当局が同教授の進退を左右せんとしてゐるが、その理由は瀧川教授の右の著作に示された如き学説が悪い社会的影

響を与へるといふことであるらしい、然しかゝる措置はすこぶる不当である

一、大学の使命は勿論、真理の探究にあるがこの使命は教授が大学に於て自由に学問の研究をなすことによつて達せられる、然るに若し政府当局が時々政策によつて教授の学説が政府当局の採用せる方針と一致せざるの故を以てその学説の一般社会的影響を云々し、教授の地位を動かさうとするならば真理の探究は歪められ大学は存在の理由を失ふであらう

一、政府が教授の進退を左右するには大学側の意見を顧みて行ふべきものであつて、政府の専断に行ふべきものではない、これは我が国現行制度の趣旨であり、且つ従来実行せられてゐる、而して大学内部の取扱としては我大学に於ては教授の進退は教授会の意見を尊重して行ふべきこと、なつてゐる、それは我大学については夙に公に認められて今日に至つたものであるそれ故に文部当局今回の措置を以てその理由に於ても亦その手続に於ても当を欠くものと信ずる

なほ右声明の意は十四日朝宮本法学部長より小西(重直)総長に伝へることになつてゐる

二 申合〔法学部教授一五名〕

一九三三(昭和八)年五月十五日

〔五八〕

申合

文部当局が直接瀧川<sup>(幸徳)</sup>教授ヲ処分シタル場合及ヒ総長ガ教授  
会ノ同意ヲ得スシテ瀧川教授ノ進退ニツキ具状シタルトキ  
ハ我等ハ声明書ヲ公表シテ速決辭職ヲ敢行シ以テ態度ヲ明  
ニスルコト  
右申合候也

昭和八年五月十五日

末廣重雄

中島玉吉

佐々木惣一

山田正三

烏賀陽然良

宮本英脩

宮本英雄

森口繁治

田村徳治

末川 博

井上直三郎

恒藤 恭

三 個人的見地からの擁護ではない 誤解、偏見一掃のため

教授会再度の声明

一九三三(昭和八)年五月一七日

〔二九〕

個人的見地からの擁護ではない 誤解、偏見一掃の  
ため教授会再度の声明

京大法学部教授会では文部省が盛んに威嚇してきたり、或  
は法学部教授会の態度を一般に狭く考へられたりする傾き  
があるのに鑑みこれらの誤解偏見を一掃するため十六日午  
後三時から同九時過ぎまで六時間に亘り四度目の緊急教授  
会を法学部研究室で開催、終つて宮本<sup>(英雄)</sup>法学部長から左の如  
く談話の形式を以て声明した

我々は研究の自由に藉口して瀧川<sup>(幸徳)</sup>教授を擁護するが如き  
個人的見地に立つてゐるのではなくて大学の使命に顧み  
て当然に大学教授に許さるべき研究の自由を主張するの  
である、また著書が発売禁止になつたことからして大学

牧 健二

渡邊宗太郎

田中周友

以下余白

教授として適當でないといふは全く理由のないことであると同時に、考へが恰も研究の自由を妨げること、なるのである、元來発売禁止は内務大臣が著作の一般社会に与へる影響を見て定めるのであつて、その著作に示された学説が大学において講ぜられることが適當であるか否かを定めるものでない、発売禁止された著書に示された学説といへどもそれを抱く教授の大学における態度が学問的のものである限りはこれによつて教授の地位を左右し得る理由とはならない

なほ宮本法学部長は教授会の態度は従來の如く今後においても断じて變化することなく終始一貫してゐる旨力強く附け加へる所があつた

#### 四 宮本学部長の声明を反駁 『学問の自由』に關し文部省側の見解

一九三三(昭和八)年五月一八日

〔英雄〕  
宮本学部長の声明を反駁 『学問の自由』に關し文部

省側の見解

十六日發表した瀧川京大教授の進退問題に關する宮本学部長の声明に對し文部当局は十七日左の意味の反駁の意見を

表明してゐる

宮本学部長の声明のうちには学問の研究の自由を高唱してゐるが「学問の自由」の中には三つの条件があると思ふ、その一は宮本学部長のいふ「研究の自由」であり、その二は「教授の自由」であり、三は「發表の自由」である宮本学部長はこの中の研究の自由のみを主張してゐるのである、もとより文部当局としても研究の自由はこれを認むるに何ら異存がない、しかし今回の瀧川教授の問題は教授の自由、發表の自由に關聯してゐるのである、文部当局はこの点につき瀧川教授の責任を問はんとしてゐるのである、教授の自由の点から見れば大学令第一条に違反してゐる、發表の自由もまた重大問題である、従つて宮本学部長の声明は當を得てゐない(東京)

右について宮本法学部長は語る

大学教授について研究の自由といふ時は單な思案の自由のみでなく、思案の結果を教授するの自由を包括した意味であることはもちろんである、思案のみが自由であつて教授の自由はないといふやうなことは大学教授の職務についていふ場合の研究の自由ではない、發表の自由についてはすでに昨日発売禁止についていふたごとく大学教授の職務とは全然無關係である

## 五 果然沈黙を破り緊急学生大会開かる

一九三三(昭和八)年五月二〇日

果然沈黙を破り緊急学生大会開かる 声明書発表文

相に手交 極力教授会を支持せん 瀧川教授問題尖

鋭化

瀧川教授問題について従来沈黙を守つてきた学生は、問題が次第に風雲急を告げるに至り、光輝ある法学部存亡の危機に直面してきたので、十九日正午、突如、法経第一教室で法学部有信会学生会員大会を開催、左翼も右翼もない純粹なる学生の立場から、文部当局の態度に痛烈に反対して別項の如き声明書を満場一致を以て可決し、廿日午前八時五分京都駅通過の鳩山文相に手交するはずである、而して今後有信会学生会員は教授会を極力支持することを申合せ約三十分にして散会した、最初大会は学生課から学生の本分に悖るものとして禁止されたが、何しろ法学部の重大問題なので学生側は聞き容れず、遮二無二決行されたもので、参加学生約二千、さしもの大教室をも埋めつくした

大会はまづ委員の挨拶後経過報告に移り、別項声明書を発表したものである、何れにせよ久しく冷静を保つて来た学生がこゝに於て教授会支持の立場をハッキリと表明したわけ

今後は教授会と学生は渾然一致文部省に当るものと見られ益々重大化せんとする形勢に立ち至つた

## 声明書

瀧川教授の進退問題に端を発したる今回の事件は大学の自治研究の自由に関する重大問題なり之に関し法学部教授会の執れる態度は大学の使命遂行上当然の処置にして吾々学生の絶対支持する所なり、凡そ学問の権威は自由且真摯なる研究態度を以てし官権の干渉、俗論の圧迫外にありて真理を追求することによりてのみ保ち得るものなり、我が京都帝国大学の光輝ある歴史に徴するも大学における自由は往年澤柳総長時代に先輩諸氏の努力により時の文相(農田繁人)の是認したる所なり、然るに今や文部当局は教授会の権威を無視し此原則を蹂躪せんとす、斯くの如きに至りては大学の存在の意義を没却し学問の進歩を阻害し延いては社会人類の発展を妨ぐるに至らん、吾等学徒の憂苦之に過ぎたるはなし、師弟の情、向学の熱意やみ難く、茲に大学の自由擁護のため、起ちて教授会絶対支持を声明す

京都帝国大学法学部有信会学生会員大会

五月十九日

六 申合〔法学部教授一六名〕

一九三三(昭和八)年五月二十三日

申合

目的ヲ貫徹セザル限り如何ナル場合ニ於テモ慰留運動ニ対シテハ絶対ニ応ゼザルコト

右申合候也

昭和八年五月二十三日

渡邊宗太郎

田中周友

以下余白

七 声明〔法学部教授一同〕

一九三三(昭和八)年五月二十六日

声明

〔幸原〕

政府が今回瀧川教授休職の事あらしめたるの措置は、甚しく不当にして、遂に吾人一同をして辞表を呈出するの已むなきに至らしめたり。

今回の事件の経過に於て、文政当局が瀧川教授をして教授の職を去らしむる事を要とするの理由として、吾人に示したるものは、其の趣旨頗る明瞭を欠き、且初めより一定せずして時に変更せり。之に対しては、吾人は、既に、文政当局及び社会に向て、総長を通じて、又新聞紙に於て、其の都度吾人の所見を述べたるが故に、今之を繰返すことを為さず。唯吾人の主張の根本精神に至ては、世間猶未だ之を理解せざるの人なきを保せざるが故に、茲に総括的に之を明にせんとす。事は実に大学の使命及び大学教授の職責に關す。之を以て瀧川氏個人の擁護なりとする人の如き

末廣重雄  
中島玉吉  
佐々木惣一  
山田正三  
鳥賀陽然良  
宮本英脩  
森口繁治  
瀧川幸辰  
田村徳治  
末川 博  
井上直三郎  
宮本英雄  
恒藤 恭  
牧 健二

は、吾人初めより共に本問題を談ずるの意無きなり。

大学の使命は固より真理の探求に在り。真理の探求は一に教授の自由の研究に待つ。大学教授の研究の自由が思索の自由及び教授の自由を包含すること、論なし。教授が熱心に思索し、思索の結果たる学説を忠実に教授することを得るに於て、始めて研究の自由あり。思索の自由を認めて教授の自由を認めず、猶且研究の自由を認めと云ふが如きは、大学教授の研究の自由と云ふの本義を知らざるのみ。今回瀧川教授の問題について、研究の自由を許すも教授の自由を許さずと云ふが如き言を為すものあるは、其の何の意たるを解する能はざるなり。或は曰ふ、瀧川教授の公表したる著作曩に発売禁止の処分に遇へり。発売禁止の処分を行うて以て社会に伝ふることを許さざるが如き学説は、大学に於ても亦之を講ずるを許さずと。然れども、発売禁止は単に所説が一般の社会に及ばず影響に着眼して決する警察処分に過ぎず。之に依て其の所説を学説として大学に講ずるの当否を判断するの材料を得べきに非ず。然らずんば、政府は、先づ内務大臣をして発売禁止を為さしめ、次で文部大臣に依て容易に教授の地位を動かすの手段を講ずることを得ん。或は曰ふ、大学の学生は青年にして経験に乏し。之に向て社会に悪影響を及ぼすが如き学説を講ずる

は危険なりと。然れども、大学に於ける教授は、学生をして社会の事物に対して学問上より批判するの能力を養はしむることを眼目とす。学生が批判力を養ふには、大学に於て諸種の学説を聴くの機会を有することを要す。特に或学説を講ずることを禁ずと云ふが如きは、大学の使命を知らざるなり。

大学に於ける教授の自由にも亦限界あり。之に依て国家思想を破壊せざることを要し、又人格の陶冶を妨礙せざることを要す。是れ大学令の示す所なり。且教授の自由の限界は一に茲に存す。単に漫然危険なりと云ふが如きは、決して教授の自由の限界を樹て得るものに非ず。今瀧川教授の学説に就て見るに、国家思想を破壊するが如きこと毫も存せず。之を明にするが為には、氏の学説の大綱を知り得べき彼の「刑法読本」の内容を詳述するの必要あり。而も同書は発売禁止せられたるものなる故に、吾人は今茲に之を引用することを憚らざるを得ざるの立場に置かれたり。吾人頗る之を遺憾とす。人格の陶冶の事は、固より独り大学に限らず、一般の学校に於ても亦之に留意すべし。唯特に大学に於て人格の陶冶に資する方法は、学生をして、真理の探求に熱心にして、且其の探求し得たる信念に忠実なるの性格を養はしむるに在り。是れ学問研究の府たる大

學に於て特に人格の陶冶に資するの道とす。此の道は、教授が研究に熱中し、且苟も国家思想を破壊せざる限り、忠実に其の學說を學生に講ずるの風あるに於て、始めて能く之を達し得べし。然らば、瀧川教授が、其の學說を忠実に學生に講じたるは、寧ろ大に大學令に所謂人格の陶冶に資する所以に非ずや。政府が大學令の條項を引用して瀧川教授の地位を奪ふの理由となしたるは、全く特に大學に於て留意すべき人格陶冶の道を知らざるものとす。此の如くして、政府の瀧川教授休職に關する措置は、全く大學教授の職責を無視し、以て大學の使命の遂行を阻礙するものとす。是れ吾人をして辭職の已むなきに至らしめたる理由の一なり。

大學に於ける研究の自由の意義及び其の必要なること前述の如し。須く之を確保せざるべからず、之を確保するは、大學制度の運用に當て、研究の自由を脅すの結果を生ずることを防ぐを肝要とす。之が方法中、最も根本的のものは、政府が任意に教授の地位を左右するの余地なからしむることとに存す。之に依て、始めて、政府をして其の時々の便宜に従て教授の地位を動かし、以て研究の自由を脅すことなからしむるを得べし。之が爲には、教授の進退は総長の具状を待て之を行ひ、且総長が教授の進退に付具状せんとす

るとき、必ず予め教授会の同意を得るを要すとする必要とす。是れ所謂大學の自治と稱するものの一端なり。教授の進退に付総長の具状を要することは、現に総ての帝國大學の官制の規定する所にして、即ち儼然たる一の法制とす。而して総長が教授の進退を具状せんとするとき、先づ教授会の同意を得るを要することは、我が京都帝國大學に於ては、彼の大正二年乃至三年所謂澤柳事件に際して、公に之を主張し、時の文部大臣奥田義人氏亦公に之を認め、爾來實行して今日に至れるものなり。故に教授の進退に付て教授会の同意を得るを要することは、実に、我が帝國大學に在ては、夙に確立せる制度運用上の規律とす。吾人は今回の事件に付て新に之を主張するには非ざるなり。然るに、今回の瀧川教授の休職は、総長の具状なく、且毫も教授会の同意を得るの手續存することなくして、行はれたり。此の如きは、実に我が京都帝國大學に在て、研究の自由を確保する方法として、夙に公に認められ、且久しく遵守し來れる規律を破壊し、以て大學の使命の遂行を阻礙するものとす。是れ吾人をして辭職するの已むなきに至らしめたる理由の二なり。

吾人不敏なりと雖、職責の重すべく、又進退の大學の外に影響する所大にして、妄にすべからざることを知れり、

然れども、今や吾人が職責を尽し得るの根本要件たる研究の自由既に認められず、国家が吾人に命ずる所の職責を誠実に尽すこと能はざるに至る。吾人の辞意を決するに至れるは、実に万已むことを得ざるに出づるなり。

昭和八年五月二十六日

京都帝国大学法学部教授一同

## 八 助教授の声明書

〔三〇〕

一九三三(昭和八)年五月二十六日

### 助教授の声明書

遂に文政当局は強権をもつて大学の自治を破壊し、ために本学部全教授は声明を發してその職を辞するにいたり、ことごとくにいたるに及びては本件發生以来全然教授会と所見を一にしたる吾々もまたすでに学問の自由を否認せられたる本学に留まりてその職を遂行するを潔とせずよつて一同辞表を提出す

昭和八年五月二十六日

京都帝国大学法学部助教授一同

〔注〕『大阪朝日新聞』一九三三年五月二七日に掲載。

## 九 講師助手の声明書

〔三〇〕

一九三三(昭和八)年五月二十六日

### 講師助手の声明書

研究の自由なくして何の真理の研究ぞ、今や文部当局は真摯なる教授会の行動に対し何らの反省をもなすことなく遂に光輝ある大学自治並に研究の自由を蹂躪せり、こゝにおいて全教授、助教授ら決然として連袂辞表を提出す、われらまた恩師、先輩と、もにこの形骸の学府を去らん、右声明す

昭和八年五月二十六日

京都帝国大学法学部専任講師、助手、副手一同

〔注〕『大阪朝日新聞』一九三三年五月二七日に掲載。

## 一〇 大学院学生一同声明

〔三一〕

一九三三(昭和八)年五月二十六日

### 大学院学生一同声明

文政当局の暴戾なる措置は遂に学園の自治研究の自由を蹂躪せり。我等が恩師は学府の形骸に留るを屑しとせず連袂学園を去るの決意を表明せらる。研究の自由なき所研學の実を擧ぐることを得ず、指導教授

なき所大学に在るの意義なし、我等の探るべき途は学園を去るの一あるのみ

敢て問ふ我等が志をして中道に廃するの余儀なきに至らしめたるもの夫れ何人ぞや

昭和八年五月廿六日

〔注〕『京都帝国大学新聞』一九三三年五月二七日に掲載。

# 一一 意見書と質疑大要（分限委員会）

〔三二〕

一九三三（昭和八）年五月二六日

意見書と質疑大要（分限委員会）

別項瀧川教授処分に関する文官高等分限委員会における意見書及び質疑内容の大意は左の如きものであつた

意見書要項

一、瀧川教授の根本思想はマルクス主義を多分に取入れてゐる

一、刑法各論の内乱罪、姦通罪、尊族殺人罪に関する教授の学説は犯行を構成する結果となり我国の醇風美俗を害すること甚しい

一、即ち以上二点を実証するものは同教授が著した刑法読本、刑法講義などの学説より明かに立証されゐるが、こ

れは大学令第一条の趣旨に違反し大学教授として不適当である

質疑の要点

【問】同教授の処分は意外に世間的重大問題化するに至つたが文部省としてはこれほどの問題とする前に何らか適宜の方法を講じ問題を円満に解決することは出来なかつたか

【答】政府としては同問題が我国教育界に及ぼす影響重大なるに鑑み極めて慎重に取扱つた、めにその処分決定に至るまでに幾分時日を費したがそのとつた方針は意見書において説明した如く極めて至当なものであると考へてゐる

【問】内務省では何故刑法読本及び刑法講義の著書を刊行と同時に発禁処分しなかつたか、著書取締について今少し注意して貰ひたい

【答】刑法読本は七年六月に刊行せられたが、これは検閲の結果安寧秩序を害するものであると認めたので不都合な部分を直ちに削除することを命じた、又刑法講義は同日発行せられたがこれは単に学校の講義のみに用ひられるものであり一般に発売するものでないので文部省が積極的に動かない以上内務省としては研究の自由を認め発禁

処分に附することになつたが文部省で問題化するに至つたので本年四月十日發禁処分に附したものである

【問】京都帝大官制第二案第二項には「総長は高等官の進退に關して文部大臣に具上し」云々とあり小西総長が瀧川教授の進退を具上しないの之を分限委員会に附したの  
は不法ではないか

【答】この点については文部省法政局等においても種々研究して見たが抑も官制が如何様に規定してゐてもその精神解釈から見て文部大臣がその監督下にある大学教授を任免出来ないといふことは頗る不都合であり且つ小西総長が瀧川教授の進退を具上しないといふことをいつてゐる以上これを消極的具上である<sup>(ママ)</sup>と見ることが出来る、従つて立法解釈より見るも又法文解釈からするも委員會の開催は決して勅令違反ではない

## 一二 声明書 (経済学部学生一同)

一九三三(昭和八)年五月二七日

### 声明書

我等経済学部学生一同ハ、学ノ擁護ノ為メ、総長並ヒニ法学部絶対支持ヲ表明シ、今日迄事態ヲ静觀セリ。

然ルニ遂ニ文政当局ハ、強權ヲ以テ大学ノ自治ヲ破壊シタリ。為メニ法学部全教官ノ総辭職ヲ見ルニ至リ、一方法学部全学生諸君モ亦總退學ノ悲壯ナル決意ノ下ニ飽ク迄文部当局トノ抗争ヲ誓ヘリ。

本問題ハ単ニ法学部一個ノ問題タルニ止マラズ實ニ全學ノ興廢ニ關スル問題タルヤ言フ俟タズ。

然ルニ我方經濟学部教官諸氏ノ態度ヲ見ルニ、優柔不斷大学ノ自治、真理ノ研究ヲ阻害サルルモ何等願ル所ナシ。此処ニ於テ我等經濟学部学生一同ハ、カカル良心ナキ教官ノ下ニ、法学部ノ壊滅ヲヨソニ安閑トシテ學ニ就クラ潔シトセズ、終ニ經濟学部教官一同ノ積極的行動ヲ要望シ、謹ミテ經濟学部教官諸氏ノ講義ヲ辭退セリ。

我等ノ行動タルヤ、實ニ学生タルモノノ純情、名譽ヨリ出タルモノニシテ何等思想的背景ヲ有セズ。

□カルガ故ニ、後日經濟学部教官諸氏ノ反省ヲ見、學ノ擁護ノタメ我等全經濟学部学生ト行動ヲ共ニスルノ日ノ来ル迄、一致團結目的貫徹ノ為メ此ノ事態ヲ持續セントスルモノナリ。

右声明ス。

昭和八年五月二十七日

京都帝國大學經濟学部学生一同

一三 学生声明書（法学部学生一同）

一九三三（昭和八）年五月二七日

学生声明書

法学部教授瀧川幸辰氏ノ進退問題ニ対スル吾々学生ノ採レル態度ハ、先ニ法学部有信会学生大会、並びニ法学部学生大会ニ於イテ声明セシ所ナルモ、今や事態ハ最後ノ段階ニ到達シ、瀧川教授ハ休職トナリ、此所ニ全法学部教授ノ総辞職ヲ見ルニ到レリ大学ノ存在ハ「学ノ自由」ニ其ノ生命ヲ見ル、自由ナキ大学、ソハ生命ヲ有セザル形骸ノミ毫モ研究ノ自由ハ官権ノ圧迫ニ依リテ阻害サル可キモノニ非ズ研究ノ自由ナクシテ何処ニ文化ノ発展、国家文運ノ進歩ヲ期ス可キ、然ルニ今や何等正當ナル理由ナク不當ナル權力ヲ行使シ学ノ自由ヲ奪ヒ、歴史アル我京都帝国大学ノ自治ヲ干犯セリ、一国ノ文教ノ府ニアル者ノ、カカル輕挙ハ、ソノ職ヲ全ウスル所以ニ非ズ、又斯ハ京大一個ノ問題ニトマラス、社会ニ及ボス影響、又大ナリト云フベシ、故ニ吾ラハ文部当局ノ蒙ラ啓キ以テ我國文化ニ寄与センガ為、アキ迄瀧川教授休職撤回ト全法学部教授ノ復職トヲ要求セントス、然ルニ若シ何等ノ反省ナク學問ノ自由ヲオカシ、學園ノ自治ヲ蹂躪シ、以テ我が帝国大学ノ伝統ヲ無視シテ新教授ヲ派遣センカ、吾等イカデカ之ヲ甘受ス可キ、恩師諸

教授、其ノ職ヲ賭スルモ、學問ノ自由ヲ擁護シ併セテ京都帝国大学ノ伝統ヲ死守サル、ニ當リ、学徒ノ純情、師弟ノ情誼、已ミガタク飽ク迄文部当局ト抗争シ瀧川教授休職撤回、諸教授復職ヲ目シテ邁進セントス、右目的貫徹ノ為ニハ敢ヘテ総退学ヲ辞セザルノ決意固シ右声明ス

京大法学部学生一同

一四 声明書（有信会全国大会）

一九三三（昭和八）年六月四日

声明書

此の度文部当局が母校京都帝国大学法学部教授瀧川幸辰氏をしてその職を退かしむるに至りたる前後の処置は

一、瀧川教授の思想言動に関し誤れる事実の認識に基き世論を誤り

二、勅令の違反を敢へてして學問研究の自由並に大学の自治を蹂躪し

三、輕挙妄動遂に學園未曾有の紛糾を惹起せしめ

四、其動機に於ては一部人士の反動的思想に迎合し強權を濫用したるものと断ぜざるを得ざるものあり

斯の如きは只に一京都帝国大学に対する暴力的攪乱たるの

みならず学問研究の自由を蹂躪し社会の文化的発展の源泉を阻塞するの暴挙にして吾等京都帝国大学出身者は親愛なる恩師並に在学生諸君を思ふ学園擁護の立場よりのみならず更に社会としての立場上よりも絶対的に排撃せざる可らざるものなり

吾等は茲に事の真相を社会に發表して文部当局の虚伝に誤られたる俗論を是正し本問題に関し法学部教授団の採れる総辞職執行の必至的結論なる所以を明かにし、本問題の唯一の解決の道は文相の処決瀧川教授の復職の外なきことを明確にせんとす

第一、文部当局は瀧川教授の著せる刑法読本における内乱罪、姦通罪又は刑法講義における尊族親殺の説明を以て公序良俗に反すと誣ひ或は昭和七年十一月中央大学においてなしたる「トルストイの刑罰論」なる講演内容は刑罰否定の思想なりと言ひ或は又同教授が教壇より学生に刑法を講ずるに当り自らマルキストなりと宣称したりとの説をなせり、文部当局は時々所説を変更して吾人をし瀧川教授休職の根本理由を捕捉するに苦しましむるものあり、分限委員会に於て文部当局は「瀧川教授の根本思想はマルクス主義を多分に取入れてをり刑法各論内乱罪、姦通罪などに関し刑罰否定の立場をとりわが国の家

族制度ならびに公の秩序を害すること甚しい」との断定を表明したるものの如し。惟ふに過般の五、一五事件につき同事件被告等はその動機に於て社会改善の純正なる意思に出で居るものたるを以て單なる殺人罪として不名誉刑を科せず之を内乱罪として取扱ふべしとの意見を荒木陸相が發表し司法省に於ても之を考慮したるの事實は屢々新聞紙上に現れ世間周知の事實なり、刑法学上所謂「確信犯処罰」の問題にして瀧川教授が刑法読本に於て説明せしところも又荒木陸相のそれと全く同一の觀念なり、借問すその何処に刑罰否定の立場、公序を乱るものありや。我現行刑法姦通罪の規定は有夫の婦の無婦の夫との姦淫を罰して有婦の夫の無夫の婦との姦淫を罰せずこは久しく学界に於て立法論上の問題たりしところなり、穂積重遠博士はその著親族法(三九〇頁)に於て各国の立法例を挙げ有婦の夫の無夫の婦との姦淫につきても罰するが如きは理想なるべしと説く、瀧川教授が刑法読本に於て姦通罪の説明をなすに当りての所説も之と同巧委曲なり、斯の如きは今日刑法学界の通常の言説のみ何処に家族制度の破壊ありや。尊族親殺につきては刑法読本に何等の記述なし同教授刑法講義には若干の説明あるも簡單何等通説と異なる説明あるを見す。中央大学に於る同教

授のトルストイ刑罰論はトルストイの抱懐せる刑罰否定

の思想を紹介したるもの、み況んやその結論に於て刑罰

は否定せらるべきものにあらざる刑罰は社会の必然的現象

にして社会組織の欠陥を補ふ作用をなすものなりとの瀧

川教授の個人の意見を附加したるものたりしなり此結論

を除外して文部当局は何を以てか瀧川教授の思想を論ぜ

んとする牧野英一博士はその著日本刑法(八九頁)「刑事

学の新思潮と新刑法」に於てケトラーの犯罪飽和論を紹介

介し之に基く犯罪放任説の不可なる所以を説けり、文部

省が問題としたる瀧川教授の著刑法講義の緒論の所説又

同断なり、知らず文部当局は之を以て「瀧川教授の根本

思想はマルクス主義を多分に取入れてをる」と断ずるも

のなりや否や。教授が壇上より学生に向ひ自らマルキス

トなりと宣稱したりとの説明に至りては吾人文部当局の

説明に窮せる苦衷を憐まんのみ又何の弁明をか用ひん苟

も大学に於て講義を聴きたることあるもの、考へ及ばざ

るところなり。我等は文部当局のハ題としたる瀧川教授

の思想、言説の殆んど一切を詳細に検討したれども以て

毫末も文部当局所謂、社会的悪影響を及ぼすものなきは

勿論、瀧川教授を以て「根本思想にマルクス主義を多分

に取入れた」とも「刑罰否定公序良俗を害するものあ

り」とも認むべき証左なかりき文部当局の意見に賛する者は何等瀧川教授の著書を読まず、知らず文部当局の虚伝に雷同する妄説の輩のみ、吾等は茲に瀧川教授の思想言動に對し事実の認識を誤り且つ世論を誤らしめたる文部当局の非違不法と共に協議僅かに二時間文部当局の所説を鵝呑みし休職を可決したる分限委員会の輕卒を断定して憚らざるものなり

第二、社会の進運は學問の研究に俟つ、學問の研究は真理の探究を唯一の目的とするものにして須く自由ならざるべからず、大学は學問の蘊奥を極むるの府にして真理の探究を目的とす、かるが故に大学はこの機能を全からしむるが為に學問研究の自由を有しその目的のために學の獨立、自治を必要とす、依つて獨、獨、仏の立法例に於ても教授の任免に關し總長若くは政府の專断に依るものなし、我國に於てもこの精神に基き文官分限令の外に各大学に大学官制あり文官分限令第十一條第一項四号は「官庁ノ都合ニ依リ文官ノ休職ヲ命スル時ハ分限委員會ヲ開ク」とあり京都大学官制第二條に依れば「總長、高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具シ」とあり、更に京都大学にありては大正三年、時の文部大臣奥田義人氏は「教授ノ任免ニ就テハ教授ノ同意ヲ經サルヘカラス」との意

思を表明し爾來斯る手續を以てのみ教授の進退を処決し來り以て學問の研究の自由學園の獨立を確保し大學の使命を遂行し來れり、然るに此度瀧川教授休職に關しては文部当局は教授会の同意なきは勿論總長の具狀だになきに規定の精神解釈又は消極的具狀ありとの專斷的法解釈の下に事を決し唯に法令違反を敢へてしたるのみならず強權を以て恣に學問の研究、學園の自治を蹂躪したるは吾人の斷乎として糾弾せざるを得ざるところなり

第三、大學教授團の總辭職を執行したるは真理の探究を唯一の生命として生くる大學教授の地位にある恩師諸先生が斯る強權によつて學問の自由を奪はれ自治を失へる學園に止ることの生命なき形骸を横ふるに等しとの學者的良心に基ける唯一の処決にして武士の切腹にも比すべき必至的結論にして又止むを得ざるところなり斯る恩師の行動を是認して之を支持し総退學をも辞せざるの決意を為せる法学部學生諸君、その他經濟學部、文學部、工學部、理學部各學生諸君の採れる態度も真理探究、正義觀にもゆる青年學徒の止むを得ざるの行動にして真に同情に値す若し此等の行動にして何等かの社会的非難に値するものありとせばそはかゝる學界未曾有の重大事態を惹起せしめたる文部当局の負ふべきものにあらずして何ぞ

や、我等は斯る事態を惹起せしめたる文政当局者を糾弾すると共に我親愛なる學園の恢復並に教へを乞ふに師なき今日の在學生諸君をして安じて學問の研究を為し得る本来の狀態に置くべき事を文部当局に要請して止まざるものなり、以上之を通觀するに瀧川教授問題に對して文部當局の採れる態度の極めて違法不謹慎なるのみならず諸事情を綜合するに文政當局此の度の挙はその動機に於て一部反動思想者流の意に迎合し國政を掌るの自己の地位を忘却し自ら法否定を敢へてするは陋劣なる利害打算の政党者流の行為なりと斷するの外なし、若し然りとせばその責たる只に一學園の自治蹂躪の問題にあらず現今社會の依つて立つ基礎を破壊し社會の文化的發展の源泉を阻塞するものにして全社會を挙げて排斥すべきものなり、かるが故に法学部教授團並に在學生諸君の態度は正義觀念に基く強硬態度にして之を靜止する理論上實際上の理由なし、吾人はかゝる結果を招來したる文相の速かなる処決を有信會全國大會の名に於て要求するもの也

右声明す

昭和八年六月四日

有信會全國大會

〔注〕『京都帝國大學新聞』一九三三年六月五日に掲載。

一五 決議〔有信会全国大会〕

一九三三(昭和八)年六月四日

決議

一、吾人ハ京大法学部教授団ノ主張ヲ絶対ニ支持シ大学ノ自治研究ノ自由確立ヲ期ス

一、文部当局ハ学園紛糾ノ責ヲ負ヒ速ニ処決スベシ

昭和八年六月四日

京大有信会全国大会

一六 抗争の嵐学園を包む

きのふ京大全学生大会「二九」  
一九三三(昭和八)年六月七日

抗争の嵐学園を包む きのふ京大全学生大会 学園  
を守れ!の学徒の叫び 展開された歴史的光景

次の段階へ! 孕みきつた気運は遂にこゝに京大全学部学生大会の開催となつた、けだし大学に於ける全学生大会はこれを以て嚆矢とする、「学園を守れ!」の叫びの下に更に、拡がりゆく抗争の嵐は遂に全学園をその渦中に巻きこんで、六日午後四時二十五分この歴史的大会は開かれた、至純なる青年学徒の叫び、一切を焼き尽す熱情の旋風は誇りある時計台の下に激情の浪となつてうねつて行く――

集ふ学生約二千五百大ホールを埋めて、悲壮嚴肅の気場内に漲る、開会の辞の後法学部渡邊貞之助君議長席につき、法、経、文、理、農、工、医の順序にその活動の経過報告あり、続いて法学部学生立つて、四日の学友会館においてなされた宮本部長の真相発表報告の言葉による瀧川問題の真相発表をなし、全学生に多大の感銘を与へたあと、先輩各大学、諸団体のメッセーヂ、東京派遣代表の報告の朗読あり、各学部代表の演説に移つては医学部学生「鳩山文相は精神病者なり、我等の背後には先輩及び大衆あり」と叫び農学部学生は「我等は法学部を応援するといふ意味でなく我等自身の戦ひとして戦ふ」と述べ、文学部はこの戦ひの歴史的意義を説き、経法また正義の擁護を叫んで演説を終り医、工、農、理、文、経、法各学部毎の声明書朗読、続いていよいよ別項の如き全学部学生一同の名における声明書及び決議書が朗読され満場異議なく拍手のうちに可決、鳩山文相問責文が朗読されてこれも可決、この問責文を文相に手交すべき実行委員十名派遣の件も可決して全学生一斉に叫ぶ万歳三唱の後、午後六時五十五分この大会の幕は閉ぢられた

声明書

(幸底)

瀧川教授の休職処分を契機とする法学部全教授職員の総辞職敢行に依り急角度に尖鋭化せる法学部対文政当局の抗争は、其後一路全学的抗争への路を辿り本日茲に全学生大会を開催するの運びとなれり。之全く文政当局の頑迷、偏狭の非を悟らざるに依るものにして我等毫も斯かる事態の紛糾を望みしに非なるなり。今回の事件たるや大学の使命の根本義に關す。凡そ大学の使命は真理の探究に存す、大学における真理の探究は研究の自由教授の自由に俟つ事勿論なり、且つ教授の自由が国家思想を害せざる事、人格の陶冶を妨げざるものなる事亦勿論なり。

我等の主張する大学の自治又実にこの点に關す。即ち総長の具狀なくして教授の地位を左右し得るとせんか大学官制は何のために存するや且つ本學に於いては澤柳事件以来総長の具狀をなすに當りては教授会の同意を要するとの制度運用上の規律確立せり、然るに当局の今回瀧川教授休職を行ふや教授会の同意は勿論総長の具狀すら待たずして高圧的に之を斷行せり、是明らかに學園の自治を根底より無視したるものと云ふを得べし、然るが故に大学の根本使命没却されし學園に徒らに教授の空名を存するを潔しとせざる法学部全教授の態度は學者として最高のものなりといふを得可し、転じて瀧川教授の學說に

つき一言せんに、瀧川教授の著書に於て国家思想を破壊し、人格の陶冶を妨ぐるが如き点を吾人は発見する能はず、俗論に左右され徒らに赤化の名を冠して有能なる教授を學園より追放せんとする事こそ正に人格の陶冶を妨ぐるものに非ずして何そや、右によりて明らかなる如く今回の事件たるや全く文政当局の違法且つ不当なる措置に發したるものにして世の識者又等しく認むる所なり、我等全學々生驟起して文政当局の猛省を促さんとする又当然ならずや、而れども世人或は云はん學生團結して事を為すは妥当ならずと、されど學生運動の妥當なりや否やは個々の運動に就き検討さるべきなり、翻つて我々の運動を観るに之れ學園の自治教授研究の自由を確保せんとするものにして何等責めらるべき理なし否之そ學生たるの自分に合する行動にして毫も恥ずる所なしと信ず、或はいはん我等學生の運動を以て一国の行政人事に關するものにして監督機關の機能を無視するものなりと、然れ共これ違法にして不當なる權力行使を弁護し以て正當なる我等の運動の本質を抹殺せんとするものならん、已に述べたる如く今回の事件たるや單に一學部の問題に非ず大学の使命に關する全学的重大事なり、然れば茲に全学的團結を見たるは蓋し当然の事なり、我等團結して

運動を為すと雖も毫も暴力を行使せんとするに非ず、唯々正義を主張して正しき輿論に訴へ以て文政当局の反省を待つのみ、事態は推移して茲に至れり、今や何をか躊躇の要有らんか信ずべきは唯一事、全学六千の学徒一意専心して初志貫徹の為に邁進せん事を期す

右声明す

京都帝国大学全学学生大会

決議文

一、吾人は法学部教授の主張を絶対に支持し学園の自治学問研究の自由を死守す

一、吾人は強権を以て学園を擾乱し而も責を総長に転嫁し恬然として己が非を悟らざる文政当局を徹底的に糾弾す

一、吾人は京都帝国大学全学部教授及び全国大学教授の結束を促し優柔なる妥協策動は絶対には是を排撃す

一、吾人は瀧川教授の即時復職に依り大学の自治研究の自由が確認せらるるにあらざれば飽く迄抗争を継続す

一、吾人は全学の団結に依り飽く迄初志の貫徹を期す

右決議す

昭和八年六月六日

京都帝国大学全学学生一同

一七 瀧川教授の思想は明かにマルクス主義 刑法読本及  
刑法講義の内容 きふ文部省から発表す 〔二九〕

一九三三(昭和八年)六月八日

〔幸氏〕 瀧川教授の思想は明かにマルクス主義 安寧秩序を

紊し醇風良俗を害するもの 刑法読本及刑法講義の  
内容 きふ文部省から発表す

京都帝大の瀧川前教授の思想が果してマルクス主義である  
か否かの問題に関し文部省では七日午後三時から省内の高  
等官食堂において伊東<sup>延吉</sup>学生部長が新聞記者団に対し瀧川教  
授の刑法読本及び刑法講義の内、特にマルクス主義的部分  
を説明した、右のうち発表して可なる分だけを示せば左の  
如し

瀧川前教授の基本思想はマルクス主義であつて社会の経  
済的機構が革命的变化によらなければ刑の目的たる犯罪  
の減少消滅を期することは不可能である、人の主観的道  
徳性を無視してをりその立場で<sup>刑カ</sup>法学説を組織陳述して  
をる、犯罪は刑罰の威力により減少消滅するものでない  
としてをるのはマルキシズムたるや明かである、更に「刑  
罰により犯罪をなくすることは不可能であり、刑罰のな  
い社会を前提として可能である、私(瀧川)は刑罰からの  
犯人解放は犯罪からの人間解放である」といつてをる、

これ等の言は社会の経済機構の変革を第一要件としてを  
る、而して漸進的改造に非らずして学問的改造を意味し  
てをる、彼は○○○の行動は社会道徳には符号するが社  
会条件には合しない、○○○者の頭上を飾るものは常に荊  
の冠であると○○○者の行動を是認し、又合法の手段によ  
る社会○○○は言ふべくして行はれずといつてゐることは  
所謂○○○が漸進的にあらずして○○○的なことを指摘し  
てゐる、日本刑法を正しく理解するには日本現在社会即  
ち「世界的の帝国主義段階から下降線を辿りつゝある現  
在資本主義社会を度外視してはならぬ」といひ「又法律  
は社会の経済的状态により決定され法律は社会の経済的  
構造を土台とする上層建築の総体の内の一つに外ならぬ」  
といつてをる、これマルキシズムたるや明かである、又  
明治初年仮刑律より新律綱領改正律令に代り次に旧刑法  
現行刑法而して今や刑法が大成せられんとしてをるがこ  
の刑法の変遷過程を封建主義から資本主義の自由競争段  
階、次で資本主義の独專段階へ、更に最高の発展段階へ  
と達した資本主義の必然的崩壊へ経済的發展の過程を説  
明してをる所謂唯物史観的観方なるは明かである、次に  
刑法各論中より引用すれば内乱罪の目標は国家組織の破  
壊である、故に現実の国家にとり最も恐るべきものであ

り極力弾圧を執る必要がある、しかし行為者の動機は必  
ずしも○○○すべきではない、人類のより幸福な社会の建  
設を目標とし現実社会の破壊を企てるもので結果からい  
つてもし○○○が○○○すれば行為者が○○○者の地位に○る  
訳である、大きな眼からみると彼等は動機行動が○い故  
罰せられるのではない、○れたるが故に罰せられる訳で  
あるといひ、動機を高きものなりとし○○○に関し刑罰  
を加へる意を○○○せしむる叙述をしてゐる、即ちこの考  
へはマルキシズムに出てくる訳である、また姦通罪につ  
いて「婚姻の誠実を破るは男女就れより実現する場合で  
も責任は同一である、男女平等の原則が婚姻制度の論理  
的要求である、女子は従来経済的従つて法律的に男に隸  
属状態にあつた男女のこの關係は婚姻にも反映してゐる、  
即ち婚姻は形式的には男女の和合であるが実質的には男  
女の闘争にして社会生活における支配階級を代表する夫  
と被圧迫階級を代表する妻の家族内における階級闘争の  
縮図であり姦通は○○○の必然的○○○である、現行刑法の  
妻の姦通を罰するは○○○階級の徹底的有利の表現形体で  
ある」とマルクスの階級説に依る婚姻感があり我国の美  
風良俗と反する訳である、更に尊族親殺しを重く罰する  
は家長に対する○○○を最悪の罪と見る封建主義イデオロ

ギーの侵害である名を美風良俗の維持に藉り徒らに重刑を科する時代錯誤以外何物でもない

以上は瀧川前教授の著書により引用せるものである、学説著書の内容が安寧秩序を紊し醇風良俗を害するは明かである、マルクスの唯物史観に基き刑法総論を組立て各論に演繹してをりこれが人格陶冶国家思想の涵養を第一とする大学令に反するは又明かである

一八 文部省との折衝について小西重直総長よりの報告\*

〔一五〕

一九三三(昭和八)年六月一日

一、<sup>(小西重直)</sup>総長ヨリ今回ノ事件解決ニ関シ文部省ト折衝セシ顚末

詳細報告アリタリ

附記

解決案概要

<sup>(鳩山一郎)</sup>文部大臣ハ学問ノ研究ニ対シ法学部教授ノ主張セシ精

神ヲ酌ミ法令ノ範囲内ニ於テ研究、教授ノ自由及教授ノ進退ニ関スル大学自治ノ確立セラルル様深基ナル考慮アリタキ旨総長ノ申出ニ対シ文部大臣ヨリ左ノ如ク回答アリ

大学ニ於ケル学問ノ研究、教授及教授ノ進退ニ関シ総長ヨリ希望アリタルトコロ右ハ法令並従来ノ取扱例ノ範囲内ニ於テ之ヲ承認シ得ヘシ貴学ニ於テハ大学令第一条ノ趣旨ヲ体シ尚一層大学本来ノ使命ヲ達成スル様努メラレタシ

一九 我々は何故解決案を拒否したか

〔五八〕

一九三三(昭和八)年六月一六日

我々は何故解決案を拒否したか

六月十五日の新聞は京大総長と文部省との間に妥協が遂に成立した旨を報道した。解決策の内容として伝へられた所は次の様であつた。即ち小西<sup>(重直)</sup>総長は文相<sup>(鳩山一郎)</sup>に対して左の如き希望を述べた。「文相は学問の研究に対し、法学部教授の主張したる精神をくみ、法令の範囲内に於て研究・教授の自由及び教授の進退に関する大学の自治の確立せらるゝ様、深基なる御考慮あらんことを望む」と。之に対して、文相は左の如く解答した。「大学に於ける学問の研究、教授及び教授の進退に關し総長より希望ありたる所、右は法令並びに従来ノ取扱例ノ範囲内に於て之を承認しうべし。貴学に於ては大学令第一条の主旨を体し、一層大学本来の使命を

達成するにつとめられたし」と。

我々はこの新聞記事を読んだ場合に文部省並びに小西総長が何故か、る解決案の内容を発表したかについて、幾分の疑を感じた。かゝる内容は総長が秘密裏に持帰り、大学に於て尽力せられることによつて、始めて何等かの意味をもちうるものであり、総長と文部省との会合によつて妥協が成立したかの如き外観を与へたことは我々の理解しがたい点であつた。現に小西総長の談として新聞紙上に告げられてゐる所に依るも「私は出来るだけ尽力をつくす積りであるが、之を法学部教授連が承認するか否かが自分でもわからぬ、とにかく今夜帰洛の上全学並びに法学部と協議してみての上のことである」と云つて居られる点から見ても我々の疑惑は、疑惑として残るわけである。

今かういふ点を無視して云へば、我々が新聞紙を一読して受けた感じは次の様であつた。文部省は今回の事件に付て法学部の主張を一応承認したものである。が再読するに従つてこの解決案の裏面には文面に表わされ得ない何物が存在するのではないかとの疑問を生ぜしめた。更に我々は五月十五日午后三時総長に会見し、この解決案の内容につき説明を受けるに及んで我々の疑惑は遂にはつきりとした形で示されたわけだ。それは文部省は今回の解決案を全

<sup>(平)</sup>然滝川教授の問題と切り離して取り扱ふと云ふのであるが、

それはこの解決案の内容中に滝川教授の復職問題については何等言及しない、之に触れることを絶対に避けると云ふまでであつて、この解決案の内容なるものは滝川教授問題について、文部省側のとつた態度が絶対に正当であると云ふ立場からなされてゐることを総長自身の説明によつて明かにせられたからだ。その結果この解決案なるものは云はゞ滝川教授問題についての文部省側の違法不当の処置を正当化し成文化化する以外の何等の役割をもたないことが発見されたのである。之は云はゞ人をなぐつておいて、お前がなぐられ様(ツマ)な事をしなければ二度とはなぐらない。但し何かなぐられる事かは全然なぐる方の自分の判断に依るのだと云ふのと何等えらぶ所がないことになる。

六月十六日の新聞紙上に佐々木惣一教授談として解決案の個々の文言の内容について、この解決案なるものが如何に法学部の従来の主張を無視するものであるかを明かにせられたがそれは大体次の三点であつた。

第一に法令の範囲内に於て研究教授の自由を認めると云ふのであるが、この法令なる文言が大学令以外の法令をも包含するやの誤解を生ぜしめる。従つて発売禁止になる様な所説は研究教授の自由の範囲外であると云ふ様な誤解を

生ぜしめると云ふことである。

第二に従来の取扱例を承認すると云ふことが総長の説明によれば、教授の進退に付ては、教授会の同意を必要とするとの沢柳事件の解決案の内容を意味すると説明されたのであるが然しこの取扱例の中には教授の進退については総長の具状を必要とすると云ふ意味は少しも含まれて居ないとのことであつた。が、教授会の同意と云ふことは総長の具状をなす上に付ての手續として始めて問題になるのでこれと切りはなして考へる事は出来ぬ。又現に教授の進退については総長の具状は常になされて居たのであるからこの意味に於ても、この解決案は破壊せられたる大学自治の回復に何等役立つものではない。

第三に大学教授の学説が大学に於て教授することを許されざるや否やに關する判断は教授会の意見をかへり見ないで文部大臣が任意に行ひうると云ふ立場が明かにせられた。これでは教授の進退に就ては教授会の同意を要する云ふ先の文言は何を意味するか分らないことになる。一方の手で与へたものを他方の手で取り上げる様なものである。今回の事件について云つても問題の重点は實にこの点に存在して居たのであつて、教授の内容が大学令第一条に所謂国家思想の涵養に害があるか否かの判断を文部当局の一時的な

政策上の理由による判断にゆだねてはならないと云ふのが我々の主張であつた。もしも文部省側の様な解釈が許されるなら文部省側が自らの政策上の理由から如何なる思想をもつて居る教授をも国家思想の涵養に害があると云ふ名目の下に誡首する手段を与へることになるからである。我々はいかゝる結論の不当性のために戦つたのである。我々は我國の国體を變革すべしと云ふが如き論議をなすものを国家思想の涵養に害があるものであると云ふことは充分に認める。が、然したゞ政策上の理由から政府の所見と合致せざる見解を直ちに国家思想の涵養に害ありとなすことと判断は絶対に承認しえない。此等の点が問題になる場合に於てこそ教授の進退について教授会の同意を得るを要すとの大学自治の原則は充分の意味を有つものであり、此点を除外しては教授会の権限を云々することは全然ナンセンスである。総長との会見に於て此解決案なるもの、内容が右に述べた様なものなることが暴露せられた。我々はかゝる「解決案」「妥協案」によつて鬭争の矛を収め得るなどとは夢想だに出来ない。よつて我々は直ちにその旨を総長に上申し、辞表の伝達並びに受理方を要請した。法学部諸教授の意圖もおそらく我々と完全に同一であり、所謂「慰留」には絶対に応ぜられないことを確信してゐる。我々は茲に我等の

態度を是認する輿論の一例証として、次のものを引用して置く。

昭和八年六月十六日

京都帝国大学法学部助教授講師助手副手団

各位

(附録一)昭和八年六月十六日「東京朝日新聞」社説(全文)  
文部大臣と京大総長との間に取りかはされた問答では、三ヶ月にわたる京大問題が解決するとは思はれない。大学令第一条の解釈とその實際に対する適用について、文部省と京都大学法学部との意見が異つてゐるところに、今回の問題が発生したのであるから、その解釈について何等意見の歩み寄りも無く、たゞ大学令第一条の趣旨を体して、大学本来の使命を達成すべく努められたしといつても、今後の問題発生の場合、再び両者の対立は、今日と同じことを繰り返すに過ぎないのである。

また文相が学内の研究に対し法学部教授の主張したる精神をくみ、法令の範囲内において研究教授の自由を認め、教授の進退に関する大学の自治が確立されるやう深甚な考慮をしてくれといふ総長の希望をば、法令並に従来の取扱例の範囲内においてこれを承認し得べしといったところが、

大学官制にいふところの、総長の具申を必要とするか否かの解釈が一致しないでは、問題はそのまま、残る外はない。

もしそれ従来の取扱例を承認するならば、教授会の意見は尊重されなければならないので、これを従来の取扱例であることを認め、将来もこの目標でやるといふなら、滝川教授の休職強行は、明かに違例であることを自認したのであるが、それならばもつと明確に過を改むるの意思を表明しなければならぬ。京大学生大会のいふ如き滝川教授の即時復職は、現在の官庁の取扱としては不可能事であらうと思ふが、文部当局としては、この処分の違例であり、例外であり、法令並に従来の取扱例から見て誤つてゐたといふことは、もつと明確にしなければならぬのである。

両者の間にはされた問答では、鳩山文相が齊藤首相に對してこれでまゝと報告し、小西総長にこれで解決してもらふつもりでも、小西総長もいふ如く、努力を尽しはしても、法学部教授連が承認するかどうか疑問である。むしろ法学部教授も学生も、恐らくこれで納まるとは思へない。これによつて文部当局は責任を、納まらぬ法学部と納められぬ総長に嫁するつもりであらうが、この問答事体が解決の要素を、始めから欠いてゐるのである。

官制に明文があるのに、大学総長の具状をまたずして、

文部省の「事務の都合」により、勝手に教授を休職されたのでは、単に大学の自治といはず、官庁、官制の大綱をみだるものである。この事はいまいなる口頭の問答でなく、文書の形式において、帝国大学一般に対し、又将来の文部当局をも拘束するに足るものを発表する必要がある。京大法学部側でも、滝川教授個人の擁護運動ではないと強調してゐる如く、同教授の休職は一トまづにおいて、専ら大学自治と法令の解釈につき、明確なる意見の一致をして、問題を将来にわたつて解決し、一日も早く三千四百余名の休講学生の学習の要求を満し、帝国大学が事実上の閉鎖状態を去つて、その本来の使命を全うせんことを勧告する。

以上

二〇 軟弱教授を排撃 団結、難局に当れ！ 舌端火を吐

く獅子吼 きのふの京大全学生大会 「三九」

一九三三(昭和八)年六月一七日

京大の嵐尚去らず 軟弱教授を排撃 団結、難局に  
当れ！ 舌端火を吐く獅子吼 きのふの京大全学生  
大会

京大問題は果して何処に落着くか十五日夜総長との会見に

よつて此度の解決希望案が全然承認出来ないことを確信した学生側は、十六日更に全学々生大会を開催して、妥協解決案の排撃と益々固き全学の団結を絶叫した、この日会場たる法経第一教室に参集せる学生三千、さしもの大教室を埋め尽して開会前既に意気軒昂

午後四時二十分文学部代表起つて開会を宣し例に依つて議長に渡邊貞之助君を推薦した、理学部代表の経過報告に次で法学部代表満堂を揺がす大音声を張り上げて教授学生絶対支持の神戸商大のメッセーヂ及び「今学生大会開会中、結束固く意気愈々上る」と言ふ東北帝大の電文を朗読すれば、学生亦急霰の如き拍手を以て之に答へ、更に十五日夜の全代会議より全国各官公私立大に発送したメッセーヂには、帝大聯盟―尚進んで全日本大学聯盟の結成に邁進せんことを提唱した

更に別項の如き声明書及び決議文を朗読、直に万雷の拍手を以て可決、激励演説に移つては法経代表交々起つて大学対文部省の問題を総長対法学部の問題に転嫁した文部当局の政治的奸策を暴露し、強いものにはかなはずといふ軟弱教授を排撃し併せて一層堅固なる団結の力を以てこの難局に当らんことを獅子吼した、折柄掲出された檄に曰く

欺瞞的解決案を絶対排撃しろ！全学の学生諸君！益々一

致団結しろ！飽くまで「大学の自由」を戦ひ取れ！  
かくて同五時二十五分散会

### 声明書

瀧川教授に端を發せる京都帝国大学对文部省の抗争は紛糾に紛糾を重ね既に月余を経過せり、此間法学部教授は勿論我々学生一同は益結束を固め初志貫徹に邁進し来れり、我等が敬愛する小西<sup>(重直)</sup>総長閣下は京大未曾有の重大危機に遭遇し事の善処に努力せられしことは我々一同深く感謝する次第なり、然るに総長閣下の齎らせる最後のものと見られる解決案を見るに法学部教授の主張を全然無視し、字句余りに抽象的にして明瞭を欠き以て世人の眞の理解を他に転ずる結果となり、大学自治に於て教授の進退に関し、総長の具状を要することは大学令の認むる所にして教授会の同意を要するは従来行はれし制度運用上の規律なり、然るに此の点に於て文部当局は極めて莫然たる法令並びに従来の取扱例なる字句を使用せり、法令なる字句は大学令より一層広汎なる意を有するが故に、大学令以外の法律命令によりても、学園の自治を拘束せられる結果となれり、総長の説明によるに、従来の取扱例とは単に総長が具状する際、教授会の同意を要するに過ぎず、総長の具状によることを含まず、また研究の自由につき見んにこれ又文部大臣は教

授会の意見を顧みることなくして、自ら任意にこれを認定し得と云ふにあり、かゝる解決案なるものを法学部教授の認め得ざることは又当然にして我々学生一同も断じて承認するを得ず、総長閣下におかれては既に法学部教授の主張を正当と認めらる、故に速やかにかゝる屈辱的解決案を返上し以て総長以下、教授並びに学生一同、<sup>(マコ)</sup>一身体となり、飽くまで初一念を翻へすことなく、目的貫徹に一路邁進すべきなり、我々は如何なる妥協案をも承認する能はず唯初一念に向つて邁進するのみ、正義の刃、何人あつてこれを挫折するを得ん、我々学生一同は正義の名に於て飽くまで文部省と抗争せんのみ  
右声明す

昭和八年六月十六日

京都帝国大学全学生大会

### 決議

- 一、吾人は今回総長閣下の齎せる解決希望案には絶対に満足する能はず
- 一、吾人は総長閣下が強力を排し正義に立ち吾人の目的貫徹に最善を尽くされんことを重ねて切望す
- 一、吾人は瀧川教授の復職実現まで如何なる慰撫にも応ずるものに非ず

右決議す

昭和八年六月十六日

京都帝大全学々生大会

二一 田村徳治・恒藤恭の声明書<sup>〔五八〕</sup>

一九三三(昭和八)年七月二日

〔封筒裏〕

「左京区岡崎東福ノ川町一〇

末川博様

〔封筒裏〕

一田村徳治

恒藤恭

七月廿二日

去る五月二十六日、他の同僚諸教授と共に辞表を小西前総

長の手許に呈出した我々兩人は、其際法学部教授一同の名

に於て発表された声明書の明示するところの辞表呈出の理

由たる事情が、そのまゝ、存続する限り、みだりに辞を構へ

て辞表を撤回する能はざることを、確く信ずる者である。

（元奥）  
今回松井総長のもたらしした解決案は、さきに鳩山文相と小

西前総長との間に協定された解決案につき新しく説明を加へて居るが、その内容は依然として全法学部教授声明書の趣旨と相容れざるものであり甚だ満足なものである。

該案は「教授の進退を取扱ふにつき総長の具状に依る」といふ多年の先例を承認する旨を事新しく言明してゐるけれど、それは通常の場合についての事であつて、その謂はゆる「非常特別の場合」は、明確に除外されてゐる。だから、該案によれば、いはゆる「非常特別の場合」に於ける教授の進退の取扱については、文部当局は多年確立された右の先例に従ふことを要せぬわけであつて、例へば今回の瀧川<sup>〔五九〕</sup>教授の処分における如く、何時にても総長及び教授会の意見を無視して教授の地位を左右し得る事となるのである。

しかるに、例へば、病氣の爲とか、停年に達したとか云ふごとき事情にもとづいて教授の進退が取扱はれるやうな「通常の場合」において、文部当局側と大学側との間に意見の対立を生ずることは、極めて稀有の事例であつて、恰も謂はゆる「非常特別の場合」においてこそ、兩者の間に意見の衝突を来しがちなのである。それ故、今回の解決案の趣旨のやうに、いはゆる「非常特別の場合」においては多年の先例が尊重されることを要せぬとしたら、大学の自治は有名無実となり、大学における研究及び教授の自由は到底

保障され得べくもないであらう。けだし若しも文部当局が或る教授の学説又は見解を問題として、該教授をして其職を去らしめむと欲するときは、恰もいはゆる「非常特別の場合」に該当するものと認定することにより、総長及び教授会の意見には頓着なく、思ひのまゝにその欲する所を實現し得ること、なるからである。

右のやうな次第であるから、該解決案は決して将来に向つて大学の自治及び研究の自由の保障をあたへるものではなく、従つて、該案を承認することによつて、既に毀損された大学の自治、研究の自由を回復し得ると言ふときは、全く根拠を欠く主張であると断定する外はない。

故に、我々兩人は松井総長の一方ならぬ尽力を多とするものではあるけれど、不幸にして其慰留に応じてさきに呈出した辞表を撤回すべき理由を見出すことが出来ない。

今や、六教授の免官の結果、存亡の危機に面してゐる我京都帝国大学法学部の前途について我々兩人は衷心から深く憂へる者であり、且つ自己の進退については及ばずながら一切の考慮をつくした所存であるが、如何にしても辞意を翻して留まり得ないことは、まことに遺憾の極みである。

昭和八年七月二十二日

田村徳治

## 二二 声明書（法学部教授七名）

一九三三（昭和八）年七月二二日

### 声明書

我々が先に辞表を提出したる理由は五月二十六日に発表したる声明書に明かなるが如く学問の自由と大学自治の確保にあつたのである、しかるに松井<sup>（元奥）</sup>総長並に小西<sup>（重直）</sup>前総長の文部当局に対する交渉の結果として当初の目的を貫徹することを得たるがゆゑにここに辞表を撤回して留任することに決定した、我々は声明書において学問の自由については国家思想を破壊せず、また人格の陶冶を妨害せざる範囲内において絶対的自由を主張したのである、しかるに小西前総長のいはゆる解決案においては法令の範囲内においてこれを認め得べしといふ文部当局の回答あり、松井総長に対しては右解決案中に「法令」とは大学令その他大学に関する法令なりとの回答があつた、しかして現在大学令以外には学問の自由<sup>（元奥）</sup>に制限を加へる法令は存在せざるが故に結局大学令の範囲内において絶対的自由を得べくそれ以外に何ら学問の自由を制限するもの存在せざるは文部当局の明かに

認むるところとなつた、これはわれわれが声明書において主張したところを完全に認容したものである、次に大学の自治に関してはわれわれは声明書において「教授の進退は総長の具状を待つてこれを行ひかつ総長は教授の進退につき具状せんとする時必ず予め教授会の同意を得るを要することを必要とす」と主張し文部当局またこれを容れ文部当局が教授の進退を取扱ふにつき総長の具状によるべきことを言明したのである、たゞ今回瀧川教授につき文部当局の執つたる処分は甚だ不当にしてわれわれの遺憾に堪へざるところであるが、文部当局もまたこれを「非常特別の場合」と弁じかくの如き処置を再び繰返すの意思なきことを明かに認識することが出来るのである、かつ大正三年奥田文相とわが法科大学との間に成立したる協定の補充として今回新たに松井総長は「総長が文部当局より教授の進退に関し意見を求められたる時はこれを当該教授会に諮問し必ずその答申により具状する」ことを文部当局に提示し文部当局これに対して諒解を与へた、これまたわれわれの声明書において主張したところのものであつて前記総長の具状によるとの言明と相まつて大学の自治を確保し得るものと信ずる、これを要するに今回の事件に関しわれわれの主張したところは貫徹せられ将来学問の自由および大学自

治確保のために憂ふべきものなしと信じてこゝに辞表を撤回することになつたものである、たゞこの問題に關して多数同僚の免官を見たるは遺憾に堪へざるところであつてわれわれの関心は専らこの点に存するものである

昭和八年七月二十二日

末廣重雄、中島玉吉、山田正三、  
鳥賀陽然良、牧健二、渡邊宗太郎、  
田中周友

〔注〕『京都帝国大学新聞』一九三三年八月五日に掲載。

二三 岩波茂雄書翰(佐々木惣一宛)

〔六九〕

(一九三三(昭和八年七月)二三)

〔封筒裏〕

「京都市下鴨泉川町

佐々木惣一様

親展」

〔封筒裏〕

「東京神田一ツ橋

岩波茂雄

二十三日」

拝啓

益御健勝奉賀候

陳は京大問題につきては初めより非常なる関心をもち居りしにも不係御手紙も差上げず失礼仕り候過日感想の一端を電報に托し御返電をいただき難有存じ候

小生は法学部の微動もせず所信に一貫せる態度に衷心より敬意を表し居り候処此度軟派残留組なるもの生じ強權の暴圧に屈伏せるは九仞の功を一簣にかくものとして残念至極に候

きく所によれば先生は教授助教の職責の相違を説いて残留をすすめしとの事小生の心外とする所に御座候深きく

意義は存せず候も大義大節よりすれば瀧川氏(幸題)の復職なき限り玉碎以外には途なきものと存じ候非常時の特例の連発なきを保証せざる限り大学の自治研究の自由も空文となる恐

なきが根本問題たる瀧川氏の学説の正邪少くとも大学教授の位置を奪ふに価する程国家に有害なりや否やにつきの論究をさけて徹底的解決は望み得べからずと存じ候貴兄如何小生は独り力瘤を入れ居りしに法学部の分裂を見て遺憾の念に不堪候分裂の動機が真理に対する見解の相違より来りしなれば尚忍ぶべきも理想主義より便宜主義への転向としての政策的意味ありとすれば小生は学徒の態度として承認

するを得ず候

政事家は結果を考ふべきも学徒は一直線に真理と信する所に邁進すべきものと存じ候残留組の声明は肝要なる個所をさけて甚薄弱なるものに比して玉碎組二教授の声明は吾人の良心に訴ふるもの有之候小生は七教授が大事に際して大節を誤りし様存じ候  
所感のまま申上候  
具  
二十三

佐々木先生侍史

岩波茂雄

二四 文部省との折衝について松井元興総長よりの報告\*

〔二五〕

一九三三(昭和八)年七月二十五日

〔松井元興〕

一、総長ヨリ今回事件ニ関シ文部省ト折衝セシ大要ニ付報告アリ

附記

鳩山文相ト小西総長トノ間ニ行ハレタル申出及回答ノ

解釈

一、申出及回答中ニ在ル「法令」ハ大学令其他大学ニ関

スル法令ト解シテ可ナリヤ

然リ

(華區)

二、今回瀧川教授ニ付文部当局ノ執リタル処分ハ非常特別ノ場合ニシテ文部当局ガ教授ノ進退ヲ取扱フニ付  
総長ノ具狀ニ依ルコトハ多年ノ先例ニ示ス通りナリ  
ヤ

然リ

昭和八年七月十八日文部当局ノ与ヘタル回答

具狀手續内規

総長ガ文部当局ヨリ教授ノ進退ニ関シ意見ヲ求メラレタルトキハ之ヲ当該教授会ニ諮問シ必ス其ノ答申ニ依リテ具狀スル事

昭和八年七月十八日文部当局ニ提示了解ヲ得タリ

## 二五 説明書（法学部講師・助手・副手八名）

〔五八〕

一九三三（昭和八）年七月二七日

説明書

法学部新教授会は今回の「新解決案」により、当初の主張貫徹せるものと認め、我々に対しても同一の理由に依りて、辞表を撤回せんことを求められた。然し乍ら我々は今

回の「解決案」により我々の主張貫徹せるものと認むるを得ないから、之に応ずることが出来ない。

今回の解決案の第一点について見るに「『法令』とは大学令その他大学に関する法令なり」とあるも、それは小西前（重直）総長の先きの解決案に対する説明と全く同一であつて、何等新なるものを認めたのではない。我々は国家思想を破壊せず、又人格の陶冶を妨得せざる範囲内に於ける研究の自由を主張したのであり、換言すれば研究の自由の限界を樹てうるものは、一に大学令のみなることを主張したのである。然るに今や大学令のみならず「その他大学に関する法令」による制限をも甘受するならば、それは何等前主張を貫徹するを得たとは言ひ得ない。のみか将来に於ける研究の自由の保障を自ら放棄せるものに他ならない。

本案の第二点について見るに、文部当局は「今回瀧川教授につき文部当局のとりたる処分は非常特別の場合にして、文部当局が教授の進退を取扱ふに付き、総長の具狀によることは多年の先例に示す通りなり」と言ふもその意味は「瀧川教授処分の如き非常特別の場合には異例として、通常の場合には先例通り総長の具狀に依つて行ふ」と言ふに他ならず、言ひかふれば「非常特別の場合なりと政府の認定せるときは、異例として今後も行ふことあるべし」との意に解する

の外はない。然るに大学自治の一端としての総長の具状権の行使が最も重大なる意義を有つのは、宛もかゝる非常特別の場合であり、我々の主張も実に茲に存したのである。

従つて本案を承認することは非常特別の場合即ち具状権の最も必要なときに具状権に依らずとも可なり、といふことを是認したものに他ならぬのである。之は結果において具状権の存在を有名無実ならしめるものであり大学自治の保障を自ら放棄するものである。之を以て具状権確認され我々の主張貫徹せりと言ふが如きは具状権の本質の何たるやを解せざるも亦甚だしきものと言はねばならぬ。或はこの文言を解して政府はかくの如き処置は非常特別の場合にして今後は再び繰返すの意思なきことを明に認識し得べしと解するが如きは之れたゞ一方的主観的の「確信」に過ぎない。従つて少くともこの非常特別の場合とは一回限りの意なることについての文部当局の意向が何らかの形に於て客観的に表示されぬ限り、単なる「確信」のみを以てしては、文部当局が再びかゝる事態を繰返さざるの保証を得たものと言ふを得ない。

次に「具状内規に対する文部当局の諒解」についても、形式上かゝる内規は総長が独断にて定め文部当局の諒解を求むべき性質のものでなく、又内容より見るも総長を文部

当局と教授会との間の單なる伝達機関たらしめたものであり、文部当局が或教授の進退を直接に教授会の問題として得ることとなり、大学自治制度上与へらるべき総長の権限を不当に制限したものに他ならず、形式上内容上共に大学自治の破壊である。

以上の如く今回の「解決案」は何れの点に於ても我々の当初の主張を何ら貫徹したものでなく、従てこの解決案に承服することは正に当初の主張を放棄するのみならず、將來に於ける研究の自由、大学の自治の保障の破壊を甘受したものに他ならぬ。然るに今やかゝる案を以て我々の主張貫徹せりと称し甘じて職に留る人々によりて事実上京大法学部は存続させられんとしてゐる。我々は幾千の先輩の努力に成りし三十有余年の歴史を誇る京大法学部の研究の自由と学園の自治が茲に瓦解し終つたことを痛恨すると共に今我々が敢然として形骸の学府を去ることこそ、真に光輝ある京大法学部の伝統的精神を永遠に生かし得る唯一の途であると確信する。

依て我々は既に提出せる辞表の即時受理を要請する次第である。

昭和八年七月二十七日

講師 田中直吉

二六 檄

〔封簡表〕  
〔博〕  
「末川教授殿」

檄

〔幸〕  
瀧川教授問題ガ文部当局ノ冷静ナ判断ニヨツテ遂ニ解消セラレルデアラウ事ヲ確信シテキタ吾人モ今ヤ問題ガ急角度ニ悪化シテ来タコトヲ認メザルヲ得ナイ

言フ迄モナク大学ニ於ケル研究批判ノ自由ハ飽ク迄保持セラルベキモノデ万一政党ノ恣意政策ノ犠牲ニ供セラレ引イテハ歴史ノ齒車ヲ阻止スルニ至ルナラバ社会ノ凡ユル進歩

同 加古祐二郎  
助手 於保不二雄  
同 大森忠夫  
同 中田淳一  
同 森 順次  
副手 石本雅男  
同 浅井清信

〔一九三三(昭和八)年〕  
〔五八〕

ト前進ヲ不可能ナラシムルデアラウ俗悪ナル輿論ニ抗シテ戦ヒ叫ンター一人ノ声ガ人類ノ暁ト平和ヲ告グル希望ノ星デアツタ歴史ノ数々ハ今コ、ニ繰返ス迄モナイ  
社会ノ不安ト非常時ノ叫ビ満チ溢レ「力」ノ戒嚴令ノ下ニ正シキ言論批判ノ自由ガ蹂躪サレントスル秋「瀧川教授問題」コソ望ト目標ヲ失ヘル社会ニ投ゲ与ヘター一大プロテストデハアルマイカ  
我々ハ何時マデモ養ハレタル迷羊デハナイ  
コ、ニ再ビ瀧川教授ヲ支持シ全教授団結束擁護ヲ声明スル所以デアル。

以上

|          |    |            |
|----------|----|------------|
| 第三高等学校出身 | 法二 | 磯田一郎       |
| 第四 全     | 法二 | 安間正一       |
| 第六 全     | 法二 | 〔博士〕<br>岡野 |
| 第七 全     | 法三 | 井上利行       |
| 第八 全     | 法二 | 糸田 隆       |
| 水戸 全     | 法二 | 吉田太郎       |
| 静岡 全     | 法二 | 椎野俊夫       |
| 福岡 全     | 法三 | 〔英志〕<br>護山 |
| 新潟 全     | 法二 | 山崎 勉       |
| 東京 全     | 法一 | 石塚六郎       |

農林経済学部代表

齊藤静雄

三高 全

文二 津田 穰

松江 全

文二 木村

四高 全

經二 西崎壽太郎

二七 京大復帰問題經過

〔五八〕

一九三四(昭和九)年三月一六日

京大復帰問題經過

三月一日 午前十時 黒田氏(寛)の奔走により、黒田氏親族の

私宅に於て細野氏(長兄)に面会。面会者左記七名。

黒田、大岩、大隅(健一郎)、佐伯(子四)、田中(不謙)、於保(忠志)、大森(孝一)

下記の者は欠席、加古、森、中田(病氣のため)、八木(元)

浅井、石本欠席者中元副手は黒田氏の言によれば全く考

慮に入れず。反対ありて出頭に決定。左の如き細野氏の

言を聞く。

(一)、法学部の現状見るに忍びず、常に奔走し京大問題の

ため日夜眠れず、玉碎組をよく理解し、残留組の態度を

批難攻撃し、かゝる現状の中に在つて敵中に入つて敵陣

を崩すこと。之れ本旨。

(二)、主張を枉げず一団として復帰し得るやう残留組山田

正三氏をとなりつけて、教授会の意向を一団として受け入れるようにしたこと。

(三)、助教授以下の復帰は教授の復帰と分離し得ず、只今

では教授の復帰は直ちに実行できず、故に先づ助教授以下

が復帰して後、外部の三十九年会(京大法学部三十九年

卒業生の会)が残留教授会を圧迫して教授復帰を努力する

こと。

午後二時散会。午後七時再会、細野氏の復帰勧告に対す

る回答を協議し、結局免官教授の復帰は現状において全

く不可能につき、再建不可能、更に立命館の関係もある、

故に復帰を拒否することに大勢決定。次の如き回答する

ことに決定す。

「免官教授の復帰が実現可能性ある場合に考慮する」

この時會する者中田氏(病氣の爲)を除き十一人。

三月二日 午前十時中田氏を除き十一人前日の場所に會合。

午前十一時細野氏来訪。右様回答す。立命のことを質

したところ細野氏は自分が中川総長に面会して容易に解

決するやうに答ふ。更に有信会の関係をも問ふたら、全

く関係なき旨答へ、有信会の決議を無視する態度に出づ。

細野氏雑談後午後一時散会。

三月十二日 午後六時前場所に會合。會する者十二人。細

野氏来り、何等新しき事実の報告なく、雑談後質疑無き  
かと言ひ、何等吾等の決定的意向を聞くを欲せず、何の  
爲めに会合したかその意味を解せざる旨話し合ひて、午  
後の九時散会。細野氏のみ全場所に留る。吾等の先の回  
答を細野氏が吾等に復帰の意（一団として）ある如く誤解  
したかに見ゆ。これは後の細野氏の態度から判明。

三月十三日 午後七時前場所に十二名会合。

細野氏が吾等が一団として帰る如く前回答を誤解してゐ  
る如く見ゆる故に、前回答が拒否の意味なることに限定  
せんことの提議あり。大偶<sup>(講)</sup>、黒田、二氏は先の回答中考  
慮とは帰るべく考慮すの意なりと主張し、他の全部は、  
免官教授帰復は現実不可能につき吾等の復帰は考慮の余  
地なき意を表明。この時細野氏来り、田中氏を別室に呼  
び復帰の場合は氏の従来の専攻科目外交史を国際公法に  
変更する旨告ぐ。田中氏別室より帰り全員にこの旨告ぐ。  
但し黒田氏は自己の専攻政治学を行政学に変更される旨  
聞きながら之を全員に告げず。先の提議について全員の  
意一致せず、時間切迫し、細野氏を呼び、先づ氏の談を  
聞きたる後に更に協議する旨決定。

細野氏来る。三月一日に勧誘したると同趣旨のことを  
述べて残留教授会において元助教教授以下一団として復帰

さすべく決議されたる旨を告ぐ。細野氏別室に退き、十  
二人に於て協議。(一)今更節を枉げて復帰すべき何等の理  
由なし、(二)しかも吾等はその後立命館其他に於て研究の  
地盤を有つに至り、従て新たに遂行すべき使命を負ひ、  
立命館其他に対する情誼を有す、(三)よつて京大復帰の交  
渉には応じ難し、と回答すべく大多数一致す。黒田、佐  
伯、大偶<sup>(講)</sup>、大森の四氏は「一団としてならば復帰するも  
何等かの意味あり、個別的復帰は意味なし」との意見を  
述ぶ。結局、細野氏の復帰申出には応じ難しと決議。こ  
の旨細野氏に回答す。細野氏再考を促す。再考の余地な  
き旨決議。これを細野氏に答ふ。この時細野氏は午後四  
時吾等に何等図らずして、山崎達之助・有馬忠三郎の二  
氏を電報にて招きし由述べ、明日両氏に対し吾等一同よ  
り細野氏の誤算を釈明すべく依頼さる。尚ほ明日細野氏  
に個別的面会すべく全氏より申出す。この意味を田中氏  
が細野氏に確めたるころ、復帰交渉を個別的判断にう  
つしたるに非ず、只々一団としての復帰交渉に対す各個  
人の意見を聞き度しとの意味なりと細野氏答へ、この旨  
田中氏一同に告ぐ。午前二時散会

三月十四日 午前九時、全所に会合。於保氏のみ会ふ必要  
なしとして来らず。中田、大森、大偶<sup>(講)</sup>、佐伯、森、大岩

田中加古八木<sup>(三氏は一團)</sup>細野氏に面会。石本氏のみ呼び出されず。個別的な面会終了後、昨日の団体的決議を翻へしたるに非ず、又個別的判断にうつしたるに非ずとの旨一同に於て確めたるどころ全員異議なし。午後一時散会。しかるに、黒田氏等は右団体的決議を無視し、黒田氏は佐伯、中田、大偶<sup>(偶)</sup>、大森、の四氏を都ホテルに呼び出す。上記五氏は山崎、有馬、細野の三氏に口説かれて、復帰の内諾を与ふ。後、佐伯、中田、大森の三氏於保氏を訪問、復帰を勧誘、於保氏復帰承諾。午後九時、佐伯、中田、大森、於保の四氏は森氏を訪問、更に大偶氏<sup>(偶)</sup>は森氏を訪れ森氏と都ホテルへ行く。森氏全ホテルに於て口説かるも回答せず。佐伯氏等四氏は田中氏を訪問するも田中氏は不在。

都ホテルにおいて、上記、黒田、大偶<sup>(偶)</sup>、佐伯、中田、大森、於保の六氏の内諾後、黒田氏の政治学より行政学への専攻科目変更の件曝露。但し、黒田氏のみは科目変更の件につき意義なきも、他の五氏の意見紛糾。意見一致を見ずして散会。午前二時。

三月十五日 午前十一時中田、大森、於保三氏は田中氏を訪問。復帰内諾を与へし旨を告げて、復帰を勧誘するも、

田中氏は断乎として拒否、大岩、加古両氏は田中氏を訪問。中田、大森、於保氏等に復帰内諾を詰問する。午前十一時大偶氏<sup>(偶)</sup>は八木氏を訪問、復帰内諾を告げ、復帰を勧誘す。都ホテルで山崎、有馬、細野三氏より復帰勧誘、考慮を約して全ホテルを去り、電話にて拒絶。大岩、加古、田中の三氏は楽友会館に於て山崎以下三氏に面会、復帰勧誘。考慮を約して別る。

森氏都ホテルより帰来。大岩、加古、田中、森、八木、石本の六氏末川先生方に集合。電話にて右六名の復帰拒絶の旨通告。更に、電話にて復帰組に復帰拒否の旨通告。三月十六日 正后<sup>(午後)</sup>、山崎、有馬、細野の三氏から山崎氏の談として次の如き談話を発表。

「母校復帰の爲め我々が復帰を切望したに對し六氏の内諾を得たことは誠に感謝にたへないところである」――

大阪朝日三月十七日紙より。午後四時、大岩、加古、田中、森、八木、石本の六氏は楽友会館に集合、左の声明書を発表。

「我等六名は曩に細野氏に對し、元助教以下十二氏の団体的意思として答へたる如く、(一)我等の節を屈して復帰すべき理由毫もなく、(二)立命館大学其他に於て教員として新しき責務を有するが故に、京大法学部への個別的

復帰の交渉に応ずることを得ない。茲に我等左記六名の態度を闡明す。

昭和九年三月十六日

大岩誠、田中直吉、加古祐二郎、  
森順次、石本雅男、八木清信

(注意。本報告は公表の爲めのものに非ず、但し必要なる場合はこの限に非ず)